

第10 建設業の労働災害防止について

建設業における労働災害については、他産業に比べ、死亡災害などの重篤な災害が多い傾向にあり、災害の種類については、「墜落・転落災害」及び「重機災害」、「崩落・倒壊災害」のいわゆる三大災害が全体の3分の2程度を占めており、これらの災害の防止に強力に取り組む必要がある。

このため、建設業労働災害防止協会では、建設業における労働災害防止5か年計画を定め、災害発生件数の抑制目標の達成に向け種々の取り組みを進めており、特に、墜落・転落災害に対しては、毎年度キャンペーンを開催している。

「墜落・転落災害撲滅キャンペーン」の概要

I 趣旨

平成30年度からスタートした「第8次建設業労働災害防止5か年計画」において、死亡災害の平均発生件数を第7次計画の平均発生件数と比較して15%以上減少させることを目標としている。

また、死亡災害の4割を占める墜落・転落災害についても、同様に15%以上の減少を目標としており、日頃から実施する墜落・転落災害防止対策に加え、協会及び会員等は、墜落制止用器具の適正な使用方法等の周知を行い、更なる墜落・転落災害防止対策の徹底に取り組むこととする。

II 期間

平成30年を初年度、令和4年度を最終年度とし、毎年8月1日から9月10日までの期間とする。

※国の推進する「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン（準備4月、実施5月から9月）と期間が重なっているが、この期間の災害発生件数が多いことから、「3つの密」を避けるなど新型コロナウイルス感染症防止に配慮しながら、熱中症対策と併せて取り組むこととする。

III 実施内容

1. 墜落・転落災害を防止するための基本事項の確認

作業床の設置・手すり等の確認・安全帯の使用・踏み抜き防止措置・足場からの墜落防止
足場の点検の実施・作業主任者の選任・特別教育の実施・安全衛生教育

2. 足場用墜落防止用設備の作業開始前点検の徹底

3. フルハーネス型安全帯の適正使用の徹底

4. 広報活動の積極的な推進

- (1) スローガン等の設定 建設工事従事者の意識向上のため、スローガンを設定する。
- (2) 広報活動の実施
 - ① 広報紙「建設の安全」にキャンペーンの実施と内容等を掲載する。
 - ② キャンペーンリーフレットを作成する。
 - ③ 啓発用ポスター、ワッペン、のぼりを分布する。

建設業労働災害防止協会茨城県支部

TEL:029-300-4638

FAX:029-300-4639

第11 公共工事等の出来高融資制度のご案内

茨城県建設業協同組合

茨城県建設業協同組合では、建設業振興対策の一環として、国や県、地方公共団体等が発注する建設工事や公共性のある民間工事を受注した元請建設企業が、その工事の出来高に応じて、工期中にその出来高部分を低利により随時、資金化することができる2つの融資事業（地域建設業経営強化融資事業・茨城県建設業振興資金事業）を実施しております。

茨城県建設業協同組合が金融機関から借り入れる転貸融資であるため、金融機関の融資枠を利用しません。これにより、保証人・担保が不要なうえ、低金利かつ迅速に融資が受けられます。

機会ある毎に有効にご利用いただき、経営の安定と公共工事等の円滑、かつ適正な施工の確保にお役立ていただければ幸いです。

制度の主な内容は次のとおりです。

◎地域建設業経営強化融資事業・茨城県建設業振興資金事業における共通項目

1. 利用条件

工事代金債権を茨城県建設業協同組合に債権譲渡することについて発注者が認めた工事であること。

2. 融資の金利

年利 1. 2 %

3. 融資できる金額

(1) 中間の融資額

$(\text{請負金額} \times \text{工事出来高率} - \text{既受領済額} - \text{違約金}) \times 95\%$

※違約金とは、工事不履行による契約解除の際のもので、ここでは請負金額の10%

(2) 竣工の融資額

$(\text{請負金額} - \text{既受領済額}) \times 90\%$

4. 融資の精算

債権譲渡を受けた工事代金を発注者から受領した時、速やかに融資額と利息を精算し残額をお支払いたします。

5. 融資額の算定例

(単位：千円)

| 請負金額 | 出来高率 | 前払金 (40%の場合) | 違約金 (10%) | 融資額 |
|---------|------|-----------------|--------------|--------|
| 30,000 | 80% | 12,000 | 3,000 | 8,550 |
| 50,000 | 80% | 20,000 | 5,000 | 14,250 |
| 100,000 | 90% | 40,000 | 10,000 | 38,000 |
| 100,000 | 100% | 40,000 | — | 54,000 |

※2つの融資制度ともに同様の算定方法です。

①地域建設業経営強化融資事業について

(地域建設業経営強化融資制度・下請セーフティネット債務保証)

1. 制度の特徴

国土交通省が中小・中堅建設企業の資金繰り対策としておこなう公的な融資制度です。また、本制度における借入金は、経営状況分析「負債回転期間」の負債合計額から控除することができるため、Y 評点のアップに繋がります。

2. 対象となる工事

発注者が債権譲渡を認めている国、県及び市町村工事
発注者が債権譲渡を認めている公共性のある民間工事

3. 融資する期間

原則として 120 日以内。ただし、工事代金の支払いがあるまで延長。

②茨城県建設業振興資金事業について

(工事代金立替制度)

1. 制度の特徴

茨城県から借り入れた資金をもとに、茨城県等が発注する建設工事を受注した県内建設企業が、工事代金債権を担保として低利な資金繰りを図り、経営の安定と健全な発展、並びに県工事の円滑かつ適正な施工の確保を推進することを目的におこなう融資制度です。

2. 対象となる工事

茨城県（本庁、企業局、各出先機関等）発注工事
茨城県開発公社、茨城県道路公社等発注工事

3. 融資する期間

原則として 60 日以内。ただし、工事代金の支払いがあるまで延長。

①地域建設業経営強化融資事業（地域建設業経営強化融資制度・下請セーフティネット債務保証）、②茨城県建設業振興資金事業（工事代金立替制度）ともに、申請に係る書類等は、一般社団法人茨城県建設業協会ホームページよりダウンロード可能となっております。本制度に関するご質問やご相談などがございましたら、お気軽にお問合せください。

【お問合せ先】

茨城県建設業協同組合
水戸市大町 3-1-22
TEL 029-221-5126
FAX 029-225-1158

第12 建設キャリアアップシステムについて

1 建設キャリアアップシステムとは

建設キャリアアップシステム（以下「CCUS」）は、技能者の資格、社会保険加入状況、現場の就業履歴等を業界横断的に登録・蓄積する仕組みです。

このシステムの活用により技能者が能力や経験に応じた処遇を受けられる環境を整備し、将来にわたって建設業の担い手を確保することを目的としています。

運営主体は一般財団法人建設業振興基金で、平成31年4月より本運用を開始し、5年で全ての技能者（330万人）の登録を目標に推進しています。

2 CCUS登録のメリット

(1) 技能者の処遇改善

ア 技能レベル（評価結果）を活用して、技能者一人ひとりの技能水準を対外的にPRし、技能に見合った評価や処遇を実現します。

イ CCUSにより蓄積された就業実績が、建設業退職金共済制度の掛け金に充当され、退職金を漏れなく積み立てられます。

(2) 現場管理の効率化

ア 現場に入場する技能者一人ひとりについて、技能者の保有資格・経験や社会保険の加入状況等がシステム上で簡単に確認できます。

イ システムの登録情報から作業員名簿や施工体制台帳の自動作成が可能であり、書類作成の負担軽減やペーパーレス化で業務の効率化が図れます。

ウ 下請や技術者の稼働状況がリアルタイムに把握できます。

(3) 経営事項審査の評価対象

ア 技術力（Z）の評価項目において、レベル3又はレベル4の判定を受けた技能者を雇用する事業者が評価されます。

イ 令和5年1月以降は、CCUSの事業者登録を行い、現場にカードリーダーを設置するなど、就業履歴等の蓄積に必要な措置を講じている事業者も評価対象となります。

3 本県における取組

令和4年4月から土木部が発注する工事（前年度発注済みで令和4年4月1日以降も施工中の工事を含む。）において、CCUSを活用した場合に工事成績評定で加点する取組を試行しています。

4 その他

CCUSの詳細については、次のホームページでご確認ください。

●国土交通省：<https://www.mlit.go.jp/>

（ホーム＞政策・仕事＞土地・不動産・建設業＞建設市場整備＞建設キャリアアップシステムポータル）

●建設キャリアアップシステムホームページ：<https://www.ccus.jp/>

（運営；（一財）建設業振興基金）

第13 建設業退職金共済制度、建設共済保険（法定外労災補償制度）、建設業労働災害防止協会について

○建設業退職金共済制度

この制度は、建設業を営む事業主が勤労者退職金共済機構と退職金共済契約を結んで共済契約者となり、建設現場で働く労働者を被共済者として、その労働者に当機構が交付する共済手帳に労働者が働いた日数に応じ掛金を納付し、その労働者が建設業界の中で働くことをやめたときに、当機構が直接労働者に退職金を支払うというものです。この制度は、建設現場で働く人たちのために、中小企業退職金共済法という法律によって国がつくったもので、当機構がその運営にあたっております。これにより、建設業で働く人たちの福祉の増進と雇用の安定を図り、ひいては、建設業の振興と発展に役立てることをねらいとするものです。

国の制度5つの特長

- 1. 国の制度なので安全確実かつ簡単**
退職金は国で定められた基準により計算して確実に支払われます。手続きはきわめて簡単です。
- 2. 退職金は企業間を通算して計算**
退職金は、働く企業が変わっても、それぞれの期間を全て通算して計算されます。
- 3. 国が掛金の一部を負担**
新たに加入した労働者(被共済者)は、国が掛金の一部(初回交付の手帳の50日分)を補助します。
- 4. 掛金は損金扱い**
掛金は、法人では損金、個人では必要経費として全額非課税となります。
- 5. 経営事項審査で加点**
公共工事の入札に参加するための経審において、制度に加入し履行している場合には、加点評価されます。
- 6. 電子申請で手続き可能**
掛金は、インターネットを利用して電子的に納付することも可能です。これにより、事業主は、共済証紙の購入・貼付・消印および共済証紙の現物管理が不要となります。また、労働者はいつ、どこの事業主で掛金が納められたか確認することが出来るため、掛金納付実態の透明化が図れます。

【退職金の請求】

1. 退職金は、今までに貼られた証紙および電子申請により掛金納付された日数の合計が12月（21日を1ヵ月と換算）以上で次の退職事由に該当する場合に支給されます。掛金納付月数が12月以上24月未満の場合、退職金の額は掛金納付額の3～5割程度の額となります。（遺族請求は計算が異なります。）

- (1) 自分で独立して仕事をはじめた。
- (2) 無職になって、今後どこにも就職しなくなった。
- (3) 建設関係以外の事業主に雇われた。
- (4) 建設関係の事業所の社員や職員になった。
- (5) けが、又は病気のため仕事ができなくなってやめた。
- (6) 満55歳以上になってやめた。
- (7) 本人が死亡した。（死亡したときは、退職金は遺族に支払われます。）

2. 退職金を請求するときは、退職金請求書（各都道府県建退共支部に有ります。）に必要な事項をもれなく記入し、手帳・住民票・身元確認書類（運転免許証等の写し）・振込金融機関の通帳等の写し・退職所得の受給に関する申告書等を添えて支部に提出してください。

3. 退職金は、「口座振込（普通預金）」によりお受け取りできます。

【掛金日額320円からはじめた場合の退職金額早見表】

(R4.4.1 現在)

| 貼付枚数 (枚) | 年数 (月数) | 退職金 (円) | 貼付枚数 (枚) | 年数 (月数) | 退職金 (円) |
|----------|----------|---------|----------|------------|-----------|
| 252 | 1年 (12月) | 24,192 | 1,764 | 7年 (84月) | 600,231 |
| 378 | (18月) | 49,728 | 2,016 | 8年 (96月) | 696,999 |
| 483 | (23月) | 78,624 | 2,268 | 9年 (108月) | 793,767 |
| 504 | 2年 (24月) | 161,280 | 2,520 | 10年 (120月) | 893,559 |
| 756 | 3年 (36月) | 241,920 | 3,780 | 15年 (180月) | 1,409,319 |
| 1,008 | 4年 (48月) | 325,786 | 5,040 | 20年 (240月) | 1,933,479 |
| 1,260 | 5年 (60月) | 414,087 | 6,300 | 25年 (300月) | 2,474,439 |
| 1,512 | 6年 (72月) | 503,463 | 7,560 | 30年 (360月) | 3,038,919 |

○証紙252日分を1年として計算した場合の退職金額です。

○320円以前の貼付実績がある場合は、ホームページで概算退職金を試算することができます。

問い合わせ先

建退共茨城県支部 水戸市大町3-1-22 電話 029-225-0095

勤労者退職金共済機構建設業退職金共済事業本部

URL: <http://www.kentaikyotaisyokukin.go.jp>

○建設業労働災害防止協会

建設業労働災害防止協会は昭和39年6月29日に公布された「労働災害防止団体等に関する法律」に基づく告示により、特に災害の多い建設、陸上貨物、港湾荷役、林業、鉱業についてそれぞれ業種別に労働災害防止協会を設立することとなり、昭和39年9月1日、労働大臣の認可を受け、設立されました。

I 建災防の使命

労働災害防止団体等に関する法律第36条に規定されている

- ① 労働災害防止規程を設けること。
- ② 会員に対して労働災害防止に関する技術的な事項について指導及び援助をすること。
- ③ 機械、器具の試験及び検査、労働者の技能に関する講習、情報の収集及び提供、調査及び広報を行うこと。
- ④ これらの業務に付帯する業務を行うこと。

II 組織

建設業労働災害防止協会は、本部を東京都港区芝5-35-2に置き、各都道府県に支部を置く。また各支部は県内に複数の分会をおいて各種事業活動を展開しています。

建設業労働災害防止協会は、平成元年7月18日より、特別の法律により設立される民間法人となり、その内容については下記のとおりとなりました。

条件1 : 特別の法律により設置数を限定されている。

条件2 : 国が役員を任命しない。

条件3 : 国またはこれに準ずる者の出資がない。

建設業労働災害防止協会茨城県支部においては、事務局を水戸市大町3丁目1番22号（茨城県建設センター内）におき、一般社団法人茨城県建設業協会支部所在地単位等により、分会を置いて、事業活動を展開しています。

III 事業の内容

(1) 各種建設現場安全パトロールの実施

茨城県支部においては、上記記載の建災防の使命に基づき、各種事業を展開していますが、直接労働災害防止にかかわる事業としては、支部が本部に推薦し本部が委嘱をした「安全指導者」が直接現場に出張し、現場安全を指導する事業（7月は主として木造低層工事現場を対象、12月・1月にあつては年末年始土木建築現場に対して、3月には年度末の建設現場の追い込み時期の労働災害防止を目的として、又11月については、(公社)建設荷役車両安全技術協会との共催による車両系建設機械の労働災害防止のための活動）を行っています。このほか各分会の独自判断による、建設現場の災害防止活動に従事しております。

(2) 各種安全大会の開催・参加

支部は、事業場・労働者の安全意識の高揚・定着化を目的として安全大会を企画運営するほか、優良事業場・優良従業員の表彰を実施しております。

支部独自で実施するものとしては、7月に展開される安全週間の準備月間である6月に「死亡災害ゼロ推進大会」を開催、10月は県内の労働災害防止団体との共催により「茨城県労働安全衛生大会」を開催しています。又、本部が企画運営する、全国建設業労働災害防止大会に参加し、各種労働安全衛生の情報の収集に例年従事しております。

IV 支部が独自に実施する技能講習等事業

支部は、労働局に登録した登録教習機関として、労働安全衛生法に基づく各種作業主任者・技能講習を実施するほか、労働安全衛生法に基づき事業者が実施しなければならない特別教育、その他教育を実施しております。これら教育・講習のうち茨城県支部が実施する種類は下表のとおりです。
(技能講習については、受講資格制限のある講習がありますので、確認して下さい)

表

(令和4年4月1日現在の講習科目・受講費用)

| 講習科目 | 受講費用 | 講習科目 | 受講費用 |
|--------------------------------------|--------|--------------------------------|--------|
| 技能講習 (テキスト代を含む) | | 技能講習 (テキスト代を含む) | |
| 足場の組立て等作業主任者 | 11,600 | 型枠支保工の組立て等作業主任者 | 11,910 |
| 地山の掘削及び土止め支保工作業主任者 | 17,600 | コンクリート工作物解体等作業主任者 | 12,590 |
| 建築物の鉄骨の組立て等作業主任者 | 12,270 | 木造の組立て等作業主任者 | 11,490 |
| 石綿作業主任者 | 13,200 | | |
| 玉掛け技能講習 | 23,000 | 小型移動式クレーンの運転技能講習 | 42,000 |
| 高所作業車の運転技能講習 | 41,000 | 車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習 | 43,500 |
| | | | |
| 特別教育 (テキスト代を含む) | | 特別教育 (テキスト代を含む) | |
| ローラー系機械（締固め用）の運転（実技を含む） | 15,000 | 酸素欠乏・硫化水素危険作業 | 8,410 |
| 自由研削といし（実技を含む） | 10,400 | 石綿取扱い作業従事者 | 8,200 |
| 低圧電気取扱業務特別教育（実技を含む） | 17,500 | のり面ロープ高所作業 | 10,600 |
| 小型車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）の運転（実技を含む） | 17,470 | 足場特別教育 | 8,300 |
| | | フルハーネス型安全帯特別教育（6H） | 10,300 |
| その他の講習 (テキスト代を含む) | | その他の講習 (テキスト代を含む) | |
| 職長・安全衛生責任者教育 | 18,500 | 安全衛生推進者初任時教育 | 9,180 |
| 職長・安全衛生責任者能力向上教育 | 9,600 | 刈払機取扱作業者に対する安全衛生教育 | 11,200 |
| 現場管理者統括管理教育 | 9,280 | 足場の組立て等作業主任者能力向上教育 | 9,500 |
| 斜面の点検者に対する安全教育 | 7,400 | 施工管理者のための足場点検実務者教育 | 8,020 |
| 「建設工事に従事する労働者に対する安全衛生教育」 | 8,500 | 振動工具取扱い作業従事者教育(演習を含む) | 7,700 |
| 丸のこ等取扱い作業従事者教育（実技を含む） | 7,200 | | |
| 建築物石綿含有建材調査者講習（一般） | 準備中 | （講習の概要は次ページ） | |

建築物石綿含有建材調査者講習について

建築物等の解体または改修の作業を行うときには、対象建築物等の石綿等使用の有無についての調査が必要とされ、令和2年7月の石綿障害予防規則等の改正により、事前調査を実施するために必要な知識を有する者として、**建築物石綿含有建材調査者**等が指定されました（石綿則第3条、関係告示）。

建築物石綿含有建材調査者は、建築物石綿含有建材調査者講習を受講し、修了考査に合格した者とされています。なお、改正規定の施行は令和5年10月1日とされていますが、施行日までに、講習を修了した調査者を確保しておく必要があります。

当支部としても、令和4年度から、**建築物石綿含有建材調査者講習（一般）**を開始していく予定としております。

1 講習の種類

- (1) 建築物石綿含有建材調査者講習（一般）
- (2) 建築物石綿含有建材調査者講習（一戸建て等）

*一般：一戸建て等を含むすべての建築物

一戸建て等：一戸建て住宅及び「共同住宅」（長屋を含む。）の住戸の占有部分。共同住宅の住戸の内部以外の部分（ベランダ、廊下等の共用部分）や店舗併用住宅は含まれない。

2 主な受講資格

- ① 石綿作業主任者技能講習を修了した者
- ② 大学（短期大学を除く。）において、建築に関する正規の課程を修めて卒業した後、建築に関して2年以上の実務の経験を有する者
- ③ 短期大学又は高等専門学校において、建築に関する正規の課程を修めて卒業した後、建築に関して4年以上の実務の経験を有する者
- ④ 高等学校又は中等教育学校において、建築に関する正規の課程を修めて卒業した後、建築に関して7年以上の実務の経験を有する者
- ⑤ 建築に関して11年以上の実務の経験を有する者

*主な受講資格を記載。詳細は「建築物石綿含有建材調査者講習登録規程」第7条を参照してください。

建設業労働災害防止協会茨城県支部

〒310-0062 水戸市大町3-1-22

茨城県建設センター3階

TEL 029-300-4638

FAX 029-300-4639

受講申込書は建災防茨城県支部のHPからダウンロード出来ます。

URL <http://www.kensaibou-iba.com/>

建災防茨城県支部 検索 🔍

第14 CORINSの登録について

1 概要

このことについては、国の各機関、公団及び地方公共団体で平成5年12月21日の中央建設業審議会の建議「公共工事に関する入札・契約制度の改革について」を受けて、公共工事の建設業者選定等の資料とするため、各工事の地域性、特殊性、建設業の実績、技術力等を総合的に勘案評価するために工事实績データベースの整備を進めております。

この工事实績の情報システムをコリンズ（CORINS）と略称しております。

茨城県土木部・企業局においても、平成6年度より公共工事について、受注した会社にデータの作成・登録を義務付けしておりますので御協力をお願いします。なお、登録に係る費用については、積算時において、現場管理費率計上で算定される費用に含まれる項目内容となっております。

なお、国においては、平成14年10月より工事請負代金額500万円以上の公共工事について義務付けしておりますが、本県においても、平成17年10月より工事請負金額500万円以上の公共工事を対象といたしました。

※ 建設工事必携（平成31年4月版） 1-1-1-5 参照

2 登録の対象となる工事

(1) 茨城県（土木部・企業局）が発注する1件が500万円（消費税を含む）以上の工事が登録対象となります。ただし、工事請負代金額500万円以上1,000万円未満の工事については、受注・訂正時のみ登録となります。（他部局発注工事については、各発注者にお問い合わせ下さい。）

土木、建設、設備、電気、通信など全ての公共工事が対象です。

(2) 登録期限は、契約締結後、工事完成後それぞれ土日・祝日・年末年始を除く10日以内です。中央建設業審議会の建議を受けて、官民挙げて取り組んでいる課題であり、さらに諸経費（現場管理費）のなかにデータ作成登録の費用が計上されております。

3 登録先……………ジャシック（JACIC=（一財）日本建設情報総合センター）

4 「工事カルテ」の主な内容

(1) 一般データ：工事名、路線・河川名、発注者名、請負金額、工期、工事分野、工種など。

(2) 技術データ：工法、形式、構造、施工規模など（工種により異なる）

5 目的と効果

- 公共工事に係る建設業者の実績等の客観的な情報を、各発注機関が共同で利用できるようなデータベースの整備が図られます。
- 利用方法としては、一般競争入札の資格確認、同種工事の実績確認、指名案の作成などが考えられます。
- 配置予定技術者について、他工事の配置状況との重複確認が行えます。
- 競争性、透明性、客観性を保ちつつ、かつ信頼のおける会社を選定できます。
- 会社側として、施工実績の蓄積により営業戦略も有利になります。

6 Web システムによる利用申し込みから工事实績登録までの流れ

(1) Web 利用申し込みの方法・・・JACIC のホームページの Web 利用申し込みの流れに沿って利用申請を行う。

ただし、すでにオンライン登録を利用されている場合は必要ありません。

(2) 工事实績データの作成・・・システムにログインし、発注機関担当者情報などの確認者情報等、必要事項を入力し、「登録のための確認のお願い」を作成する。

(3) 内容確認・・・「登録のための確認のお願い」を発注機関に持参し、内容の確認を得る。その際、発注機関担当者の署名・捺印・確認日付を記入してもらう。

(4) 登録・・・システム上に確認日付を入力する。また、利用料金の確認を行い、登録する。

(5) 登録完了・・・登録完了した後、「登録内容確認書」が担当者へメールで自動送信される。

※問い合わせ先 (一財) 日本建設情報総合センター コリンズ・テクリスセンター
〒107-8416 東京都港区赤坂 7-10-20
アカサカセブンスアベニュービル 4F
コリンズ：TEL 03-3505-0463 FAX 03-3505-8985
テクリス：TEL 03-3505-0440 FAX 03-3505-2665
ホームページアドレス <http://ct.jacic.or.jp/index.html>

(6) 登録料の支払い

令和元年10月1日から、表1の登録料金体系となっております。

表1 CORINS 実績登録料金

登録料金

| 請負金額 | 登録の種類 | 料金 (税込) 工事1件につき |
|--|----------------------------|--------------------|
| 5,000万円以上 | 登録 (受注、変更、竣工登録) | 9,460円 |
| 2,500万円以上 5,000万円未満 | 登録 (受注、変更、竣工登録) | 8,591円 |
| 1,000万円以上 2,500万円未満 500万円以上 1,000万円未満 | 登録 (受注、変更、竣工登録) 登録 (受注) | 2,776円 |

訂正料金

| 請負金額 | 登録の種類 | 料金 (税込) |
|-------------------|---------|---------|
| 2,500万円以上 | 訂正手続きごと | 3,080円 |
| 500万円以上 2,500万円未満 | 訂正手続きごと | 2,090円 |

※詳しくは、コリンズテクリスのホームページをご確認ください。

注) 訂正手続きとは、登録者に起因する誤りによって登録されたデータを登録者の負担で訂正するものです。

<実績登録料金の概要>

- ・登録の種類 (受注登録、変更登録、竣工登録) や、変更登録の回数にかかわらず、1工事の登録料は表1のとおりとなります。したがって、変更登録を何回行った場合でも、過去工事など受注登録をしないで竣工登録だけを行った場合でも、1工事の登録料は同額となります。
- ・登録料の請求は、当該工事の最初の登録時 (竣工登録) に表1の料金が請求されます。
- ・請負金額 500万円以上 2,500万円未満の工事の受注登録を行い、途中で 2,500万円以上 5,000万円未満の工事になった場合でも、登録料金は 2,776円のままで、差額の請求はありません。
- ・請負金額 2,500万円以上 5,000万円未満の工事の受注登録を行い、途中で 2,500万円未満の工事になった場合でも、登録料金は 8,591円のままで、差額の返金はありません。
- ・請負金額 500万円以上 2,500万円未満の工事の受注登録を行い、途中で 500万円未満の工事になった場合でも、登録料金は 2,776円のままで、差額の返金はありません。
- ・詳しくは、ジャシック (JACIC = (一財) 日本建設情報総合センター) にお問い合わせ下さい。

第15 公共事業のIT化（建設CALS/EC）について

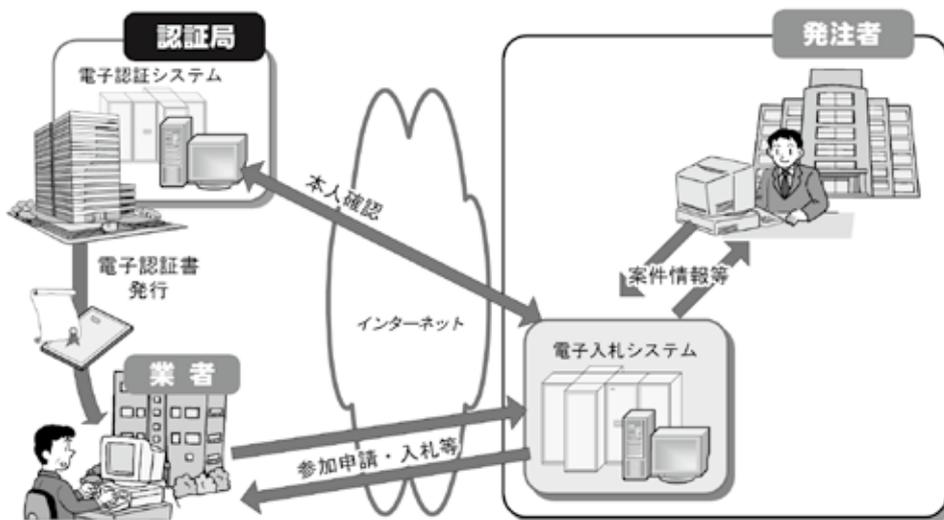
1 建設CALS/ECの概要

県民生活や経済社会活動などあらゆる分野において、情報のネットワーク化、いわゆるIT革命の急速な進展が見られる中、公共事業の分野においても、透明性の確保や品質の向上、コスト縮減や行政サービスの提供を効率的に推進している。

建設CALS/ECとは・・・公共事業の各プロセスに発生する各種情報の標準化・電子化及び関係者間での効率的な情報の交換・共有・連携の環境の創出



(1)

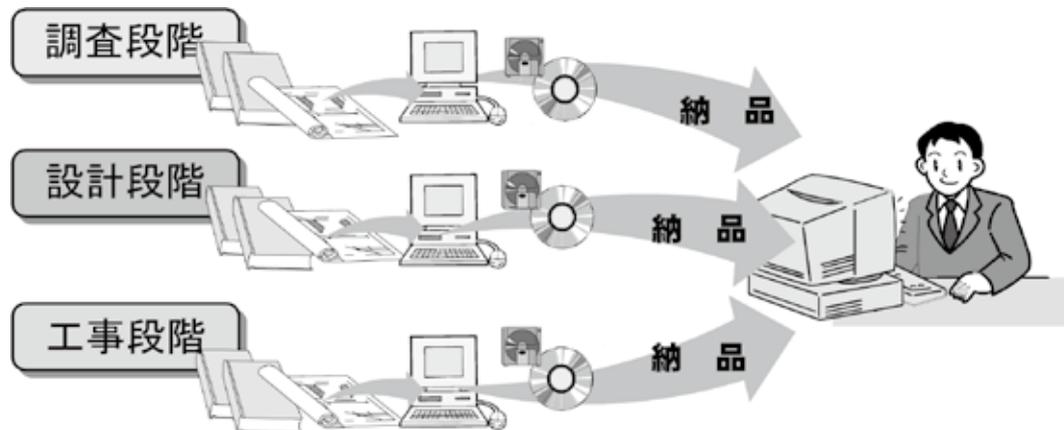


〈期待されるメリット〉

- ①透明性の確保（談合の抑止力）
- ②公正性の確保（入札機会の増）
- ③コストの縮減（人件費と移動コストの削減）
- ④行政サービスの向上（アカウントビリティの向上）

(2) 電子納品について

調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子データで納品する。



〈期待されるメリット〉

- ①省スペース・省資源化（資料授受が容易に、保管場所減が可能に）
- ②業務の効率化（情報検索迅速化、データ再利用が容易に）
- ③品質の向上（データ共有による伝達ミスの低減）

2 国等の動向

○国土交通省では、

- ・ 2003年4月から電子入札を全面導入
- ・ 2004年4月から電子納品を全面導入

○国のCAL S / EC地方展開アクションプログラム

- ・ 2007年度までに都道府県・政令指定都市でCAL S / ECの導入を完了
- ・ 2010年度までに全ての発注機関でCAL S / ECの導入を完了

3 電子入札の実施状況

① 電子入札の実績

令和4年3月31日現在

| | 入札方式 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|-------|
| | | 件数 | 件数 | 件数 | 件数 | 件数 | 件数 | 件数 | 件数 |
| 工 事 | 一般競争入札 | 1,435 | 1,430 | 1,412 | 1,464 | 1,708 | 1,684 | 1,765 | 1,783 |
| | 指名競争入札 | 762 | 776 | 803 | 736 | 694 | 689 | 612 | 586 |
| | 合計 | 2,197 | 2,206 | 2,215 | 2,200 | 2,402 | 2,373 | 2,377 | 2,369 |
| 業務委託 | 指名競争入札 | 1,061 | 1,033 | 1,075 | 1,159 | 1,055 | 1,268 | 1,253 | 1,220 |
| 合 計 | | 3,258 | 3,239 | 3,290 | 3,359 | 3,457 | 3,641 | 3,630 | 3,589 |

② ランク別電子入札システム利用者登録状況（県内業者）

令和4年4月1日現在

| ランク | 土 木 | | | 建 築 | | |
|-----|-------|-------|--------|-----|-----|-------|
| | 全体 | 登録済 | 割合 | 全体 | 登録済 | 割合 |
| S | 98 | 97 | 99.0% | 58 | 56 | 96.6% |
| A | 416 | 416 | 100.0% | 94 | 91 | 96.8% |
| B | 656 | 646 | 98.5% | 391 | 386 | 98.7% |
| 小計 | 1,170 | 1,159 | 99.1% | 543 | 533 | 98.2% |
| C | 667 | 569 | 85.3% | 285 | 241 | 84.6% |
| 合計 | 1,837 | 1,728 | 94.1% | 828 | 774 | 93.5% |

※ 電子入札システムを利用するには、コアシステム対応の認証局が発行するICカードが必要となります。

ICカード取得後、「6 電子入札利用者登録フロー」により利用者登録を行います。

(3) 建設CALS/ECの実現に向けて

○ CALSに関する研修の実施

電子入札の受注者への普及を図るため、下記の研修を実施しております。

| 日 時 | 研修場所 | 内 容 |
|---|---|---|
| <p>令和4年6月から 合計9回程度を予定</p> <p>※日程が決まり次第、下記のHPで お知らせします。</p> <p>https://www.ictpc.jp/training-books/training/</p> | <p>水戸市笠原町978-25 茨城県開発公社ビル6階 (一財)茨城県建設技術 公社会議室</p> | <p>(内容) 電子入札システムの導入・利 用・実技研修 (定員) 各回10名</p> |

* 電子納品研修については、日程が決まり次第、下記のホームページでお知らせします。

検査指導課 <http://www.pref.ibaraki.jp/soshiki/doboku/kensa/index.html>

建設技術公社 <https://www.iotpo.jp/training-books/training/>

(申し込み・問合せ先)

(財)茨城県建設技術公社 総務部企画研修課

TEL: 029-301-6600 (代表) FAX: 029-301-6605

4 その他関連するホームページ等

①茨城県のCALS/EC

(県検査指導課) <http://www.pref.ibaraki.jp/doboku/kensa/kanri/cals/ebidh18/calstop.html>

②いばらき電子入札共同利用

(茨城県建設CALS/EC共同利用センター) <http://ppi.cals-ibaraki.lg.jp/>

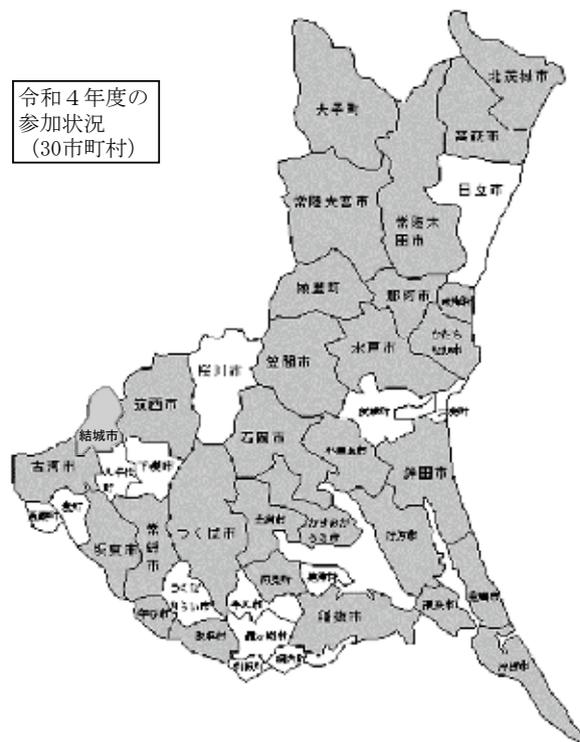
5 市町村との共同利用について

多様なシステム乱立による業者の混乱回避や運用コストの削減のため、同じシステムを県と市町村が共同利用しています。

(令和4年度参加市町村)

土浦市、取手市、守谷市、笠間市、つくば市
ひたちなか市、筑西市、神栖市、鉾田市、小美玉市
城里町、古河市、鹿嶋市、東海村、水戸市、常総市
常陸太田市、行方市、稲敷市、常陸大宮市、那珂市
坂東市、阿見町、大子町、かすみがうら市、潮来市
石岡市、北茨城市、高萩市、結城市
(26市3町1村)

令和4年度の
参加状況
(30市町村)



* 市町村の電子入札に参加するためには、それぞれの市町村に対し利用者登録が必要となります。

6 問い合わせ先

○パソコンの設定や操作方法に関して

茨城県建設CALS/EC共同利用センター

メール help-ebid@kennsetu-gi.iutu.or.jp

FAX 029-243-8852

電話 029-305-3021

電話の受付時間 午前9~12時、午後1~5時 平日のみ

○利用者登録について

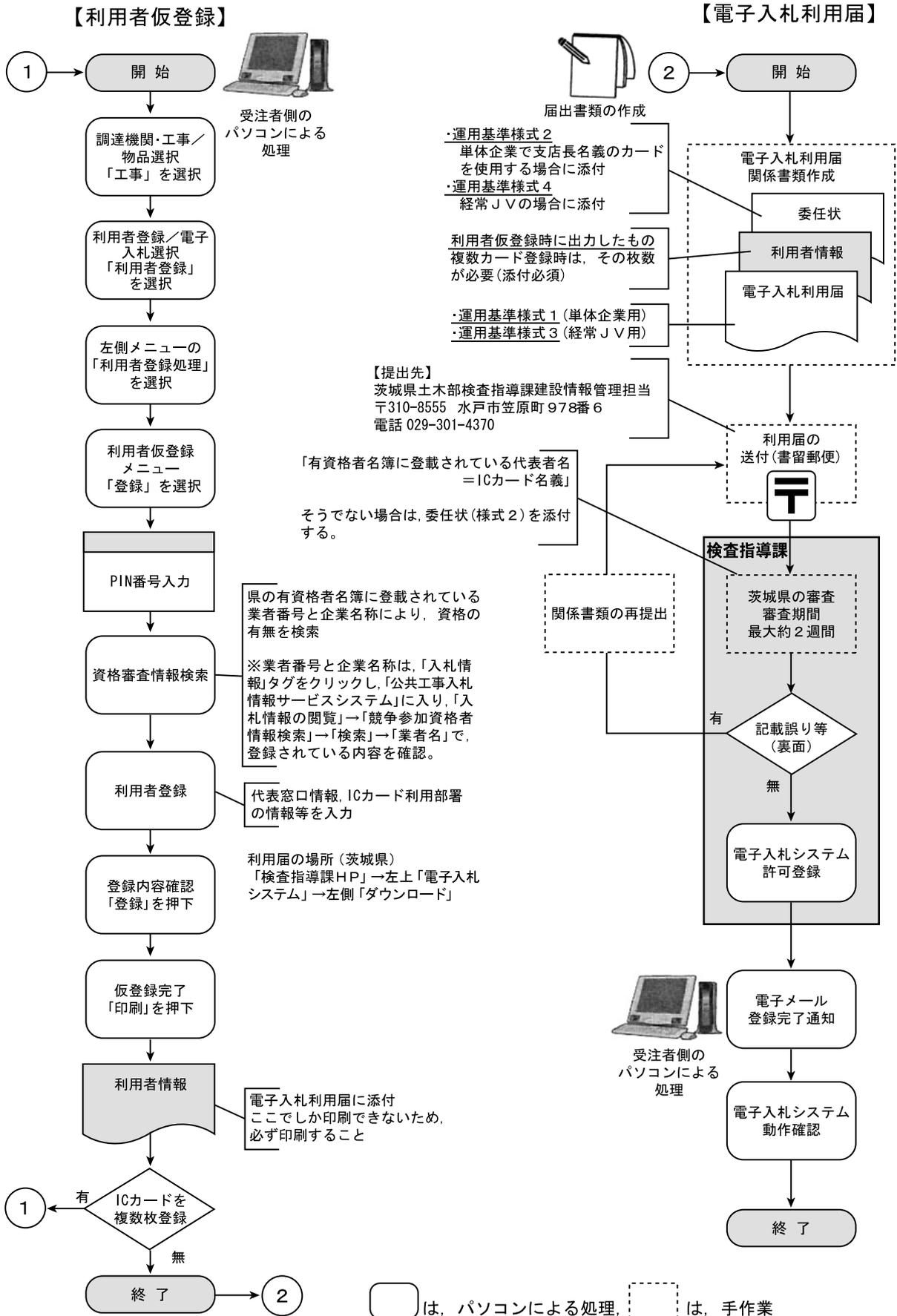
茨城県土木部検査指導課 建設情報管理担当

メール kensa7@pref.ibaraki.lg.jp

FAX 029-301-4389

電話 029-301-4373

7 電子入札利用者登録フロー



様式のダウンロードについて

<http://www.pref.ibaraki.jp/DOBOKU/kensa/kanri/ebid/download.html>

茨城県
Ibaraki Prefectural Government

トップ

- 茨城を創る
- 茨城で暮らす
- 茨城を楽しむ
- 茨城で学ぶ
- 茨城を知る

建設CALS/EC

- 入札予定情報
- 茨城県電子入札をはじめてご利用の方へ
- 茨城県電子入札システム要領
- 土木部入札予定
- 茨城県電子入札システム・運用基準
- 茨城県電子入札案内・ダウンロード
- 茨城県の電子納品に関するDownloadコーナー
- 茨城県の電子納品
- 茨城県電子入札のよくある質問 (FAQ)
- 電子納品演習コーナー
- 施工パッケージ型積算方式
- 茨城県公共工事入札結果
- 茨城の電子納品Q&A
- 電子納品チェッカーダウンロードページ

携帯サイト Foreign Language 文字サイズ・色合い変更

サイト内検索 Googleカスタム検索 検索

ホーム > 茨城を知る > 入札・調達 > 建設工事等電子入札システム > 建設CALS/EC > 茨城県電子入札案内・ダウンロード

シェア0 ツイート 更新日:2021年1月4日

茨城県電子入札案内・ダウンロード

ダウンロード

ファイルをダウンロードする場合は、ファイル形式（青色の文字）のうえでマウスを右クリックして、「対象をファイルに保存」を選択し、お使いのパソコンの任意の場所に保存してください。左クリックで直接ファイルを開くこともできます。

各種申請書等

| 書類の名称 | ファイル形式 | 公開日 |
|----------------------------|---|-----------|
| 電子入札利用届（単体企業用）<様式1> | Word word (ワード: 29KB) PDF PDF (PDF: 34KB) | 2021年1月1日 |
| 電子入札利用届（経常建設共同企業体用）<様式3> | Word word (ワード: 31KB) PDF PDF (PDF: 35KB) | 2021年1月1日 |
| 委任状（電子入札用/単体企業用）<様式2> | Word word (ワード: 29KB) PDF PDF (PDF: 30KB) | 2021年1月1日 |
| 委任状（電子入札用/経常建設共同企業体用）<様式4> | Word word (ワード: 31KB) PDF PDF (PDF: 33KB) | 2021年1月1日 |
| 紙入札方式参加承諾書<様式5> | Word word (ワード: 30KB) PDF PDF (PDF: 30KB) | 2021年1月1日 |

利用届

委任状

第16 建設リサイクル法について

建設リサイクル法は、特定の建設資材について、その分別解体等及び再資源化等を促進するための措置を講ずるとともに、解体工事業者についての登録制度を実施すること等により、再生資源の十分な利用及び廃棄物の減量等を通じて、資源の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図り、生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的としています。

1. 解体工事業者の登録制度

県内で軽微な解体工事を請け負って営業する方は、建設業法の許可（土木工事業、建築工事業、解体工事業）を受けている場合を除き、建設リサイクル法による解体工事業者としての登録を受けることが必要です。

なお、建設業法の改正により、令和元年6月1日以降は、「とび・土工工事業」の許可で解体工事を請け負うことはできません。

2. 分別解体等の義務付け

建設リサイクル法では、**特定建設資材（コンクリート、コンクリート及び鉄から成る資材、アスファルト・コンクリート、木材）**を用いた**対象建設工事（※1）**について、対象建設工事の受注者又は自主施工者は、原則的に**一定の技術基準（※2）**に従って分別解体等を行うことが義務付けされています。

対象建設工事の実施に際し、発注者は、工事着手7日前までに届出書を**知事（特定行政庁である市の長）**あてに**提出（※3）**する必要があります。

※建設リサイクルに関する詳細については、検査指導課リサイクル情報HPを参照ください。

【対象建設工事（※1）】

| 工事の種類 | 規模の基準 |
|----------------------|--------------------------|
| 建築物の解体 | 床面積の合計 80㎡以上 |
| 建築物の新築・増築 | 床面積(増築部分)の合計 500㎡以上 |
| 建築物の修繕・模様替等(リフォーム等) | 請負金額 1億円(自施工の場合、相当額)以上 |
| その他の工作物に関する工事(土木工事等) | 請負金額 500万円(自施工の場合、相当額)以上 |

【一定の技術基準（※2）】

| 分別解体等の実施手順 | 建築物の解体の場合 |
|---|--|
| | ①建築設備・内装材等の取り外し ②屋根ふき材の取り外し ③外装材・上部構造部分の取り壊し ④基礎及び外溝の取り壊し |
| (1) 対象建築物等に関する調査の実施 (2) 分別解体等の計画の策定 (3) 工事着手前に講じる措置の実施 (4) 工事の実施〔標準的な作業手順〕 | 土木構造物の解体の場合 |
| | ①土木構造物の付属物 ②土木構造物本体 ③基礎・基礎ぐい |
| | |

【届出窓口（※3）】

| 工場の現場 | 届出(10条) | 通知 (11条) | |
|---|-----------------------------------|----------|-------|
| | 民間工事 | 公共工事 | |
| | | 市町村工事 | 国・県工事 |
| 水戸市・日立市・北茨城市・高萩市・ひたちなか市・土浦市・取手市・つくば市・古河市内で施工される工事 | 管轄する市の建築担当課 | | |
| 上記以外の市町村内で施工される工事 | 管轄する建築指導課 県央建築指導室・各県民センター建築指導課 | 県検査指導課 | |

〈担当窓口等〉

| 担当窓口 | | 住所・電話番号 |
|------|------------------------|---|
| 県 | 土木部検査指導課 | 〒310-8555 水戸市笠原町978-6 TEL. 029-301-4386(直) |
| | 土木部都市局建築指導課 県央建築指導室 | 〒310-8555 水戸市笠原町978-6 TEL. 029-301-4787(直) |
| | 県北県民センター 建築指導課 | 〒313-0013 常陸太田市山下町4119 TEL. 0294-80-3344(直) |
| | 鹿行県民センター 建築指導課 | 〒311-1593 鉾田市鉾田1367-3 TEL. 0291-33-4114(直) |
| | 県南県民センター 建築指導課 | 〒300-0051 土浦市真鍋5-17-26 TEL. 029-822-7079(直) |
| | 県西県民センター 建築指導課 | 〒308-8510 筑西市二木成615 TEL. 0296-24-9154(直) |
| 市 | 水戸市 都市計画部建築指導課 | 〒310-8610 水戸市中央1-4-1 TEL. 029-224-1111(代) |
| | 日立市 都市建設部建築指導課 | 〒317-8601 日立市助川町1-1-1 TEL. 0294-22-3111(代) |
| | 北茨城市 都市建設部都市計画課 | 〒319-1592 北茨城市磯原町磯原1630 TEL. 0293-43-1111(代) |
| | 高萩市 産業建設部都市建設課 | 〒318-8511 高萩市本町1-100-1 TEL. 0293-23-7032(直) |
| | ひたちなか市 都市整備部建築指導課 | 〒312-8501 ひたちなか市東石川2-10-1 TEL. 029-273-0111(代) |
| | 土浦市 都市政策部建築指導課 | 〒300-8686 土浦市大和町9-1 TEL. 029-826-1111(代) |
| | 取手市 都市整備部建築指導課 | 〒302-8585 取手市寺田5139 TEL. 0297-74-2141(代) |
| | つくば市 都市計画部建築指導課 | 〒305-8555 つくば市研究学園1-1-1 TEL. 029-883-1111(代) |
| | 古河市 都市建設部建築指導課 | 〒306-0198 古河市仁連2065 TEL. 0280-76-1511(代) |

3. 再資源化等の義務付け

対象建設工事の受注者は、分別解体等を行うことによって生じた特定建設資材廃棄物（コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材）について、再資源化することが義務付けされています。

ただし、建設発生木材については、再資源化が困難と認められる場合に限り縮減（焼却）することができます。

なお、特定建設資材廃棄物以外の建設副産物（分別された廃プラスチック類（塩ビ管・継ぎ手を含む）、廃石膏ボード等）についても、再資源化に努めなければなりません。

4. アスベスト（石綿）等が使用されている解体工事等の対応について

アスベスト（石綿）を取り扱う作業については、労働安全衛生法、大気汚染防止法により飛散防止対策等を講じることが義務付けされていますが、建設リサイクル法では、以下の措置が必要になります。

- 対象建築物等に関する調査（事前調査）において、アスベスト（石綿）等の有無についても調査します。
- 事前調査の結果に基づき策定する分別解体等の計画において、アスベスト（石綿）等の有無、アスベスト（石綿）等の付着物の除去その他の措置（事前措置）等についても検討します。
- 工事の届出にあたっては、届出書（別表1～3）に、アスベスト（石綿）等の有無、事前措置の内容等を必ず記載します。
- 分別解体等の計画に基づき、事前措置及び分別解体等を適正に行います。
※工事の実施は、石綿関係法令に従い、適正にアスベスト（石綿）等の処理を行う必要があります。処理にあたっては、石綿障害予防規則に規定する石綿作業主任者の選任が必要となります。

■労働安全衛生法（石綿障害予防規則）

アスベスト（石綿）等の除去に関する作業方法を規定した規則です。

石綿含有建築材料に係る解体などの作業を行う場合には、規模に関係なく「石綿障害予防規則」が適用になり、アスベストの飛散性により3つの作業レベルに区分し規制されます。

- ◇ レベル1：吹付け材【飛散性アスベスト 著しく発じん量の多い製品】
- ◇ レベル2：保温材等【飛散性アスベスト 比重が小さく、発じんしやすい製品】
耐火被覆材（S造の梁・柱等）、断熱材、
保温材（配管エルボ・ボイラー等）
- ◇ レベル3：その他石綿含有建材（成型板等）【非飛散性アスベスト 発じん性の比較的低い製品】
内装材（壁・天井）、耐火間仕切り、床材、外装材（外壁・軒天）
屋根材、煙突材

【労働安全衛生法(石綿障害予防規則)に関する届出窓口等】

| 名 称 | 担当部署 | 電話番号 | 住 所 |
|------------|--------|--------------|-----------------------|
| 水戸労働基準監督署 | 安全衛生課 | 029-277-7916 | 水戸市宮町1-8-31(茨城労働総合庁舎) |
| 日立労働基準監督署 | 第三方面 | 0294-88-3980 | 日立市幸町2-9-4 |
| 土浦労働基準監督署 | 安全衛生課 | 029-882-7021 | 土浦市宍塚1838(土浦労働総合庁舎) |
| 筑西労働基準監督署 | 安全衛生課 | 0296-22-4564 | 筑西市下中山581-2 |
| 古河労働基準監督署 | 監督・安衛課 | 0280-32-3232 | 古河市東3-7-32 |
| 常総労働基準監督署 | 監督・安衛課 | 0297-22-0264 | 常総市水海道淵頭町3114-4 |
| 龍ヶ崎労働基準監督署 | 安全衛生課 | 0297-62-3331 | 龍ヶ崎市川原代町4区6336-1 |
| 鹿嶋労働基準監督署 | 安全衛生課 | 0299-83-8461 | 鹿嶋市宮中1995-1 |

※石綿障害予防規則の改正ポイントや建築物石綿含有建材調査者講習会の案内などの情報を掲載していますので、詳細は「石綿総合情報ポータルサイト」をご覧ください。

石綿総合情報ポータルサイト <https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/>

■大気汚染防止法

ばい煙や粉じんなどの排出を規制することなどにより、大気汚染に関し、住民の健康保護と生活環境の保全を目的とした法律です。

特定建築材料が使用されている建築物や工作物の解体、改造、補修作業（特定粉じん排出等作業）を伴う建設工事を行う場合には大気汚染防止法の規制対象となり、使用されている特定建築材料の種類に応じて、届出や作業基準の遵守などが義務付けられます。規制内容の詳細は下記のホームページを確認ください。

<https://www.pref.ibaraki.jp/seikatsukankyo/kantai/taiki/environment/asbestos-law.html>

【特定建築材料の種類】

- ①吹付け石綿
- ②石綿含有保温材・・・石綿保温材、石綿含有けい酸カルシウム保温材など
- ③石綿含有耐火被覆材・・・石綿含有けい酸カルシウム板第二種など
- ④石綿含有断熱材・・・屋根用折版石綿断熱材、煙突石綿断熱材など
- ⑤石綿含有成形板等・・・石綿含有成形板、石綿含有セメント管など
- ⑥石綿含有仕上塗材・・・石綿含有建築用仕上塗材

※ 解体工事等に必要な措置・届出等

| 法律等 主な内容 | 労働安全衛生法 (石綿障害予防規則) | 大気汚染防止法 (茨城県生活環境条例) | 建設リサイクル法 |
|-------------------------------|-----------------------|--------------------------------------|---------------|
| 事前調査 (アスベスト【※1】の有無) | 有 (一定要件は報告義務) | 有 (一定要件は報告義務) | 有 (付着物の有無) |
| 工事等の届出 | 有【※2】 | 有 (レベル1、レベル2) | 有 |
| 飛散防止措置 (隔離、湿潤化、 負圧の措置等) | 有【※2】 | 有【※2】 | — |
| アスベスト濃度測定 | 作業所内の測定 【※2】 | 敷地境界線での濃度測定 (吹付け石綿使用面積50㎡以上) 【※3】 | — |

※1:含有するアスベストの重量が、当該製品重量の0.1%を超えるものが対象となります。

※2:作業レベルにより、規制の内容が異なります。

※3:濃度測定については、「茨城県生活環境の保全等に関する条例」により規制されます。

【大気汚染防止法に関する届出窓口等】

| 名 称 | 電話番号 | 住 所 |
|--------------------------------|-----------------|-----------------|
| 県央環境保全室 | 029-301-3044 | 水戸市笠原町978-6 |
| 県北県民センター環境・保安課 | 0294-80-3355 | 常陸太田市山下町4119 |
| 鹿行県民センター環境・保安課 | 0291-33-6056 | 鉾田市鉾田1367-3 |
| 県南県民センター環境・保安課 | 029-822-7048 | 土浦市真鍋5-17-26 |
| 県西県民センター環境・保安課 | 0296-24-9134 | 筑西市二木成615 |
| つくば市生活環境部環境保全課 ※一般粉じんについてのみ | 029-883-1111(代) | つくば市研究学園一丁目1番地1 |
| 古河市市民部環境課 | 0280-76-1511(代) | 古河市仁連2065 |
| 笠間市市民生活部環境保全課 | 0296-77-1101(代) | 笠間市中央3-2-1 |
| 水戸市生活環境部環境保全課 | 029-244-1111(代) | 水戸市中央1-4-1 |
| ひたちなか市経済環境部環境保全課 | 029-273-0111(代) | ひたちなか市東石川2-10-1 |
| 筑西市市民環境部環境課 | 0296-24-2130(代) | 筑西市丙360 |

5. 分別解体等及び再資源化等の実施を確保するため必要な措置

適正な分別解体等及び再資源化等の実施を確保するため、以下のような手続き等が義務付けされています。

- ① 受注者(元請負業者)から発注者への説明 (法第12条第1項)
 対象建設工事の受注者は、発注者に対し建築物等の構造、工事着手時期、分別解体等の計画等について、書面を交付して説明しなければなりません。
 ※書面の様式は任意です。(参考)様式第1号の2 説明書
- ② 発注者と受注者の契約 (法第13条)
 発注者が受注者とかわす対象建設工事の契約書面においては、分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化に要する費用、再資源化のために特定建設資材廃棄物を持ち込む予定の施設の名称等を明記しなければなりません。
- ③ 発注者等から知事(市長)への工事の届出、通知 (法第10条、法第11条)
 対象建設工事を実施するにあたって、民間工事の発注者は工事着手7日前までに届出書を、公共工事の発注者は工事着手前までに通知書を、それぞれ知事(市長)に提出しなければなりません。
- ④ 元請負業者から下請負業者への届出内容の告知・契約 (法第12条第2項)
 元請負業者は、下請負業者に対し告知した上で契約を締結しなければなりません。
- ⑤ 標識の掲示 (法第33条)
 解体工事業者が工事を行う場合は、解体工事の現場ごとに公衆の見やすい場所に標識を掲示しなければなりません。
 また、建設業許可業者が工事を行う場合は、建設業法に基づく標識を掲示しなければなりません。
- ⑥ 分別解体等の実施 (法第9条第2項)
- ⑦ 再資源化等の実施 (法第16条)
- ⑧ 受注者から発注者への事後報告 (法第18条)
 受注者は、再資源化等が完了したときは、その旨を発注者に書面で報告しなければなりません。なお、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を提出している場合は、書面での報告を省力できます。
 ※書面の様式は任意です。(参考)別添様式1 再資源化等報告書

第17 リサイクル建設資材評価認定制度について



1 リサイクル建設資材評価認定制度とは

リサイクル建設資材については、公共工事での使用に十分耐えうる品質を備えたものが数多く生産されていますが、県土木部・企業局共通仕様書との品質規定の不整合や製品の評価に関する疑問等により、公共工事での活用が進まない状況となっていました。

このため、茨城県土木部では平成16年10月より、リサイクル建設資材の利用を促進するため「茨城県リサイクル建設資材評価認定制度」を構築し運用しています。

また、認定にあたっては、学識経験者などで構成する「茨城県リサイクル評価認定委員会」において品質等を審査しています。

なお、茨城県リサイクル建設資材評価認定制度の詳細については、茨城県土木部検査指導課のホームページに認定資材の一覧や評価基準等を掲載していますのでご覧ください。

■茨城県土木部検査指導課ホームページ（建設リサイクル情報）

<http://www.pref.ibaraki.jp/doboku/kensa/recycle/08recycle/index.html>

2 認定資材品目（現在認定されている品目）

令和4年3月現在

| 資材品目 | 主な用途 | 認定 資材数 | 使用 区分 |
|------------------------|---------------|-----------|----------|
| 再生加熱アスファルト混合物 | アスファルト舗装等 | 46 | A(B) |
| 再生路盤材 | 道路用路盤材、構造物基礎等 | 82 | A(B) |
| 再生コンクリート二次製品 | 道路用側溝 | 5 | C |
| 再生硬質塩化ビニル管・継ぎ手 | 一般排水用・下水道用等 | 5 | A |
| 建設汚泥から再生した処理土 | 盛土・埋戻し材料等 | 2 | B |
| 刈草・剪定枝等を利用した堆肥 | 樹木などの肥料等 | 2 | C |
| 木材・プラスチック再生複合材 | デッキ材等 | 1 | B |
| 再生土木シート | 防砂シート等 | 2 | B |
| 廃ガラスびん及びガラスくずを利用した土木資材 | 盛土用材料等 | 2 | B |
| 建設発生土を原料とした改良土 | 盛土・埋戻し材料等 | 3 | C |

合計 10品目 150資材

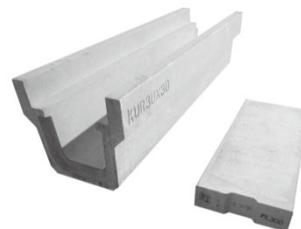
使用区分

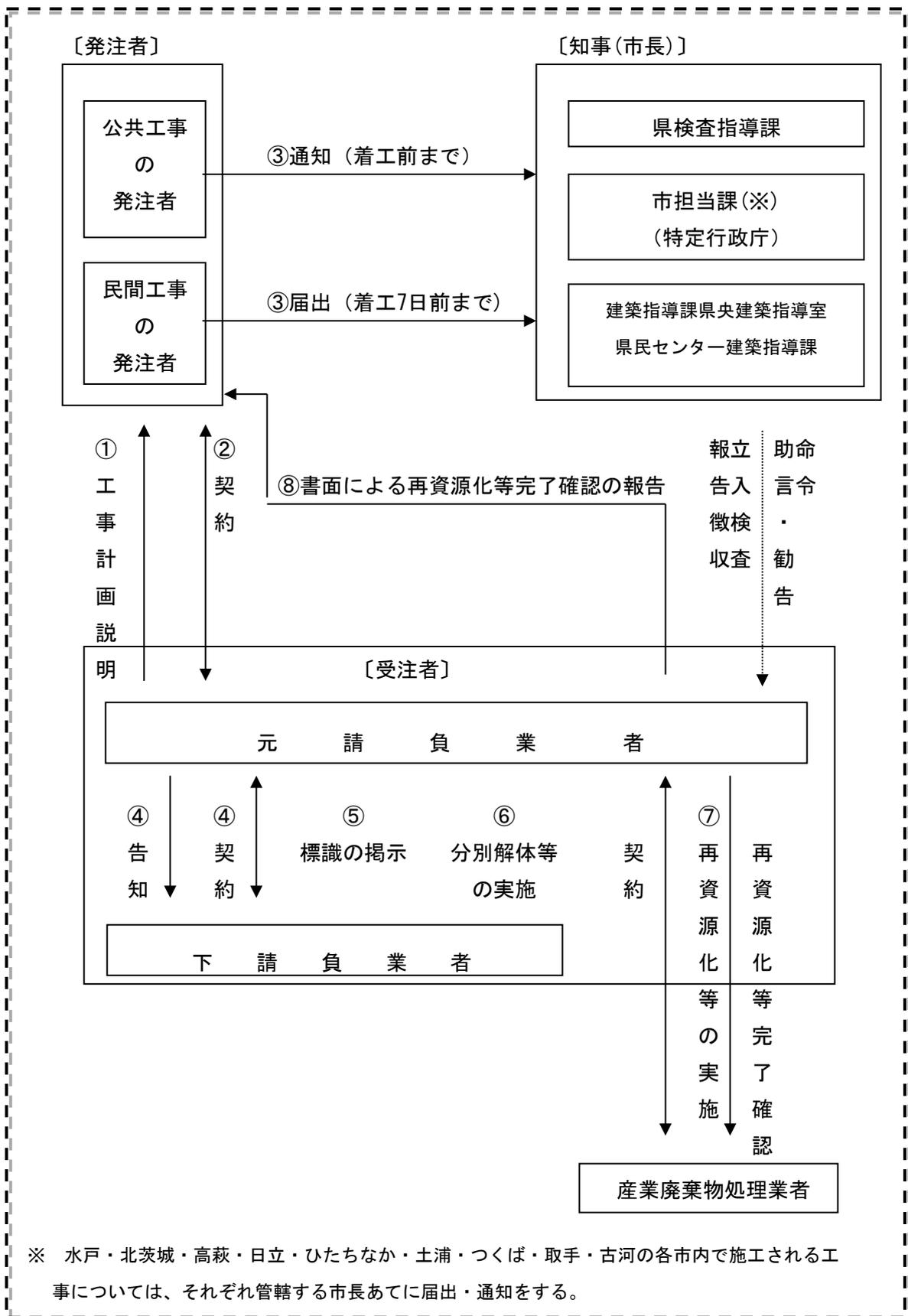
A：原則的にリサイクル建設資材を使用する資材

B：品質・性能を勘案の上、予算の範囲内で積極的に使用に努める資材

C：品質・性能を勘案の上、利用可能な場合は、使用するよう努める資材

※再生加熱アスファルト混合物及び再生路盤材の一般廃棄物溶融スラグ入りについては使用区分を「B区分」としています。





第18 茨城県土木部指定工場制度について

1 指定工場制度とは

茨城県土木部では、建設工事に使用する材料のうち、その品質が施設の安全性・耐久性に大きく影響する主要資材(製品)について工場指定基準に適合する製造工場のみ、資材の納入できる工場として指定する制度です。

この制度により、茨城県土木部が発注する建設工事においては、指定する主要資材(製品)について、指定工場以外から当該資材を納入することは出来ません。

2 指定制度における資材(製品)

◇砕石

◇コンクリート再生砕石

◇生コンクリート

◇アスファルト合材

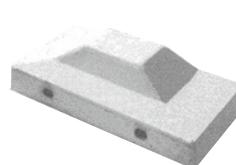
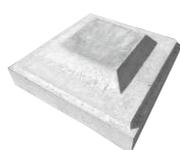
◇コンクリート二次製品 (一部製品)

[積みブロック

張りブロック

連節ブロック

長尺U字溝及び蓋]



3 留意点

- ① 指定工場制度では、工場単位で指定工場の指定を行っています。このため、会社名が同じであっても、工場名が異なる場合は、指定工場では無い場合がありますので注意が必要です。
- ② 茨城県土木部発注工事において元請け業者(受注者)は、使用する指定資材について、指定工場が自ら製造し、指定工場から出荷されていることを必ず確認して下さい。なお、県土木部発注工事で元請け業者(受注者)に直接資材が納入されない場合においては、納入された資材が、指定工場で製造・出荷された資材であることを証明する書面(出荷証明書など)が必要となります。
- ③ 指定工場制度では、工場の品質管理体制や工場設備等について定期的に確認を行っておりますが、出荷される全ての資材(製品)の品質を保証している制度ではありませんので、現場に納入される資材(製品)については他の資材同様、納入時に品質等の確認を行い、仕様や材料使用届に一致しない場合には納入を拒否するなど適切な対応をお願いします。

第19 茨城県再生砕石需給調査システムについて

1 目的

これまで、再生砕石の在庫量は、個々の再生砕石指定工場に、必要な時に必要な量を電話等で問い合わせをしており、多くの労力を要していました。

茨城県再生砕石需給調査システムは、これまで個別に調査していた再生砕石の出荷可能数量について、工事ごとに現場から40kmの範囲で一斉に問い合わせが行えるシステムです。

2 概要

このシステムは、茨城県土木部の「土木工事請負契約における設計変更ガイドライン（平成29年3月）」に基づく設計変更の基礎資料作成をシステム化したものです。

工事受注後、再生砕石の必要量が調達困難な場合にシステムへ納入希望の種類・必要量・時期等の必要事項を入力し、県のリサイクルガイドラインに定められた40kmの範囲の再生砕石指定工場へ問い合わせを一斉に行い、該当する再生砕石指定工場から得られた回答を一覧表にまとめ、調査結果を作成します。

このシステムは、平成30年10月より茨城県土木部発注工事を対象に運用を開始し、令和4年3月からは、企業局発注工事も対象となりました。

3 利用対象者

・調査依頼⇒工事受注者（建設会社等） ・回答者⇒再生砕石指定工場（茨城県土木部指定工場）

4 システム利用の流れ

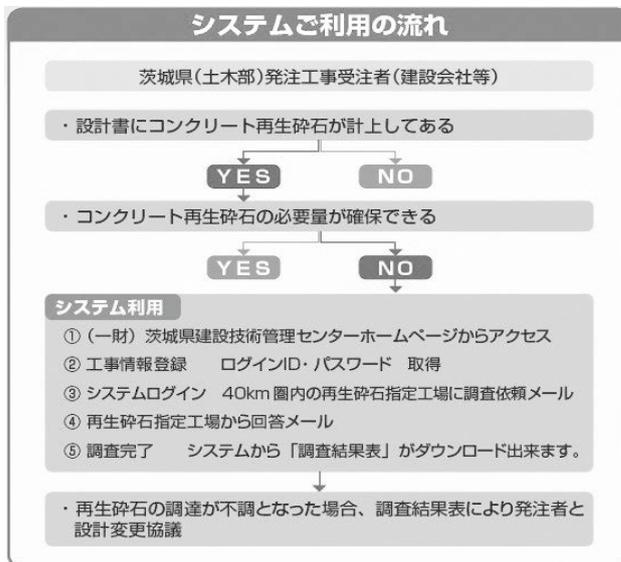


表1 システム利用までの流れ

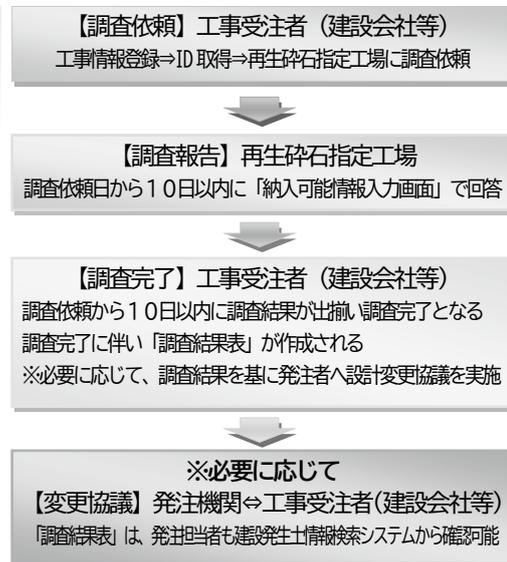


表2 システム利用の流れ

5 お問い合わせ先

【システムに関すること】(一財) 茨城県建設技術管理センター 建設副産物リサイクル事業部
ホームページアドレス: <http://www.ibakengi.or.jp/> mail: recycle1@ibakengi.or.jp
水戸市青柳町4195 TEL029-227-5222 FAX029-227-8558

※調査内容に関する問合せは各再生砕石指定工場にお問い合わせ下さい。

【監修】茨城県土木部検査指導課 建設リサイクル担当 TEL029-301-4386

第20 建設業許可について

1 財務諸表関係様式の一部改正について（令和4年3月31日から）

新たな企業会計基準の公表及び会社計算規則の改正を踏まえ、財務諸表関係様式が一部改正されました。

2 主任技術者の要件を満たす者への工事担任者の追加について（令和3年12月27日から）

電気通信工事業における主任技術者の要件を満たす者として、「工事担任者資格者証の交付を受けた者（第一級アナログ通信及び第一級デジタル通信の資格者証の交付を受けた者又は総合通信の資格者証の交付を受けた者に限る。）であって、資格者証の交付を受けた後電気通信工事に関し3年以上実務の経験を有する者」を追加されました。

なお、当該規定は令和3年4月1日以降に、工事担任者試験に合格した者、養成課程を修了した者及び総務大臣の認定を受けた者に限り、適用されます。

3 建設業許可の申請等に係る押印を求める手続きの見直しについて（令和3年1月1日から）

建設業関係各種申請・届出に係る申請又は届出書類への押印が省略可能となりました。

※契約書や発注証明書等一部押印を省略できない書類があります。

4 建設業法等の改正の概要について（令和2年10月1日から）

(1) 経営業務管理責任者に関する規制の合理化

個人の経験によって能力を担保していたこれまでの考え方を見直し、組織の中で経営業務の管理を適正に行うに足りる能力を有することを求めることとなります。経営業務の管理を適正に行うに足りる能力を有するものとして定める基準は次のア及びイの要件を満たすものです。

ア 適切な経営能力を有すること（以下の①又は②のいずれかの体制を有すること）

①常勤役員等のうち1人が次のいずれかに該当する者であること。

- ・建設業に関し5年以上の経営業務の管理責任者としての経験を有する者
- ・建設業に関し、経営業務の管理責任者に準ずる地位にある者として5年以上経営業務を管理した経験を有する者
- ・建設業に関し、経営業務の管理責任者に準ずる地位にある者として6年以上経営業務の管理責任者を補助する業務に従事した経験を有する者

②常勤役員等のうち一人が左下（ア）のいずれかに該当する者であって、かつ、当該常勤役員等を直接に補佐する者として、右下（イ）の全てに該当する者をそれぞれ置くものであること。

（ア）

- ・建設業に関し、2年以上の役員等としての経験を有し、かつ、5年以上の役員等または役員等に次ぐ職制上の地位にあるものとしての経験を有する者
- ・5年以上の役員等としての経験を有し、かつ、建設業に関し、2年以上の役員等としての経験を有する者

（イ）

- ・許可申請等を行う建設業者等において5年以上の財務管理の経験を有する者
- ・許可申請等を行う建設業者等において5年以上の労務管理の経験を有する者
- ・許可申請等を行う建設業者等において5年以上の運営業務の経験を有する者

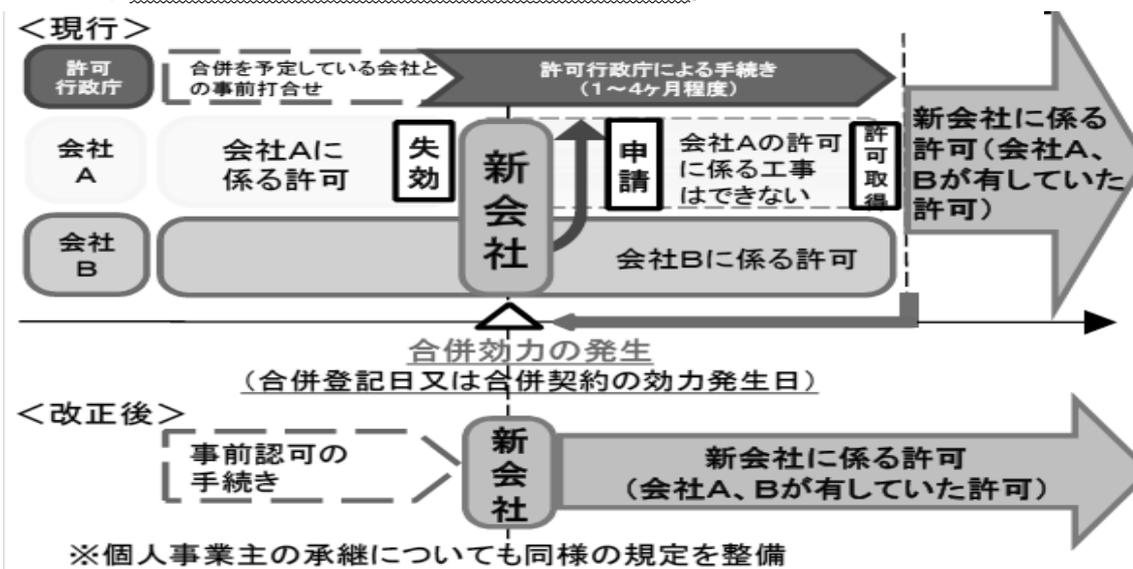
※（イ）は一人が複数の経験を兼ねることが可能

イ 適切な社会保険に加入していること

健康保険、厚生年金保険、雇用保険について、建設業者がその加入義務が課されている保険に加入しているものであること（社会保険に未加入の建設業者は建設業の許可・更新を認めない）。

(2) 円滑な事業承継制度の創設

合併・事業譲渡等に際し、事前認可の手続きにより円滑に事業承継できる仕組みが構築されます。これにより、許可の空白期間がなく事業承継が可能となります。



5 解体工事業の追加について (平成28年6月1日から)

(1) 解体工事業の許可

解体工事業の許可に関する経過措置は令和元年5月31日をもって終了しました。500万円以上の解体工事を行う場合は解体工事業の許可を取得してください。

(2) 解体工事の技術者に関する経過措置

解体工事の技術者に関する経過措置については令和3年6月30日をもって終了しました。

6 その他の改正

(1) 様式第11号の2「国家資格者・監理技術者一覧表」の廃止 (令和2年4月1日から)

様式第11号の2「国家資格者・監理技術者一覧表」の提出が不要になりました。

(2) 経由事務の廃止 (令和2年4月1日から)

大臣許可業者の各種申請書・変更届出書については、関東地方整備局建政部建設産業第一課に提出することとなりました。管轄の土木事務所に提出する必要はありません。

(3) 建設業法第8条 (欠格事由) の改正について (令和元年9月14日から)

欠格事由のうち「成年被後見人又は被保佐人」が「心身の故障により建設業を適正に営むことができない者として国土交通省令で定めるもの」と改められたため、次のとおり確認することとなりました。

・成年被後見人又は被保佐人でない者

→ 成年被後見人又は被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書を提出 (従来通り)

・成年被後見人又は被保佐人に該当するが、心身の故障により建設業を適正に営むことができる者

→ 契約の締結及びその履行にあたり必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができる能力を有する旨を記載した医師の診断書を提出

7 更新申請及び各種届出等の郵送について

更新申請及び各種届出等は郵送による提出が可能です。(新規・業種追加許可申請書は不可)

※郵送時の注意事項

- 更新申請を郵送により申請する場合は、「許可更新申請に係るチェック表」を作成し、提出書類に漏れないよう申請してください。
- 更新申請及び各種届出の発送方法は、日本郵便（普通郵便、レターパック（○赤色の封筒、×青色の封筒））か、信書が送付可能な方法により、主たる営業所を管轄する土木事務所に発送してください。なお、日本郵便による場合は、原則書留郵便等により発送してください。
- 更新申請の場合、封筒に「建設業許可更新申請書在中」と記載し、各種届出等の場合は「○○届出書在中」と記載してください。
- 送付表（同封している書類が確認できる資料、許可更新申請に係るチェック表等）及び返信用封筒（返信に必要な切手を貼付）を同封して発送してください。

封筒記載例



封筒は任意(会社の封筒可)のものとし、タテ書き・ヨコ書きは自由です。

表面又は裏面に申請者又は届出者の住所・商号又は名称を記載してください。

8 各種変更に関する問合せに対応するチャットボット

建設業許可及び入札参加資格に係る各種変更に関する問合せに自動で回答するチャットボット※を導入しました。チャットボットは、24時間365日利用可能であるため、いつでも問い合わせが可能です。

チャットボットへは、以下のQRコードからアクセスできるほか、建設業担当ホームページからでもアクセス可能です。

※チャットボットとは、AI（人工知能）を活用した自動会話プログラムであり、利用者の問い合わせに対し、AIが最適と判断した回答を自動応答するシステム。

チャットボット QR コード



9 建設業許可に係る証明書等の交付について

茨城県知事許可業者が、現に建設業許可を受けている状況を証明したい場合は、以下の
手続により許可証明書の交付を受けられます。

(1) 申請方法

ア 窓口で交付を受ける場合

申請書に所定事項を記載し、証明手数料400円（1枚につき：現金のみ）を添えて、監理課又は管轄の各土木事務所の窓口申請してください。

※代理人が申請する場合には、委任状が必要です。

イ 郵送で交付を受ける場合

①申請書に所定事項を記載し、監理課に現金書留により郵送してください。

【送付先】

〒310-8555 水戸市笠原町 978-6 電話：029(301)4334

茨城県土木部監理課建設業担当

②現金書留郵便には、申請書、証明手数料400円（1枚につき）、所要額の切手を貼付した返信用封筒を同封してください。

③発行までの期間は、申請書受領後、概ね14日程度です。

(2) 申請書等の入手先

県土木部監理課ホームページから、申請書、申請書記載例がダウンロードできます。

<http://www.pref.ibaraki.jp/doboku/kanri/kensetsu/menue/kyokasyoumeisyo/syoumeisyo.html>

【大臣許可業者の場合】

関東地方整備局にお問い合わせください。

建設業許可

よろず相談室

建設業許可に関する申請書類等の確認や、各種ご相談に、茨城県行政書士会会員が豊富な経験とノウハウを活かして、懇切・丁寧に対応します。なお、本事業は、社会貢献活動として行うものであり、相談は無料です。

— 申請書類等の確認 —

土木事務所に提出する申請書類等を、事前に確認します。



— 各種ご相談 —

建設業許可の要件や書類の作成方法に関するご相談に対応します。



日時
場所

建設業許可担当土木事務所

(水戸・筑西) 毎週月曜日 (土浦) 毎週水曜日
午前9時～午後4時30分

※令和4年9月1日から水戸会場のみ完全予約制となります
電話による予約受付を開始しました

予約
TEL

029-305-3731

(茨城県行政書士会 事務局)

【注意事項】

ここでは、申請書等の受付は行いません。
申請書等の作成等を代理で行うものではありません。
ご本人(会社・個人)での申請に限ります。(行政書士を除きます。)
相談の内容により土木事務所に確認をお願いする場合があります。
原則、30分を上限とさせて頂き、電話予約優先といたします。

【お問合せ先】

茨城県行政書士会 水戸市笠原町978-25 開発公社ビル5F
TEL:029-305-3731

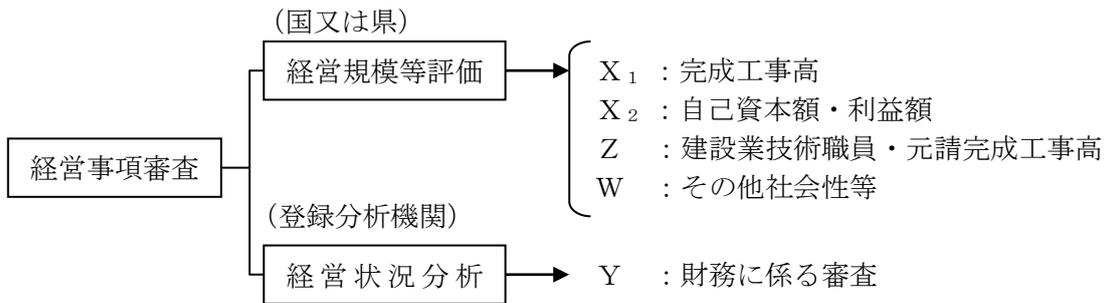


第21 令和4年度経営事項審査について

1 経営事項審査とは

経営事項審査とは、公共工事を発注者から直接請け負おうとする建設業者が受けなければならない経営に関する客観的事項についての審査です。公共工事を元請として受注する建設業者は、発注者と請負契約を締結する日の1年7ヶ月前以内の決算日における経営事項審査を受けていなければなりません。

経営事項審査は、行政庁（国又は県）が行う「経営規模等評価」と、登録経営状況分析機関が行う「経営状況分析」からなっており、それぞれを申請する必要があります。



* 登録分析機関とは、国土交通省に登録をした者で、経営状況分析を行う機関です。

※対象工事

次の者が発注者である施設又は工作物に関する建設工事とする。

- ・ 国
- ・ 地方公共団体（県・市区町村・事務組合・財産区・地方開発事業団）
- ・ 法人税法別表第一に掲げる公共法人（都市基盤整備公団、土地改良区等）
- ・ 特殊法人等の法人で国土交通省で定めるもの（NTT、JR、JT、JRA等）

※適用除外

次に掲げる建設工事は、経営事項審査申請の義務付けの対象外とする。

- ・ 請負代金の額が軽微である建設工事
建築一式工事にあつては1,500万円未満又は延床面積が150㎡未満の木造住宅工事その他の建設工事にあつては500万円未満
- ・ 影響の大きい災害等による必要を生じた応急の建設工事等（通常の災害復旧工事は義務付けの対象となる）

ただし、上記の軽微な工事を請け負う場合であっても、各発注機関の入札参加資格の際に経営事項審査結果（経営規模等評価・総合評定値通知書）を求められることがありますのでご注意ください。

※経営事項審査の有効期間

経営事項審査は、公共工事の請負契約を発注者と締結する日前1年7ヶ月以内の日を審査基準日として受けていなければなりませんので、毎年公共工事を発注者から直接請け負おうとする建設業者は、審査基準日から1年7ヶ月の有効期間が切れることなく継続するよう、定期的に経営事項審査を受けることが必要となります。

以下の点についてご留意下さい。

- ① 公共工事の入札参加資格を有する者は、公共工事発注機関の入札参加資格の有効期間にかかわらず、切れ目なく受けることが必要です。
入札参加資格が2年間の場合でも、経営事項審査は毎年受審する必要があります。

- ② 毎営業年度経過後、決算関係書類が整い次第、速やかに経営状況分析申請をしてください。有効期間は、申請の時期にかかわらず審査基準日から1年7ヶ月とされているので、申請が遅れると審査や結果通知が遅れ、切れ目ができてしまうこととなります。時間的な余裕をもって申請するよう心がけて下さい。

2 経営状況分析について

県が行う経営規模等評価（X₁、X₂、Z、W）を受ける前に、経営状況分析（財務に係る審査）申請を行い、その結果（経営状況分析結果通知書）の交付を受けなければなりません。

経営状況分析は、国土交通省に登録した各機関（下表）で受けて下さい。申請の仕方等は各登録分析機関に問い合わせして下さい。

なお、総合評定値を求めない場合（経営規模のみの審査を希望する場合）は、経営状況分析を受ける必要はありません。

（平成30年4月現在）

| 番号 | 機関の名称 | 事務所の所在地 | 電話番号 |
|----|----------------------|---------------------|--------------|
| 1 | (一財) 建設業情報管理センター | 東京都中央区築地2-11-24 | 03-5565-6131 |
| 2 | (株) マネージメント・データ・リサーチ | 熊本県熊本市中央区京町2-2-37 | 096-278-8330 |
| 4 | ワイズ公共データシステム(株) | 長野県長野市田町2120-1 | 026-232-1145 |
| 5 | (株) 九州経営情報分析センター | 長崎県長崎市今博多町22 | 095-811-1477 |
| 7 | (株) 北海道経営情報センター | 北海道札幌市白石区東札幌一条4-8-1 | 011-820-6111 |
| 8 | (株) ネットコア | 栃木県宇都宮市鶴田町2-5-24 | 028-649-0111 |
| 9 | (株) 経営状況分析センター | 東京都大田区大森西3-31-8 | 03-5753-1588 |
| 10 | 経営状況分析センター西日本(株) | 山口県宇部市北琴芝1-6-10 | 0836-38-3781 |
| 11 | (株) NKB | 福岡県北九州市小倉北区重住3-2-12 | 093-474-1561 |
| 22 | (株) 建設業経営情報分析センター | 東京都立川市柴崎町2-17-6 | 042-505-7533 |

※最新の情報は国土交通省のホームページをご覧ください。

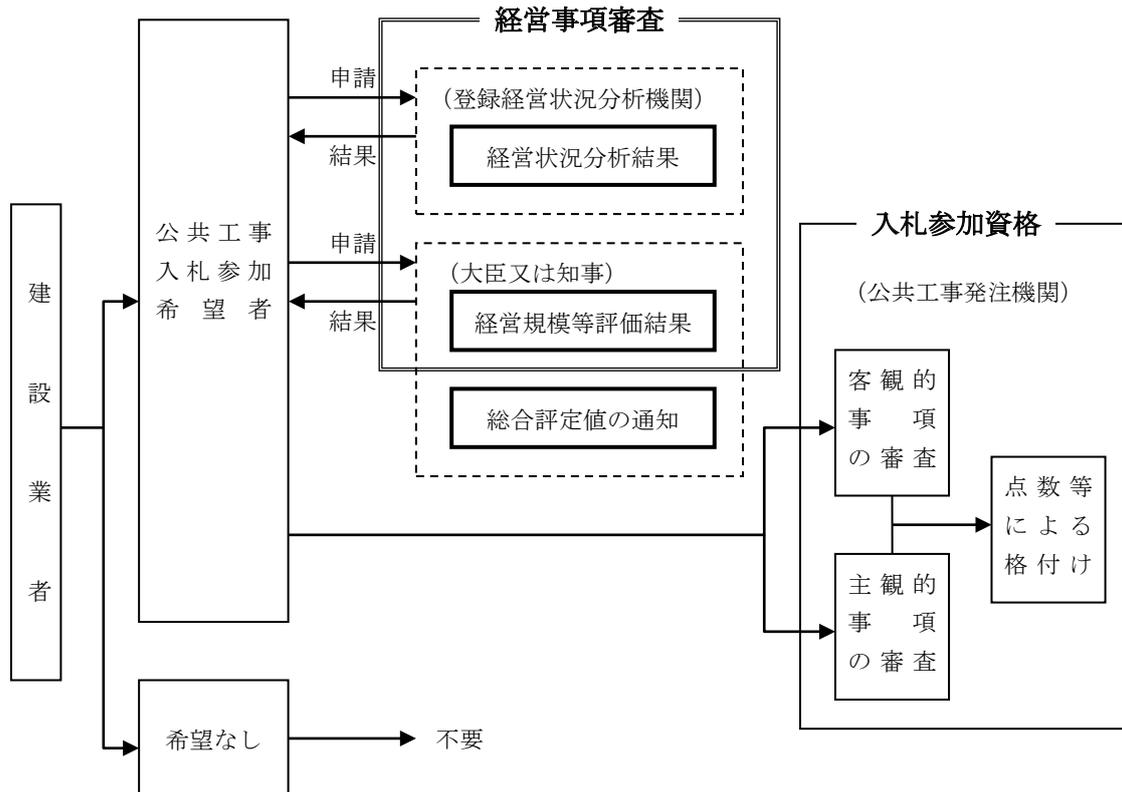
URL : http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000091.html

3 総合評定値（P）の請求

建設業者は、審査行政庁（国又は県）に対して「経営規模等評価」の申請を行うと同時に「総合評定値（P）の通知」を請求することができます。総合評定値とは、「経営規模等評価（XZW）」の結果と「経営状況分析（Y）」の結果を一定の計算式により計算した数値です。（計算式： $P=0.25X_1+0.15X_2+0.2Y+0.25Z+0.15W$ ）

公共工事の発注機関に入札参加資格申請を行う場合、この「総合評定値（P）の通知」を受けていることが要件とされることがあるため、経営規模等評価と同時に必ず申請するようにして下さい。

【経営事項審査等と入札参加資格審査の関連図】



4 申請手順

茨城県において経営規模等評価等を申請する場合、書類の送付または対面のいずれかにより申請をして下さい。

(1) 書類の送付による申請

① 「経営状況分析」

まず、登録経営状況分析機関に、「経営状況分析」の申請を行い、経営状況分析結果通知書の交付を受けて下さい。(ただし、総合評定値を請求しない場合は不要です。)

↓

② 書類の送付

申請書類が整い次第、土木部監理課建設業 G に送付してください。

総合評定値の請求をする場合は、経営状況分析結果通知書(原本)も併せて提出することになります。

※申請書類を直接土木部監理課建設業 G へ持参することも可能です。

↓

① 「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」の交付

書類の到着後、概ね 2 週間程度で審査が終了し、審査終了から概ね 1 か月後に結果通知書の交付を受けることができます。

(2) 対面による申請

① 「経営状況分析」

まず、登録経営状況分析機関に、「経営状況分析」の申請を行い、経営状況分析結果通知書の交付を受けて下さい。(ただし、総合評定値を請求しない場合は不要です。)

↓

② 審査日時の予約

茨城県経審予約システムにより審査日時を事前に予約してください(予約方法に関する詳細は 140 ページ)。

↓

③ 「審査」

②により、予約した日時に経営事項審査会場において審査を受けて下さい。

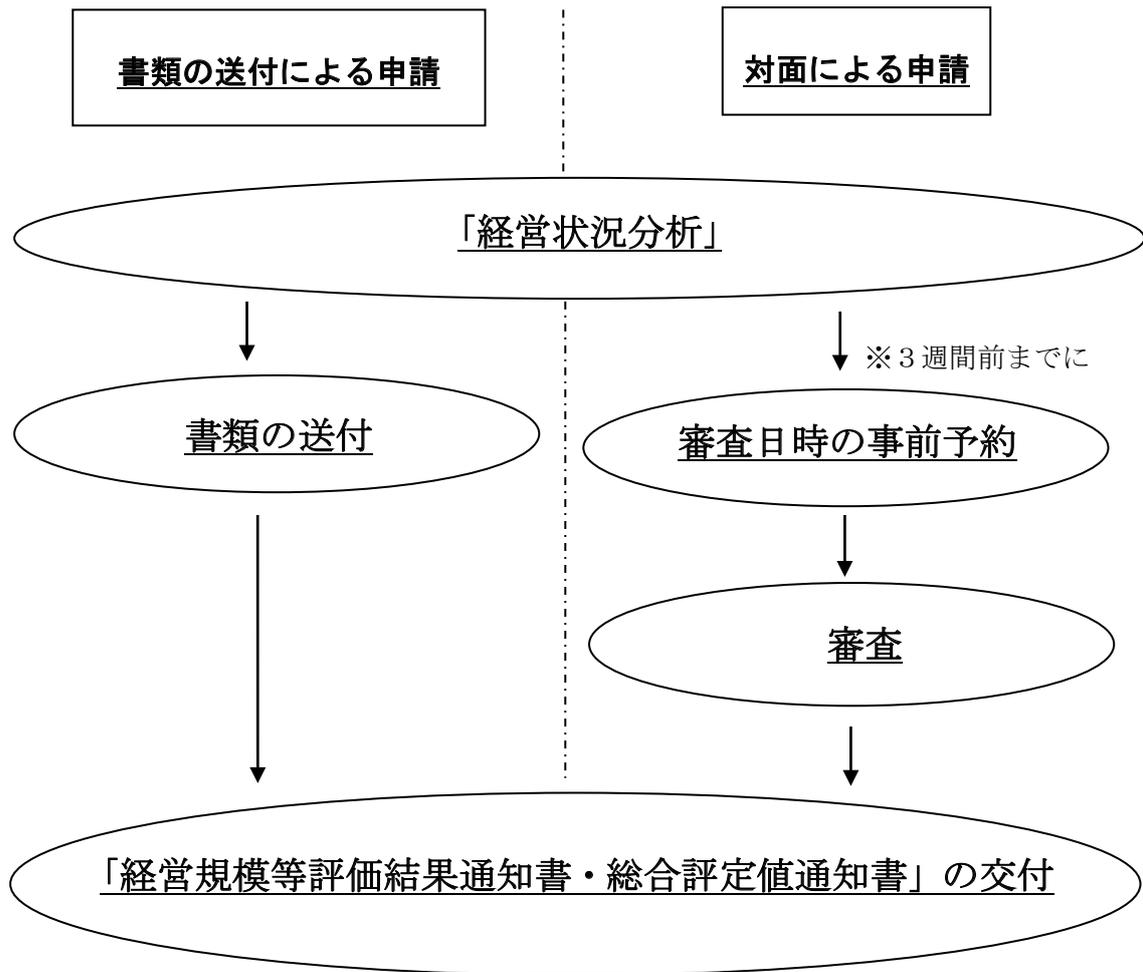
総合評定値の請求をする場合は、経営状況分析結果通知書(原本)も併せて提出することになります。

↓

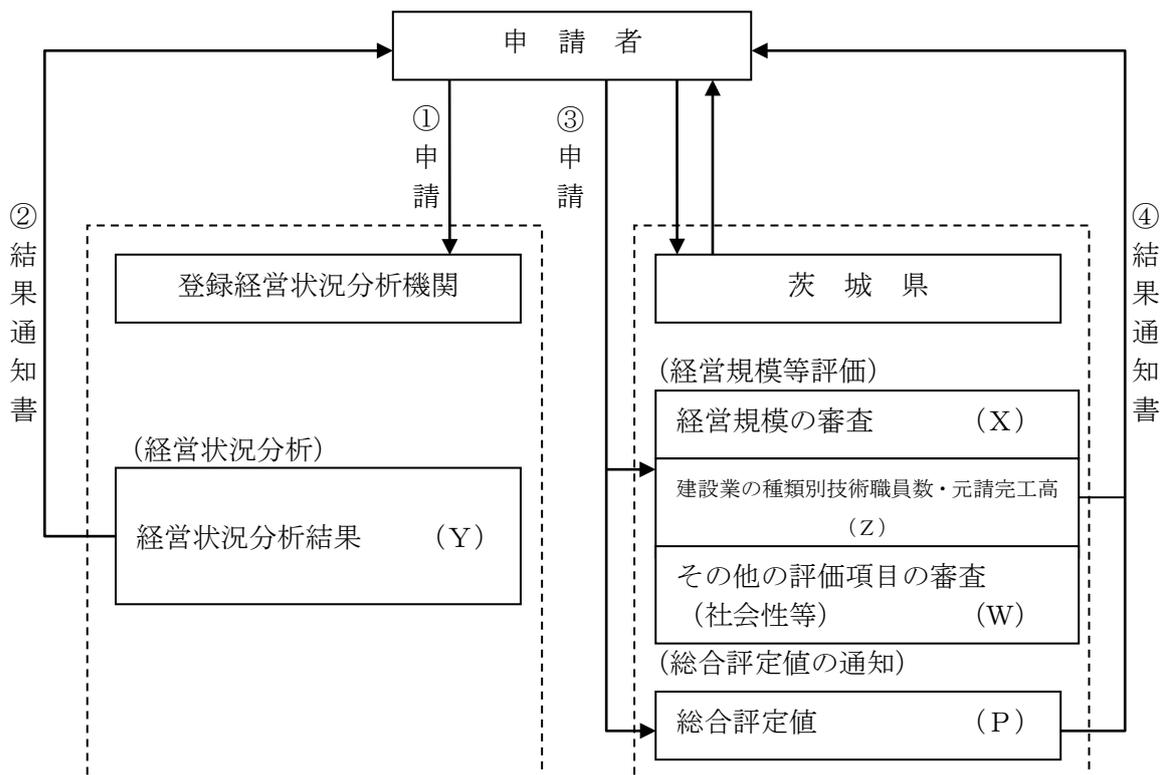
④ 「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」の交付

審査終了後、概ね 1 か月後に結果通知書の交付を受けることができます。

【各申請方法の申請から結果通知までのフロー図】



【経営事項審査の流れ】



(3) 茨城県経審予約システムについて

①概要

対面経審の予約は、「茨城県経審予約システム」により、希望日の 50 日前～3 週間前までに行ってください。

②システム導入による変更点

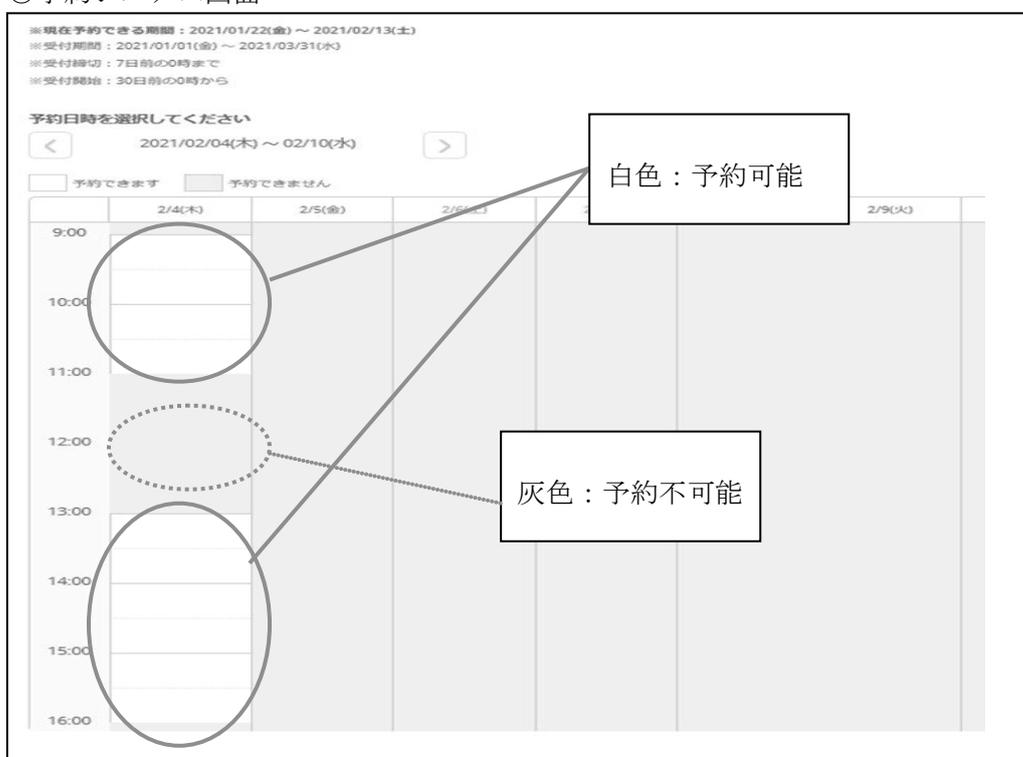
・予約状況の可視化

→ 予約システムの画面上で予約状況を確認することができます（下図参照）。
これにより、経審の受審希望日の予約状況を電話で確認する必要がなくなりました。

・希望日に即日予約可能

→ 「茨城県経審予約システム」では、経審の受審希望日時での予約が空いていれば、すぐに予約が可能です。

○予約システム画面



③予約方法

以下の URL にアクセスしてください。

URL：<https://airrsv.net/yoyakukeishin/calendar?schedId=s0000493EF>

また、茨城県経審予約システムの操作方法に関するマニュアルは以下の URL からダウンロードできます。

URL：<https://www.pref.ibaraki.jp/doboku/kanri/kensetsu/menue/koronatgaisaku.html>

5 経営規模等評価等の審査場所

(1) 書類の送付による申請の場合

申請書類が揃い次第、次の住所に書類を送付してください。なお、送付には、日本郵便等の信書が送付可能な方法により行ってください。

送付先：〒301-8555

茨城県水戸市笠原町 978-6 土木部監理課建設業 G

(2) 対面による申請の場合

経営規模等評価等については、茨城県庁舎行政棟 1 1 階南側「経営事項審査会場」において行っております。(下図参照)

茨城県経審予約システムで予約した時間までにおいでください。ただし、審査の関係上、若干審査時間が前後する事がありますので、あらかじめご承知願います。

なおコロナウイルス感染対策として、審査会場への入室はお一人様に限らせていただいております。

(駐車場)

- ・東、西駐車場をご利用ください。
- ・身体障害者用駐車場は、県庁舎、議事堂及び警察庁舎の各庁舎前にあります。

茨城県庁舎 11 階「経営事項審査会場」(案内図)

住所 水戸市笠原町 978-6

TEL 029-301-6342 (直通)



- 【バス】 県庁直行のシャトルバスを運行
JR水戸駅 [南口] から 約6.6km 所要時間/約15分~20分
JR赤塚駅 [南口] から 約7.2km 所要時間/約20分~25分
- 【自動車】 常磐自動車道水戸ICから約9.0km 所要時間/約15分
北関東自動車道茨城町東ICから約5.0km 所要時間/約10分

6 提示書類等について

(1) 申請書類（提出する書類）一覧

郵送等の場合、信書が送付できる方法に限ります。

| No. | 提出書類名 | 部数 | 摘 要 |
|-----|--|-----------|---|
| 1 | 経営規模等評価申請書 総合評定値請求書 (20001 帳票) | 1部 | 審査手数料は申請書用紙1枚目裏面（どこでも可）に証紙を貼付のこと。 |
| 2 | 工事種類別完成工事高 工事種類別元請完成工事高 (20002 帳票) | | |
| 3 | その他の審査項目(社会性等) (20004 帳票) | | |
| 4 | 技術職員名簿 (20005 帳票) | | |
| 5 | 経営状況分析結果通知書 (原本に限る) | 1部 | 総合評定値の請求をしない場合は、添付を要しない。 |
| 6 | 建設機械の保有状況一覧表 (建設機械様式) | 1部 | 0台で申請する場合は、提出不要 |
| 7 | CPD単位を取得した技術職員名簿(様式第4号) | 1部 | 名簿に記載する者がいない場合は、提出不要 |
| 8 | 技能者名簿 (様式第5号) | 1部 | 名簿に記載する者がいない場合は、提出不要 |
| 9 | 返信用封筒 | 1部 (※) | <ul style="list-style-type: none"> ・郵送による申請の場合に限り提出。 ・封筒のサイズは任意。 ・郵便番号、住所、あて先を明記。 ・完了票のほか、技術職員名簿(写し)等(以下の番号11～15)がある場合は、想定される料金の切手を貼付。 ※確認資料の中に返却が必要な原本等がある場合は、返信時期が完了票等と異なるため、別途もう1部御用意ください。 |
| 10 | 工事種類別完成工事高付表 | 1部 | 完成工事高の業種間積み上げをおこなった場合は作成の上、提出。 |
| 11 | 技術職員名簿(写し) (20005 帳票) | 1部 | 上記4にある技術職員名簿の写し。綴らないこと。翌年以降の経審受審時にこの写し(監理課受付印有)を持参すること。 |
| 12 | 建設機械の保有状況一覧表 (写し)(建設機械様式) | 1部 | 上記6にある建設機械の保有状況一覧表の写し。綴らないこと。翌年以降の経審受審時にこの写し(監理課受付印有)を持参すること。 |
| 13 | CPD単位を取得した技術職員名簿(写し) (様式第4号) | 1部 | 上記7にあるCPD単位を取得した技術職員名簿の写し。綴らないこと。翌年以降の経審受審時にこの写し(監理課受付印有)を持参すること。 |
| 14 | 技能者名簿(写し) (様式第5号) | 1部 | 上記8にある技能者名簿の写し。綴らないこと。翌年以降の経審受審時にこの写し(監理課受付印有)を持参すること。 |

| | | | |
|----|----------------------|----|--|
| 15 | 実務経験証明書 (新規掲載者のみ) | 1部 | 上記4(技術職員名簿)の新規掲載者のみ提出。綴らないこと。 ※技術職員名簿に掲載されている方のうち、過去の経審で確認済みの実務経験証明書については提出不要です。 新たに経験を追記した実務経験証明書への押印は行いませんので、提出はしないで下さい。 |
|----|----------------------|----|--|

(注) 申請書類は1～8の順番に上部をホチキス止めした上で、綴り穴を空けてください。

◎経営事項審査に関する問い合わせはこちらまで
 茨城県土木部監理課建設業担当
 経審専用TEL：029-301-6342(直通)

○ チェックリストの作成について

円滑な審査の実施のため、「チェックリスト(送付用)」の作成及び送付前の内容確認について御協力をお願いします。

作成したチェックリストは、申請書類とあわせて送付してください。

(2) 確認資料について

①郵送の場合

必須・・・○ 該当者のみ・・・△ 法人のみ・・・法 個人のみ・・・個

郵送の場合、確認資料については、原則として写しを以下の表に記載の順に並べ、綴り紐等により編綴し、提出してください。

なお、確認資料については、原則として審査後に破棄します。

| No. | 提出書類名 | 摘 要 | |
|-----|-------------------------------|---|---|
| 1 | 経営事項審査結果通知書 | <ul style="list-style-type: none"> 前年度のもの。 新規に経審を受ける場合は不要。 | ○ |
| 2 | 決算変更届の控 | <ul style="list-style-type: none"> 土木事務所に提出して間もない場合（1ヶ月程度）のみ添付。 | △ |
| 3 | 請負工事（原価）台帳 | <ul style="list-style-type: none"> 基準決算の工事経歴書に記載された工事のうち、業種毎に金額が大きいものから上位5件（例えば、土木一式と舗装の2業種申請の場合、土木一式5件と舗装5件の計10件分。但し、積上げ計算を行っている場合は、その業種についても上位5件。）に係る工事台帳及び契約書（契約書と工事台帳で工事経歴書の請負代金の額及び完成工事高が突合できない場合は、注文書又は領収書・請求書・見積書+預金通帳等も添付）。 下請業者との下請契約については、契約書又は注文請書（契約書・注文請書で工事台帳と突合できない場合は、下請業者からの請求書、預金通帳等）を添付。 新規に経審を受ける場合、又は、基準決算が12ヶ月に満たない場合、基準決算の前期の分も添付。 業種毎に、工事経歴書の順番どおりに1件ずつ工事台帳、請負契約書（注文請書又は請求書+預金通帳等）、下請負契約書（注文請書又は請求書+預金通帳等）の順に編綴。 <p>※審査の過程で内容に疑義があった場合や、経営分析機関から（茨城県に）完成工事高の異常値等について報告があった申請者に対しては、上位5件以外の書類（工事経歴書の「その他」に金額のみ計上されているものも含む）を追加で求める場合があります。</p> <p>※工事進行基準を導入している場合は、工事の進捗率を算出した根拠資料を併せて提出して下さい。</p> | ○ |
| 4 | 工事請負契約書 （JV工事の場合、協定書及び清算書） | | |
| 5 | 施工体系図 | <ul style="list-style-type: none"> 上記3及び4に係る施工体系図。施工体制台帳を作成する必要があるもの（※）に限る。 <p>※民間工事については下請契約を締結した、建築一式6,000万円以上の工事、建築一式以外について4,000万円以上の工事。 公共工事については下請契約を締結した全ての工事。</p> | △ |
| 6 | 一人別源泉徴収簿 | <ul style="list-style-type: none"> 常勤性の確認が必要な技術者等（経營業務管理責任者、専任技術者（※）、技術職員名簿に記載されている技術者、公認会計士及び登録経理試験の合格者）のみ（基準決算日を含む2年分）。 <p>※今回経営事項審査を受審しない業種も含む。</p> | ○ |

| | | | |
|------|---------------------------------|--|---|
| 7 | (源泉) 所得税の領収証書 | ・金融機関の受領日付印のあるもの(基準決算分)。 ※電子納税の場合には、所得税徴収高計算書と納付完了の通知を印刷したものを。 | ○ |
| 8 | 住民税特別徴収税額の通知書 ・変更通知書 | ・社会保険に加入義務のない事業者のみ添付(直近のもの)。 ・建設業に従事する職員に対するもの。 | 個 |
| 9 | 法人税申告書の控 | ・申告書の1頁のみ。 ※ただし、2頁以降は審査の過程で必要な場合は別途提出していただく場合があります。 ・直近1期分の財務諸表に対応するもの。決算期が12ヶ月に満たない場合は、直近24ヶ月を含むもの全て。 | 法 |
| 10 | 所得税申告書の控 | ・直近決算の財務諸表に対応するもの。 ・申告書の1頁のみ。 ※ただし、2頁以降は審査の過程で必要な場合は別途提出していただく場合があります。 | 個 |
| 11 | 消費税申告書の控 | ・基準決算の財務諸表に対応するもの。 ・新規に経審を受ける場合、又は、基準決算が12ヶ月に満たない場合は、基準決算の前期分も添付。 ・申告書の1頁のみ。 ※ただし、2頁以降は審査の過程で必要な場合は別途提出していただく場合があります。 | ○ |
| 12 | 消費税納税証明書 | ・税務署発行の国税通則法施行規則別紙第9号書式その1基準決算の消費税申告書に対応するもの。 ※納付すべき金額が入っている様式。 ・新規に経審を受ける場合、基準決算の前期分も添付 | ○ |
| 13 | 健康保険、厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書 | ・常勤性の確認が必要な技術者等(経營業務管理責任者、専任技術者(※)、技術職員名簿に記載されている者、公認会計士、登録経理試験の合格者、CPD単位を取得した技術職員名簿に記載されている者及び技能者名簿に記載されている者)が記載されている頁のみ(基準決算分)。 ※今回経営事項審査を受審しない業種も含む。 | ○ |
| 14 | 技術職員、技術者及び技能者の6か月超の雇用期間が確認できる書面 | ・健康保険証、雇用契約書等 ※前回の技術職員名簿に登載されている者は不要 | △ |
| 15 | 技術職員、技術者及び技能者の生年月日が確認できる書面 | ・健康保険証等(社会保険未加入の事業者で、審査基準日時点で35歳未満の若手職員がいる場合のみ) ※前回の技術職員名簿に登載されている者は不要 | △ |
| 16 | 厚生年金保険70歳以上被用者該当届、同算定基礎届 | ・後期高齢者医療制度の対象者で、過去に厚生年金の被保険者期間等がある職員分。 | △ |
| 17 | 継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿 | ・高齢者雇用安定法の継続雇用制度対象者がいる場合作成。 ・常時10名以上労働者を使用する企業の場合は、併せて「継続雇用制度について定めた労働基準監督署の受付印のある就業規則」も添付。 | △ |
| 18-1 | 建設業許可通知書 | ・現在有効な許可通知書全て | △ |
| 18-2 | 許可申請書 | ・許可(更新含む)を受けてから間もない場合(1ヶ月程度)のみ添付。 | |

| | | | |
|----|--|---|---|
| 19 | 変更等の届出書 | ・届出を行ってから間もない場合（1ヶ月程度）のみ添付。 | △ |
| 20 | 資格者証等 | <ul style="list-style-type: none"> ・監理技術者にあつては、監理技術者資格者証（監理技術者資格者証の裏面に講習修了日が記載されていない場合は）監理技術者講習修了証。 ・登録基幹技能者にあつては、登録基幹技能者講習修了証。 ・CPD単位を取得した技術職員名簿に記載する二級技士の一次検定試験に合格した者（二級技士補）であることを証明する書類。 ・技術職員名簿（（1）番号4）に新規で記載する技術者又は前回から変更があった技術者のみ、有資格者であることを証する免状、合格証明書等。 | ○ |
| 21 | 実務経験証明書の裏付け資料 | <ul style="list-style-type: none"> ・実務経験証明書（（1）番号11）に記載された工事の裏付け資料（契約書等） <p>例）10年以上の実務経験 →記入した工事のうち直近5年分 上記以外の実務経験 →記入した工事の全て</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設業法第7条第2項イ（コード番号001）に該当する技術者は、指定学科を卒業したことを証する書面（卒業証明等）を添付。 | △ |
| 22 | 前回経審時の技術職員名簿（写） | <ul style="list-style-type: none"> ・監理課の受付印があるもの。 ・はじめて受審する場合は不要。 | ○ |
| 23 | 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用） | <ul style="list-style-type: none"> ・常勤性の確認が必要な技術者等（経營業務管理責任者、専任技術者（※）、新規で技術職員名簿に記載された技術者、65歳以上の技術者、公認会計士及び登録経理試験の合格者）のみ。 ※今回経営事項審査を受審しない業種も含む。 ・「事業所別被保険者台帳照会」での代用は不可。 | △ |
| 24 | 建設業退職金共済事業加入・履行証明 | <ul style="list-style-type: none"> ・加入している場合。 | △ |
| 25 | <ul style="list-style-type: none"> ・退職手当についての規定がある労働協約若しくは就業規則を示す文書 ・勤労者退職金共済機構若しくは特定退職金共済団体の発行する加入証明書、共済契約書 | <ul style="list-style-type: none"> ・退職金一時金制度を導入している場合。 ・就業規則については、労働基準監督署の受付印があるものを添付。 ・特定退職金共済制度を導入する場合には、共済の加入要件を満たすこと。 | △ |
| 26 | <ul style="list-style-type: none"> ・厚生年金基金加入証明書 ・確定拠出年金（企業型）、確定給付企業年金（基金型・規約型）を導入している場合はそれらの確認書類 | <ul style="list-style-type: none"> ・厚生年金基金加入証明書 ・確定拠出型年金（企業型）を導入している場合には、厚生労働大臣による承認通知書、建設業者と確定拠出型年金運営管理機関との間の運営管理業務の委託契約に係る契約書、審査基準日前の直近の掛金振込に係る領収書を添付。 | △ |

| | | | |
|----|--|---|---|
| 27 | <ul style="list-style-type: none"> ・(公財)建設業福祉共済団、(一社)全国建設労災互助会、(一社)全国労働保険事務組合連合会、中小企業等協同組合法に基づき共済事業を営む者との契約又は加入を証する書類 ・保険会社と労災保険契約をしている場合はその保険証券 | <ul style="list-style-type: none"> ・法定外労働災害補償制度に加入している場合。 ※加入証明書や保険証券に評価の対象となるか確認出来る契約内容の記載が無い場合は、別に契約内容がわかるものを添付。 | △ |
| 28 | <ul style="list-style-type: none"> ・公共機関と直接防災協定を締結している場合、防災協定書 ・社団法人等の団体が公共機関等と防災協定を締結している場合は、当該団体発行の証明書 | <ul style="list-style-type: none"> ・防災協定を締結している場合、いずれかを添付。 ※公共機関と防災協定を締結している社団法人等の団体の構成員として防災活動に参加する者は、当該団体が発行する「申請者が防災活動に一定の役割を負っていることを証明する証明書」(審査基準日時点での証明)。 | △ |
| 29 | <ul style="list-style-type: none"> ・会計監査人の設置を行っている場合、監査報告書 ・会計参与の設置を行っている場合、会計参与報告書 ・経理処理の適正を確認した旨の書類(様式第2号) | <ul style="list-style-type: none"> ・監査報告書、会計参与報告書は該当する場合のみ。 ・経理処理の適正を確認した旨の書類は、会社の従業員で公認会計士、会計士補、税理士及びこれらとなる資格を有する者、又は、1級登録経理試験に合格した者が記入し、その者の印が押してあるもの。 | △ |
| 30 | 公認会計士資格証、登録経理試験合格証書(建設業経理事務士合格証書)等 | <ul style="list-style-type: none"> ・資格者全員分。 ・登録経理士の場合は、登録経理講習の受講を確認できる書類。(登録経理試験に合格した翌年度の開始の日から5年を経過していない者を除く。) ※R5年3月までの間は、H28年度以前に登録経理試験に合格した者も引き続き評価対象となる。 | △ |
| 31 | 前回経審時の建設機械の保有状況一覧表(写) | <ul style="list-style-type: none"> ・監理課の受付印があるもの。 ・はじめて受審する場合は不要。 | △ |
| 32 | 建設機械の保有状況を確認できる書面 | <ul style="list-style-type: none"> ・新規の場合のみ。 ・売買契約書、リース契約書(審査基準日から1年7ヶ月以上の長期契約に限る)、契約書を紛失した場合は建機メーカーが発行した販売証明書 | △ |
| 33 | 建設機械のカタログ等 | <ul style="list-style-type: none"> ・新規の場合のみ。 ・評価を受けようとする建設機械の全体像、型式、性能等が確認できる部分を抜粋(又は取扱説明書) ・カタログ、取扱説明書が入手できない場合は、当該機械の全景及び型式が識別できるように撮影した写真でも可。 ※移動式クレーン及び大型ダンプについては、No.34の資料で確認できるため不要。 | △ |

| | | | |
|----|---|---|---|
| 34 | 特定自主検査記録表等 | <ul style="list-style-type: none"> ・評価を受けようとする建設機械について、審査基準日現在で有効な以下のもの。 【移動式クレーン】 労働安全衛生法・クレーン等安全規則に規定される製造時等検査、性能検査による移動式クレーン検査証。 【大型ダンプ車】 自動車検査証。 ※備考欄に「建」の表示があるもの、又は営業用ダンプを主として建設業の用途に使用している場合は備考欄に「(建)」の表示があるもの。 【その他の建設機械】 労働安全衛生法に規定される特定自主検査記録表。 <p>※新規で新車を購入した場合は、次回の特定自主検査の実施時期を証明する書類を添付のこと。</p> | △ |
| 35 | ISO9001、ISO14001の登録機関の認証を証明する書類 | <ul style="list-style-type: none"> ・認定証で、認証範囲が確認できない場合は、認証の範囲が確認できる書面添付。 | △ |
| 36 | 民事再生法又は会社更生法に基づく再生(更生)計画手続最終決定日が確認できる書面 | <ul style="list-style-type: none"> ・平成23年4月1日以降に民事再生(会社更生)法を適用した場合。 | △ |
| 37 | 取得したCPD単位を証する書類 | <ul style="list-style-type: none"> ・技術職員及び技術者が、審査基準日1年間で取得したCPD単位数を証明する書類。 ・1人につき2以上のCPD認定団体によって単位の取得が認定される場合は、いずれか1つのCPD認定団体分のみ(複数団体分は認めない)単位数として認定する。 | △ |
| 38 | 前回経審時のCPD単位を取得した技術職員名簿 | <ul style="list-style-type: none"> ・監理課の受付印があるもの。 ・はじめて受審する場合は不要。 | △ |
| 39 | 能力評価(レベル判定)結果通知書 | <ul style="list-style-type: none"> ・技能者名簿に記載のある者のうち、認定能力評価基準による評価を受けた者がいる場合に提出(前回経審時の技能者名簿(監理課受付印がある者)に記載されている内容に変更がない場合は不要。) | △ |
| 40 | 作業員名簿等 | <ul style="list-style-type: none"> ・技能者名簿を作成する場合のみ提出。 ・氏名、生年月日、年齢及び職種が記載された作業員名簿等(審査基準日時点で稼働している工事のうち工事名等で業種の判断が可能なものに限る)。 | △ |
| 41 | 前回経審時の技能者名簿 | <ul style="list-style-type: none"> ・監理課の受付印があるもの。 ・はじめて受審する場合は不要。 | △ |

(注意)

新規に経営事項審査を申請する場合、法人については、前記確認書類のうち、No.2、3、4、5、9、11、12（個人については、No.2、3、4、5、10、11、12）の書類を、基準決算の前期の分も提出すること（「完成工事高」で3年平均を選択する場合は前々期の分も添付）。また、最初に許可を受けた時の許可通知書を添付のこと（現在の許可番号、許可の月日が異なる場合は、最初の許可通知書から現在まで全部添付）。決算期の変更があつて、3期分で36か月に満たない場合は、さらに基準決算の前々々期分等も提示すること。

※ 確認資料については、原本が送付された場合も審査を行います。が、**原本が一部でも含まれる場合は、審査完了後に写しで提出された他の確認資料も含めて、全て返却するので、必ず返却用の着払い伝票又は切手を貼付した返信用封筒（書留郵便等、追跡可能な方法に限る。）等を同封してください。**

なお、本課では**紛失・破損等の責任は一切負いかねますので、御了承の上で送付ください。**

○ チェックリストの作成について

円滑な審査の実施のため、「チェックリスト（送付用）」の作成及び送付前の内容確認について御協力をお願いします。

作成したチェックリストは、申請書類とあわせて送付してください。

②対面の場合

必須・・・○ 該当者のみ・・・△ 法人のみ・・・法 個人のみ・・・個

| No. | 携行書類名 | 摘 要 | |
|-----|---------------------------------|---|---|
| 1 | 経営事項審査結果通知書 | <ul style="list-style-type: none"> 前年度に送付されたもの（原本に限る）。 新規に経審を受ける場合は不要。 | ○ |
| 2 | 決算変更届の控 | <ul style="list-style-type: none"> 直近2期分の決算のもの。ただし、完成工事高で「激変緩和措置（3年平均）」を用いる場合は、前々期分も提示すること（土木事務所受付済みのもの）。 | ○ |
| 3 | 請負工事（原価）台帳 | <ul style="list-style-type: none"> 基準決算の工事台帳及び契約書。 （契約書と工事台帳で工事経歴書の請負代金の額及び完成工事高が突合できない場合は、注文書又は領収書・請求書・見積書+預金通帳等も持参のこと。） | ○ |
| 4 | 工事請負契約書 （JV工事の場合、協定書及び清算書） | <ul style="list-style-type: none"> 下請業者との下請契約については、契約書又は注文請書（契約書・注文請書で工事台帳と突合できない場合は、下請業者からの請求書、預金通帳等）提示すること。 新規に経審を受ける場合、又は、基準決算が12ヶ月に満たない場合、基準決算の前期の分も提示すること。 ※工事進行基準を導入している場合は、工事の進捗率を算出した根拠資料を併せて提出して下さい。 | |
| 5 | 施工体制台帳 再下請負通知書 施工体系図 | <ul style="list-style-type: none"> 基準決算の施工体制台帳（すべて） | ○ |
| 6 | 一人別源泉徴収簿 | <ul style="list-style-type: none"> 職員に対するもの（基準決算日を含む2年分）。 | ○ |
| 7 | （源泉）所得税の領収証書 | <ul style="list-style-type: none"> 金融機関の受領日付印のあるもの（基準決算日を含む2年度分）。 ※電子納税の場合には、所得税徴収高計算書と納付完了の通知を印刷したものを提示すること。 | ○ |
| 8 | 住民税特別徴収税額の通知書 ・変更通知書 | <ul style="list-style-type: none"> 社会保険に加入義務のない事業者のみ提示すること（直近のもの）。 建設業に従事する職員に対するもの。 | 個 |
| 9 | 法人税申告書の控 | <ul style="list-style-type: none"> 直近1期分の財務諸表に対応するもの（決算書・勘定科目内訳表等も提示）。 ※電子納税の場合は、該当する部分を印刷して提示すること。なお、決算期が12ヶ月に満たない場合には、直近24ヶ月を含む分すべてを提示すること。 | 法 |
| 10 | 所得税申告書の控 | <ul style="list-style-type: none"> 直近決算の財務諸表に対応するもの。 ※電子納税の場合は、該当する部分を印刷して提示すること。 | 個 |
| 11 | 消費税申告書の控 | <ul style="list-style-type: none"> 基準決算の財務諸表に対応するもの。 新規に経審を受ける場合、又は、基準決算が12ヶ月に満たない場合は、基準決算の前期分も提示すること。 | ○ |
| 12 | 消費税納税証明書 | <ul style="list-style-type: none"> 税務署発行の国税通則法施行規則別紙第9号書式その1（原本）基準決算の消費税申告書に対応するもの。※納付すべき金額が入っている様式。 新規に経審を受ける場合、基準決算の前期分も提示すること | ○ |
| 13 | 健康保険、厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書 | <ul style="list-style-type: none"> 職員に対するもの（法人は職員数1名以上の場合、個人事業者は常時5名以上雇用の場合）。 ※原本を提示すること。 | ○ |
| 14 | 技術職員、技術者及び技能者の6か月超の雇用期間が確認できる書面 | <ul style="list-style-type: none"> 健康保険証の写し、雇用契約書の写し等 ※前回の技術職員名簿に登載されている者は不要 | △ |

| | | | |
|----|--|--|---|
| 15 | 技術職員、技術者及び技能者の生年月日が確認できる書面 | <ul style="list-style-type: none"> 健康保険証の写し等（社会保険未加入の事業者で、審査基準日時点で35歳未満の若手職員がいる場合のみ） ※前回の技術職員名簿に登載されている者は不要 | △ |
| 16 | 後期高齢者医療被保険者証 | <ul style="list-style-type: none"> 後期高齢者医療制度の対象者で、過去に厚生年金の被保険者期間等がある職員分。 | △ |
| 17 | 継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿 | <ul style="list-style-type: none"> 高齢者雇用安定法の継続雇用制度対象者がいる場合作成する 常時10名以上労働者を使用する企業の場合は、併せて「継続雇用制度について定めた労働基準監督署の受付印のある就業規則の写し」も提示すること。 | △ |
| 18 | 建設業許可通知書及び許可申請書 | <ul style="list-style-type: none"> 原本に限る。なお、許可申請書（直近のもの）及びその添付書類も提示すること。 新規に経審を受ける場合は、最も古い許可通知書から提示すること。（許可申請の内容について変更がある場合は、変更届も持参すること） | ○ |
| 19 | 変更等の届出書 | <ul style="list-style-type: none"> 原本に限る。 現在有効の建設業許可通知の通知日以降に経營業務の管理責任者や専任技術者、役員等に変更があつて届出を行っている場合は提示する。 | △ |
| 20 | 資格者証等 | <ul style="list-style-type: none"> 当日提出する技術職員名簿（No.4）記載の技術者のうち、有資格者にあつてはそれを証する免状、合格証明書等（写しでも可）。監理技術者資格者証、監理技術者資格者証の裏面に講習修了日が記載されていない場合は監理技術者講習修了証（写しでも可）。 CPD単位を取得した技術職員名簿に記載する二級技士の一次検定試験に合格した者（二級技士補）であることを証明する書類。 | ○ |
| 21 | 実務経験証明書 指定学科を卒業したことを証する書面（卒業証明書） | <ul style="list-style-type: none"> 当日提出する技術職員名簿（No.4）記載の技術者のうち、一定期間の実務経験を有することにより認められた技術者がいる場合。また、実務経験証明書に記載された工事の確認資料（契約書等）も合わせて提示すること（5年以上）。 建設業法第7条第2項イ（コード番号001）に該当する技術者は、指定学科を卒業したことを証する書面（卒業証明等）を提示すること。 | △ |
| 22 | 前回経審時の技術職員名簿（写） | <ul style="list-style-type: none"> 監理課の受付印があるもの はじめて受審する場合は不要 | ○ |
| 23 | 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用） | <ul style="list-style-type: none"> 加入している場合、加入者全員分。 ※原本を提示すること。 ※「事業所別被保険者台帳照会」は、証明書類ではないため、雇用保険加入の確認資料とはしていない。 | △ |
| 24 | 建設業退職金共済事業加入・履行証明 | <ul style="list-style-type: none"> 加入している場合。 | △ |
| 25 | <ul style="list-style-type: none"> 退職手当についての規定がある労働協約若しくは就業規則を示す文書 勤労者退職金共済機構若しくは特定退職金共済団体の発行する加入証明書、共済契約書 | <ul style="list-style-type: none"> 退職金一時金制度を導入している場合、いずれかを提示。 就業規則については、労働基準監督署の受付印があるものを提示すること。 特定退職金共済制度を導入する場合には、共済の加入要件を満たすこと。 | △ |
| 26 | <ul style="list-style-type: none"> 厚生年金基金加入証明書 確定拠出年金（企業型）、確定給付企業年金（基金型・規約型）を導入している場合はそれらの確認書類 | <ul style="list-style-type: none"> 厚生年金基金加入証明書 確定拠出型年金（企業型）を導入している場合には、厚生労働大臣による承認通知書、建設業者と確定拠出型年金運営管理機関との間の運営管理業務の委託契約に係る契約書、審査基準日前の直近の掛金振込に係る領収書を提示すること。 | △ |

| | | | |
|----|--|--|---|
| 27 | <ul style="list-style-type: none"> ・(公財)建設業福祉共済団、(一社)全国建設労災互助会、(一社)全国労働保険事務組合連合会、中小企業等協同組合法に基づき共済事業を営む者との契約又は加入を証する書類 ・保険会社と労災保険契約をしている場合はその保険証券 | <ul style="list-style-type: none"> ・法定外労働災害補償制度に加入している場合、いずれかを提示。 ※加入証明書や保険証券に評価の対象となるか確認出来る契約内容の記載が無い場合は、別に契約内容がわかるものを提示すること。 | △ |
| 28 | <ul style="list-style-type: none"> ・公共機関と直接防災協定を締結している場合、防災協定書の写し ・社団法人等の団体が公共機関等と防災協定を締結している場合は、当該団体発行の証明書 | <ul style="list-style-type: none"> ・防災協定を締結している場合、いずれかを提示する。 公共機関と防災協定を締結している社団法人等の団体の構成員として防災活動に参加する者は、当該団体が発行する「申請者が防災活動に一定の役割を負っていることを証明する証明書」(審査基準日時点での証明)を持参すること。 | △ |
| 29 | <ul style="list-style-type: none"> ・会計監査人の設置を行っている場合、監査報告書 ・会計参与の設置を行っている場合、会計参与報告書 ・経理処理の適正を確認した旨の書類(様式第2号) | <ul style="list-style-type: none"> ・監査報告書、会計参与報告書は該当する場合のみ、提示する。 ・経理処理の適正を確認した旨の書類は、会社の従業員で公認会計士、会計士補、税理士及びこれらとなる資格を有する者、又は、1級登録経理試験に合格した者が記入し、その者の印が押してあるものを提示すること。 | △ |
| 30 | 公認会計士資格証、登録経理試験合格証書(建設業経理事務士合格証書)等 | <ul style="list-style-type: none"> ・資格者全員分。 ・登録経理士の場合は、登録経理講習の受講を確認できる書類。(登録経理試験に合格した翌年度の開始の日から5年を経過していない者を除く。) ※R5年3月までの間は、H28年度以前に登録経理試験に合格した者も引き続き評価対象となる。 | △ |
| 31 | 前回経審時の建設機械の保有状況一覧表(写) | <ul style="list-style-type: none"> ・監理課の受付印があるもの ・はじめて受審する場合は不要 | △ |
| 32 | 建設機械の保有状況を確認できる書面の写し | <ul style="list-style-type: none"> ・売買契約書の写し、リース契約書の写し(審査基準日から1年7ヶ月以上の長期契約に限る)、契約書を紛失した場合は建機メーカーが発行した販売証明書 | △ |
| 33 | 建設機械のカタログ等の写し | <ul style="list-style-type: none"> ・評価を受けようとする建設機械の全体像、型式、性能等が確認できる部分を抜粋(又は取扱説明書) ・カタログ、取扱説明書が入手できない場合は、当該機械の全景及び型式が識別できるように撮影した写真でも可。 ※移動式クレーン及び大型ダンプについては、No.34の資料で確認できるため不要。 | △ |

| | | | |
|----|---|--|---|
| 34 | 特定自主検査記録表等の写し | <ul style="list-style-type: none"> ・評価を受けようとする建設機械について、審査基準日現在で有効な以下のものを提示 【移動式クレーン】 労働安全衛生法・クレーン等安全規則に規定される製造時等検査、性能検査による移動式クレーン検査証の写し。 【大型ダンプ車】 自動車検査証の写し。 ※備考欄に「建」の表示があるもの、又は営業用ダンプを主として建設業の用途に使用している場合は備考欄に「(建)」の表示があるもの。 【その他の建設機械】 労働安全衛生法に規定される特定自主検査記録表の写し。 <p>※新規で新車を購入した場合は、次回の特定自主検査の実施時期を証明する書類を添付のこと。</p> | △ |
| 35 | ISO9001、ISO14001の登録機関の認証を証明する書類の写し | <ul style="list-style-type: none"> ・認定証で、認証範囲が確認できない場合は、認証の範囲が確認できる書類の写しも添付 | △ |
| 36 | 民事再生法又は会社更生法に基づく再生(更正)計画手続最終決定日が確認できる書面 | <ul style="list-style-type: none"> ・平成23年4月1日以降に民事再生(会社更生)法を適用した場合。 | △ |
| 37 | 取得したCPD単位を証する書類 | <ul style="list-style-type: none"> ・技術職員及び技術者が、審査基準日1年間で取得したCPD単位数を証明する書類。 ・1人につき2以上のCPD認定団体によって単位の取得が認定される場合は、いずれか1つのCPD認定団体分のみ(複数団体分は認めない)単位数として認定する。 | △ |
| 38 | 前回経審時のCPD単位を取得した技術職員名簿 | <ul style="list-style-type: none"> ・監理課の受付印があるもの。 ・はじめて受審する場合は不要。 | △ |
| 39 | 能力評価(レベル判定)結果通知書 | <ul style="list-style-type: none"> ・技能者名簿に記載のある者のうち、認定能力評価基準による評価を受けた者がいる場合に提出(前回経審時の技能者名簿(監理課受付印がある者)に記載されている内容に変更がない場合は不要。) | △ |
| 40 | 作業員名簿等 | <ul style="list-style-type: none"> ・技能者名簿を作成する場合のみ提出。 ・氏名、生年月日、年齢及び職種が記載された作業員名簿等(審査基準日時点で稼働している工事のうち工事名等で業種の判断が可能なものに限る)。 | △ |
| 41 | 前回経審時の技能者名簿 | <ul style="list-style-type: none"> ・監理課の受付印があるもの。 ・はじめて受審する場合は不要。 | △ |

(注意)

新規に経営事項審査を申請する場合、法人については、前記提示書類のうち、No.2、3、4、5、9、11、12、(個人については、No.2、3、4、5、10、11、12)の書類を、基準決算の前期の分も提示すること(「完成工事高」で3年平均を選択する場合は前々期の分も提示)。また、最初に許可を受けた時の許可通知書を持参のこと(現在の許可番号、許可の月日が異なる場合は、最初の許可通知書から現在まで全部持参)。決算期の変更があつて、3期分で36か月に満たない場合は、さらに基準決算の前々々期分等も提示すること。

○ チェックリストの作成について

事前に「チェックリスト(対面審査用)」により、書類を確認の上、作成したチェックリストを審査当日に持参してください。

○ 経営事項審査来庁者受付票の提出について

審査当日に検温の上、「経営事項審査来庁者受付票(※)」を持参してください。

※ 記載内容によっては対面審査をお断りする場合があります。

(3) その他の注意

- ① 個人から法人へ組織替えをして、法人の決算日が未到来の場合は、個人の閉鎖決算日の翌日が審査基準日となるので、注意のこと。

(例) 令和2年7月1日法人成りで法人決算日未到来の場合、審査基準日は7月1日となり、令和2年6月30日決算と令和元年12月31日決算の2期分の提示書類が必要になる。

- ② 「工事進行基準」を導入している場合には、今期の完成工事高に計上した分の根拠資料を持参すること。

例：今期の工事の進捗度を「原価比例法」によって求めた場合は、決算日時点での原価を算出した資料及び、工事原価総額の算出資料。

※「原価比例法」とは、決算日における工事進捗度を見積る方法のうち、決算日までに実施した工事に関して発生した工事原価が工事原価総額に占める割合をもって決算日における工事進捗度とする方法をいいます。

- ③ 高齢者雇用安定法の継続雇用制度については、従業員の定年を60歳までと設定している事業者が、定年後も65歳までの継続雇用を制度化している場合が該当します。したがって、従来より定年を設定していない場合は該当しません。

- ④ 対面経審において、合併時経審等の特殊経審を受審する予定がある場合、技術職員数が30人を超える場合や新たに掲載した技術職員数が10人を超える場合などは事前に御相談願います。

- ⑤ 電子上で、税金の申告や納税、日本年金機構への各種手続等を行っている場合は、原則としてそれぞれの手続完了画面を印刷したものを併せて提示すること。

(備考) 社会保険未加入業者への指導について

- 社会保険未加入業者への指導は引き続き実施いたします。
- 初めて社会保険未加入が確認された業者に対しては、口頭及び「申し送り書」の手交により保険加入を指導いたします。
- 指導後に社会保険担当部局に通報いたします。
- 令和2年10月1日より社会保険等への加入が要件化されたため、次回更新時までには加入しない場合、許可の更新が認められません。

(4) 申請用紙等の販売先等

①販売先：(一社) 茨城県建設業協会及び各支部

(本部又は支部一覧)

| | | | |
|------|-----------|-----------------|-----------------|
| 水戸 | 〒310-0062 | 水戸市大町3-1-22 | TEL029-221-5126 |
| 常陸太田 | 〒310-0013 | 常陸太田市山下町1252-3 | TEL0294-72-2964 |
| 常陸大宮 | 〒319-2255 | 常陸大宮市野中町3120-17 | TEL0295-52-0543 |
| 大子 | 〒319-3500 | 大子町泉町770-4 | TEL02957-2-0442 |
| 高萩 | 〒318-0003 | 高萩市下手綱1458-4 | TEL0293-22-3705 |
| 鉾田 | 〒311-1504 | 鉾田市安房1653 | TEL0291-32-2473 |
| 潮来 | 〒314-0012 | 鹿嶋市平井1228-26 | TEL0299-82-1959 |
| 竜ヶ崎 | 〒301-0005 | 龍ヶ崎市川原代町6182 | TEL0297-64-2251 |
| 土浦 | 〒300-0815 | 土浦市中高津3-11-22 | TEL029-821-6514 |
| 筑西 | 〒308-0841 | 筑西市二木成稻荷塚806-2 | TEL0296-22-2538 |
| 常総 | 〒300-2706 | 常総市新石下1304 | TEL0297-42-2203 |
| 境 | 〒306-0431 | 境町西泉田1326-2 | TEL0280-87-0614 |

②申請様式ダウンロードサービス

インターネットをご利用の方は、茨城県土木部監理課の「建設業担当ホームページ」でダウンロードできます。

URL：<https://www.pref.ibaraki.jp/doboku/kanri/kensetsu/kennsetugyoutanntouho-mupe-ijimenu.html>

(検索エンジンで「茨城県 建設業」と入力し検索すると上位に表示されます。)

7 申請手数料について

当日提出する書類とともに、申請する業種に応じた所定の金額を以下のいずれか方法で納付して下さい。

(ア) 茨城県収入証紙

(イ) 電子納付

・申請手数料の額

経営規模等評価手数料 8,100円+2,300円×審査対象建設業業種数

総合評定値通知手数料 400円+200円×審査対象建設業業種数

【手数料早見表】

| 審査業種数 | 経営規模等評価手数料 | 総合評定値通知手数料 | 手数料の合計額 |
|-------|------------|------------|---------|
| 1 | 10,400円 | 600円 | 11,000円 |
| 2 | 12,700円 | 800円 | 13,500円 |
| 3 | 15,000円 | 1,000円 | 16,000円 |
| 4 | 17,300円 | 1,200円 | 18,500円 |
| 5 | 19,600円 | 1,400円 | 21,000円 |
| 6 | 21,900円 | 1,600円 | 23,500円 |
| 7 | 24,200円 | 1,800円 | 26,000円 |
| 8 | 26,500円 | 2,000円 | 28,500円 |
| 9 | 28,800円 | 2,200円 | 31,000円 |
| 10 | 31,100円 | 2,400円 | 33,500円 |

8 全般的な留意事項

(1) 審査に当たっての留意事項

- ・ 審査について、責任をもって応答し、又は間違いを修正できる人が対応して下さい。(原則として事業主又は役員等。)
- ・ 建設業許可申請書記載事項の変更等があった場合、変更届等の控を持参して下さい。建設業法第11条に定められている次の変更については、必ず提出日前に届出をして下さい。
 - ①決算変更届
 - ②商号又は名称、代表者名、役員、営業所所在地、資本金、技術者の変更等
- ・ 経営事項審査に申請する業種(土木一式工事、建築一式工事、大工工事など29業種)は、茨城県の建設工事入札参加資格及び茨城県の共同企業体結成の際に申請できる業種となります。
- ・ 県内市町村に対し、建設工事入札参加資格申請をする場合においても、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書が必要となります。

なお、県と市町村の工事規模の違いなどにより、工事毎に入札参加資格に必要な業種について、県と市町村では異なる場合があります。県と市町村の両方に入札参加資格の申請をする建設業者は、どの業種を選択して申請するか十分注意して申請して下さい。(申請者の選択であり、後日の変更は認めません。)

(2) 経営規模等評価等の結果通知について

経営規模等評価等の結果については、その審査終了後、およそ1か月後に経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(以下、「結果通知書」)によって各申請者に対し通知します。

もし、内容に誤りを発見した場合は、その通知を受けた日から30日以内に県知事(国土交通大臣許可業者にあつては国土交通大臣)に対し、再審査等の申し立てをすることができます。ただし、申請者の記入漏れや記入誤り又は申請時の確認書類不足による内容認否等“申請者の責任に帰する案件”については再審査の対象とはなりません。

なお、経営規模等評価申請及び総合評定値請求の受付がなされた後、まだ結果通知書が届かず、茨城県の発注する工事の入札でその提示を求められた場合、令和〇〇年度経営事項審査完了票(監理課の受付印があるもの)を提示して下さい。ただし、前期決算の結果通知書で、有効期間のあるものを提示することができる場合は除きます。

※経営規模等評価のみを申請した場合は、「経営規模等審査完了票」を発行します。

(3) 結果通知書の公表について

茨城県では、経審の結果通知書を公表しており、茨城県庁舎1階公共事業情報センターにおいて閲覧できます(月～金曜日午前9時(水曜のみ午前10時)～午後4時まで。ただし、正午から午後1時までを除く)。

また、(一財)建設業情報管理センターのホームページにおいても閲覧できます。

URL：<http://www.ciic.or.jp/>

※(一財)建設業情報管理センターのホームページにおける公表については、茨城県知事許可業者であれば希望により停止に応じておりますので、審査基準日毎に茨城県に申請してください。申請書については、茨城県土木部監理課の「建設業担当ホームページ」からもダウンロードできます。

URL：<http://www.pref.ibaraki.jp/doboku/kanri/kensetsu/kennsetugyoutanntouho-mupe-jimenu.html>
(検索エンジンで「茨城県 建設業」と入力し検索すると上位に表示されます。)

監査の受審状況における経理処理の適正を確認した書類として使用する。

経理処理の適正を確認した旨の書類

私は、建設業法施行規則第18条の3第3項第2号の規定に基づく確認を行うため、
.....の令和 年 月 日から令和 年 月 日までの
第 期事業年度における計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等
変動計算書及び注記表について、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の
基準その他の企業会計の慣行を適切に適用され作成されたものであること及び別添の会計処
理に関する確認項目の対象に係る内容について適正に処理されていることを確認しまし
た。

建設業者の商号又は名称、確認
の対象となる決算期の期間と期
を記入。

商号又は名称
所属・役職

会社の従業員（常勤）で以下の資格を持つ者が記入し、その者が印を付す。

- ① 公認会計士、会計士補、税理士及びこれらとなる資格を有する者
- ② 1級登録経理試験に合格した者

氏名

以上

建設業の経理が適正に行われたことに係る確認項目

| 項目 | 内容 |
|---------------|--|
| 全体 | <p>前期と比較し概ね20%以上増減している科目についての内容を検証する。特に次の科目については、詳細に検証し不適切なものが含まれていないことを確認した。</p> <p>受取手形、完成工事未収入金等の営業債権</p> <p>未成工事支出金等の棚卸資産</p> <p>貸付金等の金銭債権</p> <p>借入金等の金銭債務</p> <p>完成工事高、兼業事業売上高</p> <p>完成工事原価、兼業事業売上原価</p> <p>支払利息等の金融費用</p> |
| 預貯金 | 残高証明書又は預金通帳等により残高を確認している。 |
| 金銭債権 | <p>営業上の債権のうち正常営業循環から外れたものがある場合、これを投資その他の資産の部に表示している。</p> <p>営業上の債権以外の債権でその履行時期が1年以内に到来しないものがある場合、これを投資その他の資産の部に表示している。</p> <p>受取手形割引額及び受取手形裏書譲渡額がある場合、これを注記している。</p> |
| 貸倒損失 貸倒引当金 | <p>法的に消滅した債権又は回収不能な債権がある場合、これらについて貸倒損失を計上し債権金額から控除している。</p> <p>取立不能のおそれがある金銭債権がある場合、その取立不能見込額を貸倒引当金として計上している。</p> <p>貸倒損失・貸倒引当金繰入額等がある場合、その発生の態様に応じて損益計算上区分して表示している。</p> |
| 有価証券 | <p>有価証券がある場合、売買目的有価証券、満期保有目的の債券、子会社株式及び関連会社株式、その他有価証券に区分して評価している。</p> <p>売買目的有価証券がある場合、時価を貸借対照表価額とし、評価差額は営業外損益としている。</p> <p>市場価格のあるその他有価証券を多額に保有している場合、時価を貸借対照表価額とし、評価差額は洗替方式に基づき、全部純資産直入法又は部分純資産直入法により処理している。</p> <p>時価が取得価額より著しく下落し、かつ、回復の見込みがない市場価格のある有価証券(売買目的有価証券を除く。)を保有する場合、これを時価で評価し、評価差額は特別損失に計上している。</p> <p>その発行会社の財政状態が著しく悪化した市場価格のない株式を保有する場合、これについて相当の減額をし、評価差額は当期の損失として処理している。</p> |
| 棚卸資産 | 原価法を採用している棚卸資産で、時価が取得原価より著しく低く、かつ、将来回復の見込みがないものがある場合、これを時価で評価している。 |
| 未成工事支出金 | 発注者に生じた特別の事由により施工を中断している工事で代金回収が見込めないものがある場合、この工事に係る原価を損失として計上し、未成工事支出金から控除している。 |

| | |
|-------------------|---|
| | <p>施工に着手したものの、契約上の重要な問題等が発生したため代金回収が見込まない工事がある場合、この工事に係る原価を損失として計上し、未成工事支出金から控除している。</p> |
| 経過勘定等 | <p>前払費用と前払金、前受収益と前受金、未払費用と未払金、未収収益と未収金は、それぞれ区別し、適正に処理している。</p> <p>立替金、仮払金、仮受金等の項目のうち、金額の重要なもの又は当期の費用又は収益とすべきものがある場合、適正に処理している。</p> |
| 固定資産 | <p>減価償却は経営状況により任意に行うことなく、継続して規則的な償却を行っている。</p> <p>適用した耐用年数等が著しく不合理となった固定資産がある場合、耐用年数又は残存価額を修正し、これに基づいて過年度の減価償却累計額を修正し、修正額を特別損失に計上している。</p> <p>予測することができない減損が生じた固定資産がある場合、相当の減額をしている。</p> <p>使用状況に大幅な変更があった固定資産がある場合、相当の減額の可能性について検討している。</p> <p>研究開発に該当するソフトウェア制作費がある場合、研究開発費として費用処理している。</p> <p>研究開発に該当しない社内利用のソフトウェア制作費がある場合、無形固定資産に計上している。</p> <p>遊休中の固定資産及び投資目的で保有している固定資産で、時価が50%以上下落しているものがある場合、これを時価で評価している。</p> <p>時価のあるゴルフ会員権につき、時価が50%以上下落しているものがある場合、これを時価で評価している。</p> <p>投資目的で保有している固定資産がある場合、これを有形固定資産から控除し、投資その他の資産に計上している。</p> |
| 繰延資産 | <p>資産として計上した繰延資産がある場合、当期の償却を適正に行っている。</p> <p>税法固有の繰延資産がある場合、投資その他の資産の部に長期前払費用等として計上し、支出の効果の及ぶ期間で償却を行っている。</p> |
| 金銭債務 | <p>金銭債務は網羅的に計上し、債務額を付している。</p> <p>営業上の債務のうち正常営業循環から外れたものがある場合、これを適正な科目で表示している。</p> <p>借入金その他営業上の債務以外の債務でその支払期限が1年以内に到来しないものがある場合、これを固定負債の部に表示している。</p> |
| 未成工事受入金 | <p>引渡前の工事に係る前受金を受領している場合、未成工事受入金として処理し、完成工事高を計上していない。ただし、工事進行基準による完成工事高の計上により減額処理されたものを除く。</p> |
| 引当金 | <p>将来発生する可能性の高い費用又は損失が特定され、発生原因が当期以前にあり、かつ、設定金額を合理的に見積ることができるものがある場合、これを引当金として計上している。</p> <p>役員賞与を支給する場合、発生した事業年度の費用として処理している。</p> <p>損失が見込まれる工事がある場合、その損失見込額につき工事損失引当金を計上している。</p> <p>引渡を完了した工事につき瑕疵補償契約を締結している場合、完成工事補償引当金を計上している。</p> |
| 退職給付債務 退職給付引当金 | <p>確定給付型退職給付制度(退職一時金制度、厚生年金基金、適格退職年金及び確定給付企業年金)を採用している場合、退職給付引当金を計上している。</p> |

| | |
|--------------|--|
| | <p>中小企業退職金共済制度、特定退職金共済制度及び確定拠出型年金制度を採用している場合、毎期の掛金を費用処理している。</p> |
| その他の引当金 | <p>将来発生する可能性の高い費用又は損失が特定され、発生原因が当期以前にあり、かつ、設定金額を合理的に見積ることができるものがある場合、これを引当金として計上している。</p> |
| | <p>役員賞与を支給する場合、発生した事業年度の費用として処理している。</p> |
| | <p>損失が見込まれる工事がある場合、その損失見込額につき工事損失引当金を計上している。</p> |
| | <p>引渡を完了した工事につき瑕疵補償契約を締結している場合、完成工事補償引当金を計上している。</p> |
| 法人税等 | <p>法人税、住民税及び事業税は、発生基準により損益計算書に計上している。</p> |
| | <p>法人税等の未払額がある場合、これを流動負債に計上している。</p> |
| | <p>期中において中間納付した法人税等がある場合、これを資産から控除し、損益計算書に表示している。</p> |
| 消費税 | <p>決算日における未払消費税等(未収消費税等)がある場合、未払金(未収入金)又は未払消費税等(未収消費税等)として表示している。</p> |
| 税効果会計 | <p>繰延税金資産を計上している場合、厳格かつ慎重に回収可能性を検討している。</p> |
| | <p>繰延税金資産及び繰延税金負債を計上している場合は、その主な内訳等を注記している。</p> |
| | <p>過去3年以上連続して欠損金が計上されている場合、繰延税金資産を計上していない。</p> |
| 純資産 | <p>純資産の部は株主資本と株主資本以外に区分し、株主資本は、資本金、資本剰余金、利益剰余金に区分し、また、株主資本以外の各項目は、評価・換算差額等及び新株予約権に区分している。</p> |
| 収益・費用の計上(全般) | <p>収益及び費用については、一会計期間に属するすべての収益とこれに対応するすべての費用を計上している。</p> |
| | <p>原則として、収益については実現主義により、費用については発生主義により認識している。</p> |
| 工事収益・工事原価 | <p>適正な工事収益計上基準(工事完成基準、工事進行基準、部分完成基準等)に従っており、工事収益を恣意的に計上していない。</p> |
| | <p>引渡の日として合理的であると認められる日(作業を終了した日、相手方の受入場所へ搬入した日、相手方が検収を完了した日、相手方において使用収益ができることとなった日等)を設定し、その時点において継続的に工事収益を計上している。</p> |
| | <p>建設業に係る収益・費用と建設業以外の兼業事業の収益・費用を区分して計上している。ただし、兼業事業売上高が軽微な場合を除く。</p> |
| | <p>工事原価の範囲・内容を明確に規定し、一般管理費や営業外費用と峻別のうえ適正に処理している。</p> |
| 工事進行基準 | <p>工事進行基準を適用する工事の範囲(工期、請負金額等)を定め、これに該当する工事については、工事進行基準により継続的に工事収益を計上している。</p> |
| | <p>工事進行基準を適用する工事の範囲(工期、請負金額等)を注記している。</p> |
| | <p>実行予算等に基づく、適正な見積り工事原価を算定している。</p> |
| | <p>工事原価計算の手続きを経た発生工事原価を把握し、これに基づき合理的な工事進捗率を算定している。</p> |
| | <p>工事収益に見合う金銭債務「未成工事受入金」を減額し、これと計上した工事収益との減額がある場合、「完成工事未収入金」を計上している。</p> |

| | |
|---------|---|
| 受取利息配当金 | 協同組合から支払いを受ける事業分量配当金がある場合、これを受取利息配当金として計上していない。 |
| 支払利息 | 有利子負債が計上されている場合、支払利息を計上している。 |
| JV | 共同施工方式のJVに係る資産・負債・収益・費用につき、自社の出資割合に応じた金額のみを計上し、JV全体の資産・負債・収益・費用等、他の割合による金額を計上していない。 |
| | 分担施工方式のJVに係る収益につき、契約金額等の自社の施工割合に応じた金額を計上し、JV全体の施工金額等、他の金額を計上していない。 |
| | JVを代表して自社が実際に支払った金額と協定原価とが異なることに起因する利益は、当期の収益または未成工事支出金のマイナスとして処理している。 |
| 個別注記表 | 重要な会計方針に係る事項について注記している。 資産の評価基準及び評価方法 固定資産の減価償却の方法 引当金の計上基準 収益及び費用の計上基準 |
| | 会社の財産又は損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記している。 |
| | 当期において会計方針の変更等があった場合、その内容及び影響額を注記している。 |

9 経営規模等評価等申請書の記載要領

(1) 記入上の一般的留意事項

(ア) 各申請書の □ □ □ □ で表示された枠（以下「カラム」という。）内に記入する場合には1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。

- ・「数字」は右詰め 例) □ □ 1 2
- ・「文字」は左詰め 例) 甲 建 設 工 業 (株)
- ・「電話番号」は左詰め 例) 0 2 9 - 3 0 1 - 4 3 3 4 □

(イ) 各申請者の右上「申請者」欄には、主たる営業所の所在地、商号又は名称及び代表者名又は個人の氏名を記入すること。

(2) 経営規模等評価申請書・総合評定値請求書（20001帳票）

(ア) 「経営規模等評価申請書
経営規模等評価再審査申立書
総合評定値請求書」、

「建設業法第27条の26第2項の規定により、経営規模等評価の申請をします。
建設業法第27条の28の規定により、経営規模等評価の再審査の申立をします。
建設業法第27条の29第1項の規定により、総合評定値の請求をします。」、

「 地方整備局長 北海道開発局長 知事、 「国土交通大臣 知事」 及び 「般 特」 については、不要のものを消すこと。

(イ) 「申請者」の欄は、この申請書により経営規模等評価の申請、経営規模等評価の再審査の申立又は総合評定値の請求をしようとする建設業者（以下「申請者」という。）の他に申請書又は建設業法施行規則第19条の4第1項各号に掲げる添付書類を作成した者（財務書類を調製した者等を含む。以下同じ。）がある場合には、申請者に加え、その者の氏名も併記し、押印すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。

(ウ) 太線の枠内には記入しないこと。

(エ) 0 2 「申請時の許可番号」の欄の 「大臣 コードのカラムには、申請時に許可を受けている行政庁について 知事」

別表（1）の分類に従い、該当するコードを記入すること。

「許可番号」及び「許可年月日」は、例えば0 0 1 2 3 4又は0 1月0 1日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。

なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可を受けた年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。

(オ) 0 3 「前回の申請時の許可番号」の欄は、前回の申請時の許可番号と申請時の許可番号が異なっている場合についてのみ記入すること。

(カ) 0 4 「審査基準日」の欄は、審査の申請をしようとする日の直前の事業年度の終了の日（別表（2）の分類のいずれかに該当する場合で直前の事業年度の終了の日以外の日を審査基準日として定めるときは、その日）を記入し、例えば審査基準日が令和4年3月31日であれば、0 4年0 3月3 1日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。

(キ) 0 5 「申請等の区分」の欄は、次の表の分類に従い、該当するコードを記入すること。

| コード | 申請等の種類 |
|-----|--------------------------|
| 1 | 経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求 |
| 2 | 経営規模等評価の申請 |
| 3 | 総合評定値の請求 |
| 4 | 経営規模等評価の再審査の申立及び総合評定値の請求 |
| 5 | 経営規模等評価の再審査の申立 |

(ク) 06 「処理の区分」の欄の左欄は、次の表の分類に従い、該当するコードを記入すること。

| コード | 処理の種類 |
|-----|---|
| 00 | 12か月ごとに決算を完結した場合 (例) 平成31年4月1日から令和2年3月31日までの事業年度について申請する場合 |
| 01 | 6か月ごとに決算を完結した場合 (例) 平成31年10月1日から令和2年3月31日までの事業年度について申請する場合 |
| 02 | 商業登記法(昭和38年法律第125号)の規定に基づく組織変更の登記後最初の事業年度その他12か月に満たない期間で終了した事業年度について申請する場合 (例1) 合名会社から株式会社への組織変更に伴い平成31年10月1日に当該組織変更の登記を行った場合で、令和2年3月31日に終了した事業年度について申請するとき (例2) 申請に係る事業年度の直前の事業年度が平成31年3月31日に終了した場合で、事業年度の変更により令和元年12月31日に終了した事業年度について申請するとき |
| 03 | 事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度について申請する場合 (例) 令和元年10月1日に会社を新たに設立した場合で令和2年3月31日に終了した最初の事業年度について申請するとき |
| 04 | 事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度の終了の日より前の日に申請する場合 (例) 令和2年10月1日に会社を新たに設立した場合で最初の事業年度の終了の日(令和3年3月31日)より前の日(令和2年11月1日)に申請するとき |

また、「処理の区分」の右欄は、別表(2)の分類のいずれかに該当する場合は、同表の分類に従い、該当するコードを記入すること。

別表(2)

| コード | 処理の種類 |
|-----|---|
| 10 | 申請者について会社の合併が行われた場合で合併後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき |
| 11 | 申請者について会社の合併が行われた場合で合併期日又は合併登記の日を審査基準日として申請するとき |
| 12 | 申請者について建設業に係る事業の譲渡が行われた場合で譲渡後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき |
| 13 | 申請者について建設業に係る事業の譲渡が行われた場合で譲受人である法人の設立登記日又は事業の譲渡により新たな経営実態が備わったと認められる日を審査基準日として申請するとき |
| 14 | 申請者について会社更生手続開始の申立て、民事再生手続開始の申立て又は特定調停手続開始の申立てが行われた場合で会社更生手続開始決定日、会社更生計画認可日、会社更生手続開始決定日から会社更生計画認可日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日、民事再生手続開始決定日、民事再生手続開始決定日から民事再生計画認可日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日又は特定調停手続開始申立日から調停条項受諾日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日を審査基準日として申請するとき |
| 15 | 申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、外国建設業者の属する企業集団に属するものとして認定を受けて申請する場合 |
| 16 | 申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、その属する企業集団を構成する建設業者の相互の機能分担が相当程度なされているものとして認定を受けて申請する場合 |
| 17 | 申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、建設業者である子会社の発行済株式の全てを保有する親会社と当該子会社からなる企業集団に属するものとして認定を受けて申請する場合 |
| 18 | 申請者について会社分割が行われた場合で分割後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき |
| 19 | 申請者について会社分割が行われた場合で分割期日又は分割登記の日を審査基準日として申請するとき |
| 20 | 申請者について事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度の終了の日より前の日に申請する場合 |
| 21 | 申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、一定の企業集団に属する建設業者(連結子会社)として認定を受けて申請する場合 |
| 22 | 申請者が国土交通大臣の定めるところにより、その外国にある子会社について認定を受けて申請する場合 |

(ケ) 〇 7 「資本金額又は出資総額」の欄は、申請者が法人の場合にのみ記入し、株式会社にあつては資本金額を、それ以外の法人にあつては出資総額を記入し、申請者が個人の場合には記入しないこと。

「法人番号」の欄は、申請者が法人であつて法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15号に規定する法人番号をいう。）の指定を受けたものである場合のみ該当法人番号を記入すること。

(コ) 〇 8 「商号又は名称のフリガナ」の欄は、カタカナで記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はパのように1文字として扱うこと。なお、株式会社等法人の種類を表す文字や区切り符号（なかてん等）についてはフリガナは記入しないこと。

(サ) 〇 9 「商号又は名称」の欄は、法人の種類を表す文字については次の表の略号を用いて、記入すること。

(例) 株 甲 建設
乙 建設 有)))

| 種 類 | 略 号 |
|--------|-----|
| 株式会社 | (株) |
| 特例有限会社 | (有) |
| 合名会社 | (名) |
| 合資会社 | (資) |

| 種 類 | 略 号 |
|------|-----|
| 合同会社 | (合) |
| 協同組合 | (同) |
| 協業組合 | (業) |
| 企業組合 | (企) |

(シ) 1 0 「代表者又は個人の氏名のフリガナ」の欄は、カタカナで姓と名の上に1カラム空けて記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はパのように1文字として扱うこと。

(ス) 1 1 「代表者又は個人の氏名」の欄は、申請者が法人の場合はその代表者の氏名を、個人の場合はその者の氏名を、それぞれ姓と名の上に1カラム空けて記入すること。

(セ) 1 2 「主たる営業所の所在地市区町村コード」の欄は、都道府県の窓口備付けのコードブック（総務省編「全国地方公共団体コード」）により、主たる営業所の所在する市区町村の該当するコードを記入すること。

市町村コード表

(平成20年1月31日現在)

| コード | 市町村名 | コード | 市町村名 | コード | 市町村名 |
|-------|--------|---------|---------|---------|------|
| 08201 | 水戸市 | 08224 | 守谷市 | 久 慈 郡 | |
| 08202 | 日立市 | 08225 | 常陸大宮市 | 08364 | 大子町 |
| 08203 | 土浦市 | 08226 | 那珂市 | 稲 敷 郡 | |
| 08204 | 古河市 | 08227 | 筑西市 | 08442 | 美浦村 |
| 08205 | 石岡市 | 08228 | 坂東市 | 08443 | 阿見町 |
| 08207 | 結城市 | 08229 | 稲敷市 | 08447 | 河内町 |
| 08208 | 龍ヶ崎市 | 08230 | かすみがうら市 | 結 城 郡 | |
| 08210 | 下妻市 | 08231 | 桜川市 | 08521 | 八千代町 |
| 08211 | 常総市 | 08232 | 神栖市 | 猿 島 郡 | |
| 08212 | 常陸太田市 | 08233 | 行方市 | 08542 | 五霞町 |
| 08214 | 高萩市 | 08234 | 鉾田市 | 08546 | 境町 |
| 08215 | 北茨城市 | 08235 | つくばみらい市 | 北 相 馬 郡 | |
| 08216 | 笠間市 | 08236 | 小美玉市 | 08564 | 利根町 |
| 08217 | 取手市 | 東 茨 城 郡 | | | |
| 08219 | 牛久市 | 08302 | 茨城町 | | |
| 08220 | つくば市 | 08309 | 大洗町 | | |
| 08221 | ひたちなか市 | 08310 | 城里町 | | |
| 08222 | 鹿嶋市 | 那 珂 郡 | | | |
| 08223 | 潮来市 | 08341 | 東海村 | | |

※市町村合併により市町村コードが変わった場合は新コードで記入すること。

(ソ) 1 3 「主たる営業所の所在地」の欄には、(セ)により記入した市区町村コードによって表される市区町村に続く町名、街区符号及び住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」については－(ハイフン)を用いて、例えば震が関2-1-1 3 のように記入すること。

(タ) 1 5 「許可を受けている建設業」の欄は、申請時に許可を受けている建設業が一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を次の表の()内に示された略号のカラムに記入すること。

| | | |
|--------------------|--------------|------------|
| 土木工事業(土) | 鋼構造物工事業(鋼) | 熱絶縁工事業(絶) |
| 建築工事業(建) | 鉄筋工事業(筋) | 電気通信工事業(通) |
| 大工工事業(大) | 舗装工事業(舗) | 造園工事業(園) |
| 左官工事業(左) | しゅんせつ工事業(しゅ) | さく井工事業(井) |
| とび・土工事業(と) | 板金工事業(板) | 建具工事業(具) |
| 石工事業(石) | ガラス工事業(ガ) | 水道施設工事業(水) |
| 屋根工事業(屋) | 塗装工事業(塗) | 消防施設工事業(消) |
| 電気工事業(電) | 防水工事業(防) | 清掃施設工事業(清) |
| 管工事業(管) | 内装仕上工事業(内) | 解体工事業(解) |
| タイル・れんが・ブロック工事業(タ) | 機械器具設置工事業(機) | |

(チ) 1 6 「経営規模等評価等対象建設業」の欄は、経営規模等評価等を申請する建設業(総合評定値の請求のみを行う場合にあっては、経営規模等評価の結果の通知を受けた建設業)について(タ)の表の()内に示された略号のカラムに「9」と記入すること。

(ツ) 1 7 「自己資本額」の欄は、審査基準日の決算(以下「基準決算」という。)における自己資本の額又は基準決算及び前回の申請時における審査基準日(以下「直前の審査基準日」という。)の決算における自己資本の額の平均の額(以下「平均自己資本額」という。)を記入し、「審査対象」のカラムに「1」又は「2」を記入すること。また、平均自己資本額を記入した場合は、表内のカラムに基準決算における自己資本の額及び直前の審査基準日の決算における自己資本の額をそれぞれ記入すること。

記入すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示すること。(但し、マイナスの時は切り上げる)

ただし、会社法(平成17年法律第86号)第2条第6号に規定する大会社にあっては、百万円未満の端数を切り捨てて表示することができる。ただし、「自己資本額」の欄に平均自己資本額を記入するときは、平均自己資本額を計算する際に生じる百万円未満の端数については切り捨てずにそのまま記入すること。カラムに数字を記入するに当たっては、単位は千円とし、例えば、□、□□1、2 3 4、0 0 0 のように百万円未満の単位に該当するカラムに「0」を記入すること。

(テ) 1 8 「利益額(2期平均)」の欄は、審査対象事業年度における利益額及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度の利益額の平均の額を記入すること。また、表内のカラムに審査対象事業年度及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度における営業利益の額及び減価償却実施額をそれぞれ記入すること。

記入すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示すること。(但し、マイナスの時は切り上げる)

ただし、会社法(平成17年法律第86号)第2条第6号に規定する大会社にあっては、百万円未満の端数を切り捨てて表示することができる。ただし、「利益額(2期平均)」を計算する際に生じる百万円未満の端数については切り捨てずにそのまま記入すること。

(ト) 1 9 「技術職員数」の欄は、別紙二で記入した技術職員の人数の合計を記入すること。

(ナ) 2 0 「登録経営状況分析機関番号」の欄は、経営状況分析を受けた登録経営状況分析機関の登録番号を記入し、例えば0 0 0 0 0 1 のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。

(ニ) 「連絡先」の欄は、この申請書又は添付書類を作成した者その他この申請の内容に係る質問等に応答できる者の氏名、電話番号等を記入すること。

別表（１）

| | | | | | | | |
|----|--------|----|--------|----|--------|----|--------|
| 00 | 国土交通大臣 | 12 | 千葉県知事 | 24 | 三重県知事 | 36 | 徳島県知事 |
| 01 | 北海道知事 | 13 | 東京都知事 | 25 | 滋賀県知事 | 37 | 香川県知事 |
| 02 | 青森県知事 | 14 | 神奈川県知事 | 26 | 京都府知事 | 38 | 愛媛県知事 |
| 03 | 岩手県知事 | 15 | 新潟県知事 | 27 | 大阪府知事 | 39 | 高知県知事 |
| 04 | 宮城県知事 | 16 | 富山県知事 | 28 | 兵庫県知事 | 40 | 福岡県知事 |
| 05 | 秋田県知事 | 17 | 石川県知事 | 29 | 奈良県知事 | 41 | 佐賀県知事 |
| 06 | 山形県知事 | 18 | 福井県知事 | 30 | 和歌山県知事 | 42 | 長崎県知事 |
| 07 | 福島県知事 | 19 | 山梨県知事 | 31 | 鳥取県知事 | 43 | 熊本県知事 |
| 08 | 茨城県知事 | 20 | 長野県知事 | 32 | 島根県知事 | 44 | 大分県知事 |
| 09 | 栃木県知事 | 21 | 岐阜県知事 | 33 | 岡山県知事 | 45 | 宮崎県知事 |
| 10 | 群馬県知事 | 22 | 静岡県知事 | 34 | 広島県知事 | 46 | 鹿児島県知事 |
| 11 | 埼玉県知事 | 23 | 愛知県知事 | 35 | 山口県知事 | 47 | 沖縄県知事 |

経営規模等評価申請書 経営規模等評価再審査申立書 総合評定値請求書

令和 2年 2月 15日

建設業法第27条の26第2項の規定により、経営規模等評価の申請をします。
建設業法第27条の28の規定により、経営規模等評価の再審査の申立をします。
建設業法第27条の29第1項の規定により、総合評定値の請求をします。

申請しないものは消すこと。

この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

記入しないこと。

会社名、所在地及び代表者名を記入する(ゴム印でも可)。

地方整備局長
北海道開発局長
茨城県知事 殿

代理人 行政書士 水戸 三郎
水戸市笠原町978-6
申請者 茨城建設(株) 代表取締役 茨城 太郎

| 行政庁側記入欄 | 項番 | 請求年月日 | 土木事務所コード | 整理番号 |
|-------------------|----|---|----------|--------------|
| 申請年月日 | 01 | 令和 01 年 01 月 01 日 | 08 | 0000000000 |
| 申請時の許可番号 | 02 | 大臣 知事 コード 08 国土交通大臣 知事 許可(一般-02) 第 08888888 号 令和 02 年 01 月 10 日 | | |
| 前回の申請時の許可番号 | 03 | 大臣 知事 許可(一般-) 第 号 令和 年 月 日 | | |
| 審査基準日 | 04 | 令和 01 年 09 月 30 日 | | |
| 申請等の区分 | 05 | 1 | | |
| 処理の区分 | 06 | 00 | | |
| 法人又は個人の別 | 07 | 1 (1.法人) 2.個人 | | |
| 商号又は名称のフリガナ | 08 | イ バ ラ キ ケ ン セ ツ | | |
| 商号又は名称 | 09 | 茨 城 建 設 (株) | | |
| 代表者又は個人の氏名のフリガナ | 10 | イ バ ラ キ タ ロ ウ | | |
| 代表者又は個人の氏名 | 11 | 茨 城 太 郎 | | |
| 主たる営業所の所在地市区町村コード | 12 | 08201 | | |
| 主たる営業所の所在地 | 13 | 笠 原 町 9 7 8 - 6 | | |
| 郵便番号 | 14 | 310-8555 | 電話番号 | 029-301-4334 |
| 許可を受けている建設業 | 15 | 2 2 1 2 1 2 1 2 | | |
| 経営規模等評価対象建設業 | 16 | 9 9 9 9 9 9 9 9 | | |

有効な建設業許可の最も古い許可年月日を記入すること。

許可換え新規等で前回の申請と許可番号が異なっている場合のみ記入すること。

有効な建設業許可の最も古い年度番号を記入すること。

記載要領のコード表から、申請するコードを記入すること。

企業の単独決算の資本金額(出資総額)を記入すること。なお、申請者が個人の場合は記入しないこと。

処理の区分コード表の該当するコードを記入すること。

別表(2)の処理の種類に該当する場合のみ、コードを記入すること。

申請者が個人の場合は記入しないこと。

カタカナで記入し、濁音又は半濁音は1文字として記入する。法人の種類を表す略号には、フリガナを振らないこと。

法人の種類を表す略号を用いて記入すること。

カタカナで姓と名の間に1コラム空けて記入し、濁音又は半濁音は1文字として記入すること。

市区町村コードを記入すること。

市区町村コードによって表される市区町村に続く町名、地番を記入すること。(※市区町村名は記入しない。)

左詰で記入し、市外局番・局番・番号はそれぞれ「-」で区切る。

申請時に許可を受けている建設業が一般建設業の場合「1」、特定建設業の場合「2」を記入すること。

(1.一般) (2.特定)

審査対象業種には、「9」を記入すること。

「2期平均」で申請する場合は、2期平均した自己資本額を記入すること。

右詰めで記入し、千円未満は切り捨てて表示すること。

「2期平均」で申請する場合のみ記入すること。

自己資本額 項番 1 7 3 5 10 13 (千円) 1 (1. 基準決算) 2. 2期平均

| | |
|----------|------|
| 基準決算 | (千円) |
| 直前の審査基準日 | (千円) |

右下の表に記載されている2期分の営業利益と減価償却実施額を足して2で除した数字を記入すること。(千円未満の端数は切り捨て、マイナスの時は切り上げ)

利益額 (2期平均) 1 8 3 5 10 13 (千円) 利益額(利払前税引前償却前利益) = 営業利益+減価償却実施額

右詰めで記入し、基準決算における技術職員名簿の技術職員数と一致すること。

| 審査対象事業年度 | 審査対象事業年度の | 前審査対象事業年度 |
|----------|------------|--------------|
| 営業利益 | 3 8 5 (千円) | 1 2 3 5 (千円) |
| 減価償却実施額 | 3 6 4 (千円) | 2 1 8 (千円) |

千円未満の端数を切り捨てて記入すること。原則として、「経営状況分析結果通知書」に記載してある【参考値】の金額を転記する。

技術職員数 1 9 3 5 6 (人)

登録経営状況分析機関番号 2 0 3 5 0 0 0 1 (例)

経営状況分析を受けた機関の名称

例：(一財)建設業情報管理センター

工事種別別完成工事高、工事種別別元請完成工事高については別紙一による。
技術職員名簿については別紙二による。
その他の審査項目(社会性等)については別紙三による。

経営規模等評価の再審査の申立を行う者については、次に記入すること。

| | |
|-----------|-------------|
| 審査結果の通知番号 | 審査結果の通知の年月日 |
| 第 | 令和 年 月 日 |
| 再審査を求める事項 | 再審査を求める理由 |
| | |

担当者名を記入すること。

連絡先

所属等 総務課
ファックス番号 0299-301-4339

氏名 茨城 一郎

電話番号 029-301-4334

営業利益及び減価償却実施額の表示について

平成20年7月から、「経営状況分析結果通知書」に、審査対象事業年度及び、前審査対象事業年度の、「営業利益」と「減価償却実施額」の金額が参考値として記載されるようになりました。

これに伴い、申請書の「営業利益」、「減価償却実施額」の金額の確認は、原則として、「経営状況分析結果通知書」により行うことになりました。

(経営状況分析結果通知書一部抜粋)

| | 金 額 (千円) | | 金 額 (千円) |
|---------|----------|----------------|----------|
| 固定資産 | 5 10 15 | 売上高 | 17 20 25 |
| 流動負債 | 5 10 15 | 売上総利益 | 17 20 25 |
| 固定負債 | 5 10 15 | 受取利息配当金 | 17 20 25 |
| 利益剰余金 | 5 10 15 | 支払利息 | 17 20 25 |
| 自己資本 | 5 10 15 | 経常(事業主)利益 | 17 20 25 |
| 総資本(当期) | 5 10 15 | 営業キャッシュフロー(当期) | 17 20 25 |
| 総資本(前期) | 5 10 15 | 営業キャッシュフロー(前期) | 17 20 25 |

| | | |
|-----|-------------------|-------------------|
| 参考値 | 営業利益(当期) _____ | 営業利益(前期) _____ |
| | 減価償却実施額(当期) _____ | 減価償却実施額(前期) _____ |

「参考値」の数値を、申請書の「営業利益」及び、「減価償却実施額」の欄に記載する。

(3) 工事種類別完成工事高・工事種類別元請完成工事高(20002帳票)

(ア) ③ ① 「審査対象事業年度」の欄は、次の例により記入すること。

① 12か月ごとに決算を完結した場合

(例) 平成31年4月1日から令和2年3月31日までの事業年度について申請する場合
自平成31年04月 ~ 至令和2年03月

② 6か月ごとに決算を完結した場合

(例) 令和元年10月1日から令和2年3月31日までの事業年度について申請する場合
自平成31年04月 ~ 至令和2年03月

③ 商業登記法(昭和38年法律第125号)の規定に基づく組織変更の登記後最初の事業年度その他12か月に満たない期間で終了した事業年度について申請する場合

(例1) 合名会社から株式会社への組織変更に伴い平成30年10月1日に当該組織変更の登記を行った場合で令和2年3月31日に終了した事業年度について申請するとき

自平成31年04月 ~ 至令和2年03月

(例2) 申請に係る事業年度の直前の事業年度が平成31年3月31日に終了した場合で事業年度の変更により令和元年12月31日に終了した事業年度について申請するとき

自平成31年01月 ~ 至令和元年12月

④ 事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度について申請する場合

(例) 令和元年10月1日に会社を新たに設立した場合で令和2年3月31日に終了した最初の事業年度について申請するとき

自令和元年10月 ~ 至令和2年03月

⑤ 事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度の終了の日より前の日に申請する場合

(例) 令和2年10月1日に会社を新たに設立した場合で最初の事業年度の終了の日(令和3年3月31日)より前の日(令和2年11月1日)に申請するとき

自令和元年10月 ~ 至令和00年00月

(イ) ③ ① 「審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度」の欄は、「審査対象事業年度」の欄に記入した期間の直前の審査対象事業年度の期間を(ア)の例により記入すること。

ただし、審査対象事業年度及び審査対象事業年度の直前2年の審査対象事業年度の完成工事高及び元請完成工事高について申請する場合にあっては、直前2年の各審査対象事業年度の期間を(ア)の例により記入し、下欄に直前2年の各審査対象事業年度の期間をそれぞれ記入すること。

(ウ) ③ ② 「業種コード」の欄は、次のコード表により該当する工事の種類に応じ、該当するコードをカラムに記入すること。 **※項番16の申請業種と必ず一致させること。**

なお、「土木一式工事」について記入した場合にはその次の「業種コード」の欄は「プレストレストコンクリート工事」のコード「011」を記入し、「完成工事高」の欄には「土木一式工事」の完成工事高のうち「プレストレストコンクリート工事」に係るものを記入することとし、当該工事に係る実績がない場合においてはカラムに「0」を記入すること。

また、「元請完成工事高」の欄には「土木一式工事」の元請完成工事高のうち「プレストレストコンクリート工事」に係るものを記入することとし、当該工事に係る実績がない場合においてはカラムに「0」を記入すること。同様に、「とび・土工・コンクリート工事」に記入した場合には「業種コード」の欄に「法面処理工事」のコード「051」を記入し、「鋼構造物工事」に記入した場合には「業種コード」の欄に「鋼橋上部工事」のコード「111」を記入し、それぞれの工事に係る完成工事高及び元請完成工事高を記入すること。

「完成工事高」の欄は、③ ① で記入した各審査対象事業年度ごとに完成工事高を記入すること。また、「元請完成工事高」の欄においても同様に、各審査対象事業年度ごとに元請完成工事高を記入すること。

ただし、審査対象事業年度及び審査対象事業年度の直前2年の審査対象事業年度について申請する場合にあっては、完成工事高においては審査対象事業年度の直前2年の各審査対象事業年度の完成工事高の合計を2で除した数値を記入し、「完成工事高計算表」に直前2年の審査対象事業年度ごとに完成工事高を記入すること。同様に、元請完成工事高においても審査対象事業年度の直前2年の各審査対象事業年度の元請完成工事高の合計を2で除した値を記入し、「元請完成工事高計算表」に直前2年の審査対象事業年度ごとに元請完成工事高を記入すること。

| コード | 工事の種類 | コード | 工事の種類 | コード | 工事の種類 |
|-----|-----------------|-----|----------------|-----|----------|
| 010 | 土木一式工事 | 100 | タイル・れんが・ブロック工事 | 200 | 機械器具設置工事 |
| 011 | プレストレストコンクリート工事 | 110 | 鋼構造物工事 | 210 | 熱絶縁工事 |
| 020 | 建築一式工事 | 111 | 鋼橋上部工事 | 220 | 電気通信工事 |
| 030 | 大工工事 | 120 | 鉄筋工事 | 230 | 造園工事 |
| 040 | 左官工事 | 130 | 舗装工事 | 240 | さく井工事 |
| 050 | とび・土工・コンクリート工事 | 140 | しゅんせつ工事 | 250 | 建具工事 |
| 051 | 法面処理工事 | 150 | 板金工事 | 260 | 水道施設工事 |
| 060 | 石工 | 160 | ガラス工事 | 270 | 消防施設工事 |
| 070 | 屋根工事 | 170 | 塗装工事 | 280 | 清掃施設工事 |
| 080 | 電気工事 | 180 | 防水工事 | 290 | 解体工事 |
| 090 | 管工 | 190 | 内装仕上工事 | | |

※工事種類別完成工事高及び元請完成工事高の記入上の注意

① 工事種類別完成工事高及び元請完成工事高は、許可を受けた建設業のうち経営規模等評価の対象とする旨申し出のあった建設業（以下「審査対象建設業」という。）に係る建設工事の完成工事高及び元請完成工事高とし、この場合、1つの請負契約に係る建設工事の完成工事高を2つ以上の種類に分割又は重複計上することはできないものとする。

② 審査対象建設業が土木一式工事業又は建築一式工事業（以下「一式工事業」という。）である場合においては、許可を受けている建設業のうち一式工事業以外の建設業（審査対象建設業として申し出をしている建設業を除く）に係る建設工事の年間平均完成工事高及び元請完成工事高を、その内容に応じて当該一式工事業のいずれかの年間平均完成工事高及び元請完成工事高に含めることができるものとする。

(エ) 「その他工事」の欄は、審査対象建設業以外の建設業に係る建設工事の完成工事高及び元請完成工事高をそれぞれ記入すること。

(オ) 「合計」の欄は、完成工事高においては、 及び に記入した完成工事高の合計を記入すること。同様に、元請完成工事高においては、元請完成工事高の合計を記入すること。

(カ) 記入すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示すること。

ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社にあっては、百万円未満の端数を切り捨てて表示することができる。この場合、カラムに数字を記入するに当たっては、例えば 、 、 、 のように、百万円未満の単位に該当するカラムに「0」を記入すること。

※1 審査対象建設業が4種類（プレストレストコンクリート工事、法面処理工事、及び鋼橋上部工事も1種類に含む）を越える場合は、2枚以上の本帳票を使用する。この場合、項番33及び項番34については最終用紙に記入すること。また、用紙ごとに、契約後VE（施工段階で施工方法等の技術提案を受け付ける方式）に係る工事の完成工事高について、契約後VEによる縮減変更前の契約額で評価する特例の利用の有無について記入すること。

※2 経営事項審査の事務取扱いについて（平成20年1月国土交通省総合政策局建設業課長通知）

1-（1）-二の解釈について

1-（1）-二審査対象業種が土木工事業又は建築工事業（以下「一式工事業」という。）である場合においては、許可を受けている建設業のうち一式工事業以外の建設工事（審査対象建設業として申出をしている建設業を除く）に係る建設工事の年間平均完工高及び元請完成工事高を、その内容に応じて当該一式工事業のいずれかの年間平均完工高及び元請完成工事高に含めることができるものとする（この場合、一式工事に含めた業種を同時に申請することはできない）。

| | | |
|------|---|--|
| 土木一式 | ← | 石、とび、塗装、鋼構造物、鉄筋、舗装、しゅんせつ、水道 |
| 建築一式 | ← | 大工、左官、とび、屋根、タイル、鋼構造物、鉄筋、板金、ガラス、塗装、防水、内装、建具、石、熱絶縁 |

注) 一式工事業へ一式工事業以外の建設工事を含めた場合は、様式1号「工事種類別完成工事高付表」を作成すること。

(記載例-a)「激変緩和措置」を用いない場合
(完成工事高2年平均の場合)

(用紙A4)
2 0 0 0 2

工事種類別完成工事高
工事種類別元請完成工事高

| | | | |
|----------------------------------|---|---|--|
| 項番 3 1 | 審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は 前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度 自 3 0 年 1 0 月 至 0 1 年 0 9 月 | 審査対象事業年度 自 0 1 年 1 0 月 至 0 2 年 0 9 月 | 計算基準の区分 1 (1.2年平均) 2 (2.3年平均) |
| 「工事の種類」「業 種コード」を必ず記 載すること。 | 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 々審査対象事業年度 | 3年平均をとらない場合 は記入しない。 | 計算基準の区分は必 ず「1」か「2」を記入す ること(「3」は入らな い)。 |
| 業種 コード 3 2 0 1 0 | 完成工事高(千円) 0 3 7 2 3 8 | 元請完成工事高(千円) 0 3 7 2 3 8 | 完成工事高(千円) 0 7 1 4 5 7 |
| 工事の種類 土木一式 工事 | 完成工事高計算表 審査対象事業 年度の 前審査 対象事業 年度 審査対象事業 年度の 前々審査 対象事業 年度 | 元請完成工事高計算表 審査対象事業 年度の 前審査 対象事業 年度 審査対象事業 年度の 前々審査 対象事業 年度 | 工事種類別完成工事高及び元請 完成工事高は、税抜きで記載す る。ただし、消費税免税業者は税 込の額を記入する。 |
| 業種 コード 3 2 0 1 1 | 完成工事高(千円) 0 0 0 0 0 0 | 元請完成工事高(千円) 0 0 0 0 0 0 | 完成工事高(千円) 0 0 0 0 0 0 |
| 工事の種類 P C 工事 | 完成工事高計算表 審査対象事業 年度の 前審査 対象事業 年度 審査対象事業 年度の 前々審査 対象事業 年度 | 元請完成工事高計算表 審査対象事業 年度の 前審査 対象事業 年度 審査対象事業 年度の 前々審査 対象事業 年度 | |
| 業種 コード 3 2 0 5 0 | 完成工事高(千円) 0 5 5 6 7 1 | 元請完成工事高(千円) 0 1 7 6 2 3 | 完成工事高(千円) 0 6 2 8 9 7 |
| 工事の種類 とび・土工・ コンクリート工事 | 完成工事高計算表 審査対象事業 年度の 前審査 対象事業 年度 審査対象事業 年度の 前々審査 対象事業 年度 | 元請完成工事高計算表 審査対象事業 年度の 前審査 対象事業 年度 審査対象事業 年度の 前々審査 対象事業 年度 | |
| 業種 コード 3 2 0 5 1 | 完成工事高(千円) 0 1 3 8 9 6 | 元請完成工事高(千円) 0 8 9 7 1 | 完成工事高(千円) 0 3 8 0 1 6 |
| 工事の種類 法面処理 工事 | 完成工事高計算表 審査対象事業 年度の 前審査 対象事業 年度 審査対象事業 年度の 前々審査 対象事業 年度 | 元請完成工事高計算表 審査対象事業 年度の 前審査 対象事業 年度 審査対象事業 年度の 前々審査 対象事業 年度 | |
| 業種 コード 3 3 | 完成工事高(千円) 0 0 0 0 0 0 | 元請完成工事高(千円) 0 0 0 0 0 0 | 完成工事高(千円) 0 0 0 0 0 0 |
| 工事の種類 その他 工事 | 完成工事高計算表 審査対象事業 年度の 前審査 対象事業 年度 審査対象事業 年度の 前々審査 対象事業 年度 | 元請完成工事高計算表 審査対象事業 年度の 前審査 対象事業 年度 審査対象事業 年度の 前々審査 対象事業 年度 | 審査対象建設業の数が4業種を 越える場合は、最終の用紙に記 入すること。 |
| 業種 コード 3 4 | 合計 0 0 0 0 0 0 | 合計 0 0 0 0 0 0 | 合計 0 0 0 0 0 0 |

契約後VEに係る完成工事高の評価の特例 (1. 有 (2) 無)

工事種類別完成工事高
工事種類別元請完成工事高

| | | |
|------------------------------------|---|---|
| 項番 31 | 審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は 前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度 自 3 年 5 月 至 7 年 9 月 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 年 月～ 年 月 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 年 月～ 年 月 | 審査対象事業年度 自 11 年 13 月 至 15 年 17 月 19 (1.2年平均) 2枚目以降には「営業年 度」は記載しない。 |
| 業種 コード 32090 | 完成工事高(千円) 元請完成工事高(千円) 42451 31545 | 完成工事高(千円) 元請完成工事高(千円) 45673 28733 |
| 工事の種類 管工事 | 完成工事高計算表 審査対象事業 年度の 前審査 対象事業 年度 審査対象事業 年度の前々 審査対象 事業年度 | 元請完成工事高計算表 審査対象事業 年度の 前審査 対象事業 年度 審査対象事業 年度の前々 審査対象 事業年度 |
| 業種 コード 32130 | 完成工事高(千円) 元請完成工事高(千円) 72127 23149 | 完成工事高(千円) 元請完成工事高(千円) 99344 38512 |
| 工事の種類 舗装工事 | 完成工事高計算表 審査対象事業 年度の 前審査 対象事業 年度 審査対象事業 年度の前々 審査対象 事業年度 | 元請完成工事高計算表 審査対象事業 年度の 前審査 対象事業 年度 審査対象事業 年度の前々 審査対象 事業年度 |
| 業種 コード 32260 | 完成工事高(千円) 元請完成工事高(千円) 2605 1380 | 完成工事高(千円) 元請完成工事高(千円) 3086 804 |
| 工事の種類 水道工事 | 完成工事高計算表 審査対象事業 年度の 前審査 対象事業 年度 審査対象事業 年度の前々 審査対象 事業年度 | 元請完成工事高計算表 審査対象事業 年度の 前審査 対象事業 年度 審査対象事業 年度の前々 審査対象 事業年度 |
| 業種 コード 32 | 完成工事高(千円) 元請完成工事高(千円) 0 0 | 完成工事高(千円) 元請完成工事高(千円) 0 0 |
| 工事の種類 工事 | 完成工事高計算表 審査対象事業 年度の 前審査 対象事業 年度 審査対象事業 年度の前々 審査対象 事業年度 | 元請完成工事高計算表 審査対象事業 年度の 前審査 対象事業 年度 審査対象事業 年度の前々 審査対象 事業年度 |
| 業種 コード 33 その他 | 完成工事高(千円) 元請完成工事高(千円) 785 0 | 完成工事高(千円) 元請完成工事高(千円) 958 0 |
| 工事の種類 その他 工事 | 完成工事高計算表 審査対象事業 年度以外の業種 の完成工事高を 記入すること。 | 元請完成工事高計算表 審査対象事業 年度の 前審査 対象事業 年度 審査対象事業 年度の前々 審査対象 事業年度 |
| 業種 コード 34 合計 | 完成工事高(千円) 元請完成工事高(千円) 210877 110935 | 完成工事高(千円) 元請完成工事高(千円) 283415 159888 |
| 契約後VEに係る完成工事高の評価の特例 (1. 有 (2) 無) | | |

完成工事高の「合計」は、
損益計算書の完成工事
高と一致する。

(記載例-b)「激変緩和措置」を用いる場合
(完成工事高3年平均の場合)

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------------------|---|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|---|--|--|--|--|---------------------------------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|---|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|---|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 項番 3 1 | 審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度 自 2 9 年 1 0 月 至 0 1 年 0 9 月 | | | | | | | | | | | | | | | 審査対象事業年度 自 0 1 年 1 0 月 至 0 2 年 0 9 月 | | | | | 計算基準の区分 2 (1.2年平均) 2.3年平均 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 審査対象事業年度の前審査対象事業年度 3 0 年 1 0 月 ~ 0 1 年 9 月 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 2 9 年 1 0 月 ~ 3 0 年 9 月 | | | | | | | | | | | | | | | 3年平均をとる場合は記入する。 | | | | | 計算基準の区分は「2」を記入する。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 業種コード 3 2 0 1 0 | 完成工事高(千円) 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 | | | | | | | | | | | | | | | 元請完成工事高(千円) 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 | | | | | | | | | | | | | | | 完成工事高(千円) 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 | | | | | | | | | | | | | | | 元請完成工事高(千円) 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 | | | | | | | | | | | | | | |
| 工事の種類 土木一式 工事 | 完成工事高計算表 審査対象事業年度の前審査対象事業年度 37238 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 49557 | | | | | | | | | | | | | | | 元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の前審査対象事業年度 37238 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 49557 | | | | | | | | | | | | | | | 完成工事高計算表 審査対象事業年度の前審査対象事業年度 0 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 0 | | | | | | | | | | | | | | | 元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の前審査対象事業年度 0 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 0 | | | | | | | | | | | | | | |
| 業種コード 3 2 0 1 1 | 完成工事高(千円) 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 | | | | | | | | | | | | | | | 元請完成工事高(千円) 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 | | | | | | | | | | | | | | | 完成工事高(千円) 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 | | | | | | | | | | | | | | | 元請完成工事高(千円) 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 | | | | | | | | | | | | | | |
| 工事の種類 P C 工事 | 完成工事高計算表 審査対象事業年度の前審査対象事業年度 0 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 0 | | | | | | | | | | | | | | | 元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の前審査対象事業年度 0 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 0 | | | | | | | | | | | | | | | 完成工事高計算表 審査対象事業年度の前審査対象事業年度 0 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 0 | | | | | | | | | | | | | | | 元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の前審査対象事業年度 0 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 0 | | | | | | | | | | | | | | |

(記載例-c) 決算期を変更した場合

- ・3月決算の建設業者が令和元年度から12月決算に変更した場合

【決算の推移】

| 決算期間 | 完成工事高(千円) | 元請完成工事高(千円) |
|----------------------------|-----------|-------------|
| 平成31年4月1日～令和元年12月31日(9ヶ月) | 180,000 | 80,000 |
| 平成30年4月1日～平成31年3月31日(12ヶ月) | 280,000 | 120,000 |
| 平成29年4月1日～平成30年3月31日(12ヶ月) | 240,000 | 100,000 |
| 平成28年4月1日～平成29年3月31日(12ヶ月) | 320,000 | 160,000 |

(1) 2期平均(24ヶ月)を採用する場合

| | | | | | |
|--------------------|---|--|--|-------------------------------|---|
| 項番 3 1 | 審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度 自 3 0 年 0 1 月 至 3 0 年 1 2 月 | | 審査対象事業年度 自 3 1 年 0 1 月 至 0 1 年 1 2 月 | | 計算基準の区分 1 (1.2年平均) 2 (2.3年平均) |
| | 審査対象事業年度の 「審査対象事業年度」の前年に対応する期間(前期9ヶ月、前々期3ヶ月)を記載する。 3 0 年 4 月～3 0 年 1 2 月 3 0 年 1 月～3 0 年 3 月 | | 3 1 年 4 月～0 1 年 1 2 月 1 年 1 月～3 1 年 3 月 | | 決算期を変更した場合でも、決算日の直前12ヶ月となるように記載する。余白に、申請にかかる営業年度と、「審査対象事業年度」を12ヶ月にするために必要な前期決算期の月を記載すること。 |
| 業種コード 3 2 0 9 0 | 完成工事高(千円) 2 7 0 0 0 0 | 元請完成工事高(千円) 1 1 5 0 0 0 | 完成工事高(千円) 1 8 0 0 0 0 | 元請完成工事高(千円) 8 0 0 0 0 0 | |
| 工事の種類 管 工事 | 完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 280,000×9/12=210,000 240,000×3/12=60,000 | 元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 120,000×9/12=90,000 100,000×3/12=25,000 | 180,000 280,000×3/12=70,000 | 80,000 120,000×3/12=30,000 | 上記期間に対応する完成工事高及び元請完成工事高を記入する。 ・基準決算分 ・前決算期の3ヶ月分 |

年間平均完成工事高 = (240,000 × 3/12 + 280,000 × 9/12 + 280,000 × 3/12 + 180,000) ÷ 2 = 260,000
 年間平均元請完成工事高 = (100,000 × 3/12 + 120,000 × 9/12 + 120,000 × 3/12 + 80,000) ÷ 2 = 112,500

(2) 3期平均(36ヶ月)を採用する場合

| | | | | | |
|---|---|---|--|-------------------------------|-------------------------------------|
| 項番 3 1 | 審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度 自 2 9 年 0 1 月 至 3 0 年 1 2 月 | | 審査対象事業年度 自 3 1 年 0 1 月 至 0 1 年 1 2 月 | | 計算基準の区分 2 (1.2年平均) 3 (2.3年平均) |
| | 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 3 0 年 4 月～3 0 年 1 2 月 3 0 年 1 月～3 0 年 3 月 | | 3 1 年 4 月～0 1 年 1 2 月 3 1 年 1 月～3 1 年 3 月 | | |
| 前期、前々期、前々々期決算年度から、24ヶ月となるように記入する。 2 9 年 4 月～2 9 年 1 2 月 2 9 年 1 月～2 9 年 3 月 | | | | | |
| 業種コード 3 2 0 1 0 | 完成工事高(千円) 2 6 5 0 0 0 | 元請完成工事高(千円) 1 1 5 0 0 0 | 完成工事高(千円) 1 8 0 0 0 0 | 元請完成工事高(千円) 8 0 0 0 0 0 | |
| 工事の種類 管 工事 | 完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 280,000×9/12=210,000 240,000×3/12=60,000 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 240,000×9/12=180,000 320,000×3/12=80,000 | 元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 120,000×9/12=90,000 100,000×3/12=25,000 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 100,000×9/12=75,000 160,000×3/12=40,000 | 180,000 280,000×3/12=70,000 | 80,000 120,000×3/12=30,000 | 上記期間に対応する完成工事高を記入する。 |

年間平均完成工事高 = [(320,000 × 3/12 + 240,000 × 9/12 + 240,000 × 3/12 + 280,000 × 9/12) ÷ 2] × 2 + 280,000 × 3/12 + 180,000 ÷ 3 = 260,000
 年間平均元請完成工事高 = [(160,000 × 3/12 + 100,000 × 9/12 + 100,000 × 3/12 + 120,000 × 9/12) ÷ 2] × 2 + 120,000 × 3/12 + 80,000 ÷ 3 = 113,333

(記載例-d)新規法人設立の場合
 (最初の決算で申請する場合)
 ※ただし、法人成りの場合は(記載例-c)による

法人設立年月日 令和2年2月1日
 決算期 9月30日

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------------------|--|----------------------------|--|--|--|--|-------------|--|--|--|--|------------|--|--|--|--|-------------|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 項番 31 | 審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度 自 00年00月 至 00年00月 | | | | | | | | | | | | | | | 審査対象事業年度 自 01年02月 至 02年09月 | | | | | 計算基準の区分 1 (1.2年平均) 2.3年平均 | | | | |
| | 審査対象事業年度 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 | | | | | | | | | | | | | | | 審査対象事業年度 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 | | | | | 審査対象事業年度 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 | | | | |
| 業種コード 32010 | | 完成工事高(千円) | | | | | 元請完成工事高(千円) | | | | | 完成工事高(千円) | | | | | 元請完成工事高(千円) | | | | | | | | |
| 工事の種類 土木一式 工事 | | 完成工事高計 | | | | | 元請完成工事高計 | | | | | 完成工事高計 | | | | | 元請完成工事高計 | | | | | | | | |
| | | 完成工事高及び元請完成工事高も「0」を記入すること。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 32011 | | 0000000000 | | | | | 0000000000 | | | | | 0000000000 | | | | | 0000000000 | | | | | | | | |

(記載例-d)新規法人設立の場合
 (決算期未到来)
 ※ただし、法人成りの場合は(記載例-c)による

法人設立年月日 令和2年5月2日
 決算期 未到来

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------------------|--|----------------------------|--|--|--|--|-------------|--|--|--|--|------------|--|--|--|--|-------------|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 項番 31 | 審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度 自 00年00月 至 00年00月 | | | | | | | | | | | | | | | 審査対象事業年度 自 02年05月 至 00年00月 | | | | | 計算基準の区分 1 (1.2年平均) 2.3年平均 | | | | |
| | 審査対象事業年度 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 | | | | | | | | | | | | | | | 審査対象事業年度 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 | | | | | 審査対象事業年度 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 | | | | |
| 業種コード 32010 | | 完成工事高(千円) | | | | | 元請完成工事高(千円) | | | | | 完成工事高(千円) | | | | | 元請完成工事高(千円) | | | | | | | | |
| 工事の種類 土木一式 工事 | | 完成工事高計 | | | | | 元請完成工事高計 | | | | | 完成工事高計 | | | | | 元請完成工事高計 | | | | | | | | |
| | | 完成工事高及び元請完成工事高も「0」を記入すること。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 32011 | | 0000000000 | | | | | 0000000000 | | | | | 0000000000 | | | | | 0000000000 | | | | | | | | |
| PC 工事 | | 完成工事高計 | | | | | 元請完成工事高計 | | | | | 完成工事高計 | | | | | 元請完成工事高計 | | | | | | | | |
| | | 完成工事高及び元請完成工事高も「0」を記入すること。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 32011 | | 0000000000 | | | | | 0000000000 | | | | | 0000000000 | | | | | 0000000000 | | | | | | | | |

工事種別別完成工事高付表

申請者 _____

| 経営規模等評価対象建設業に係る 建設工事の完成工事高（積み上げ後） | 左に含める完成工事高 |
|--------------------------------------|------------|
| | |

※ 一式工事業に係る建設工事の完成工事高に一式工事業以外の建設業に係る
建設工事の完成工事高を加えて申し出ようとする場合に作成すること。

工事種類別完成工事高付表

申請者 _____

| 経営規模等評価対象建設業に係る 建設工事の完成工事高（積み上げ後） | 左に含める完成工事高 |
|---|--|
| <p style="text-align: center;">（審査対象事業年度） 平成31年4月～令和2年3月</p> <p>建築一式工事 14,000千円 うち元請 11,500千円</p> <p style="text-align: center;">（前審査対象事業年度） 平成30年4月～平成31年3月</p> <p>建築一式工事 12,000千円 うち元請 12,000千円</p> <p style="text-align: center;">（前々審査対象事業年度） 平成29年4月～平成30年3月</p> <p>建築一式工事 13,000千円 うち元請 9,000千円</p> | <p>建築一式工事 10,000千円 うち元請 10,000千円 大工工事 4,000千円 うち元請 1,500千円</p> <p>建築一式工事 12,000千円 うち元請 12,000千円 大工工事 0千円 うち元請 0千円</p> <p>建築一式工事 9,000千円 うち元請 9,000千円 内装工事 4,000千円 うち元請 0千円</p> |

※ 一式工事業に係る建設工事の完成工事高に一式工事業以外の建設業に係る
建設工事の完成工事高を加えて申し出ようとする場合に作成すること。

(4) その他の審査項目（社会性等）（20004帳票）

(ア) 労働福祉の状況

- ① **4** **1** 「雇用保険加入の有無」の欄は、審査基準日において、その雇用する労働者が雇用保険の被保険者となったことについての資格取得届を公共職業安定所の長に提出している場合は「1」を、提出していない場合は「2」を、従業員が1人もいないため雇用保険の適用が除外される場合は「3」を記入すること。
- ② **4** **2** 「健康保険加入の有無」の欄は、審査基準日において、従業員が健康保険の被保険者の資格を取得したことについての日本年金機構又は健康保険組合に対する届出を行っている場合は「1」を、行っていない場合は「2」を、個人事業者で、かつ、従業員が4人以下であるため健康保険の適用が除外される場合、又は建設国保に加入している場合は「3」を記入すること。
- ③ **4** **3** 「厚生年金保険加入の有無」の欄は、審査基準日において、従業員が厚生年金保険の被保険者の資格を取得したことについての日本年金機構に対する届出を行っている場合は「1」を、行っていない場合は「2」を、個人事業者で、かつ、従業員が4人以下であるため厚生年金保険の適用が除外される場合は「3」を記入すること。
- ④ **4** **4** 「建設業退職金共済制度加入の有無」の欄は、審査基準日において、勤労者退職金共済機構との間で、特定業種退職金共済契約を締結している場合は「1」を、締結していない場合は「2」を記入すること。
- ⑤ **4** **5** 「退職一時金制度もしくは企業年金制度導入の有無」の欄は、審査基準日において、次のいずれかに該当する場合（原則として「建設業に従事する全ての従業員」を対象とするもの）は「1」を、いずれにも該当しない場合は「2」を記入すること。
- (1) 労働協約若しくは就業規則に退職手当の定めがあること又は退職手当に関する事項についての規則が定められていること。
 - (2) 勤労者退職金共済機構との間で特定業種退職金共済契約以外の退職金共済契約が締結されていること。
 - (3) 所得税法施行令に規定する特定退職金共済団体との間で退職金共済についての契約が締結されていること。
 - (4) 厚生年金基金が設立されていること。
 - (5) 確定給付企業年金法（平成13年法律第50号）に規定する確定給付企業年金が導入されていること。
 - (6) 確定拠出年金法（平成13年法律第88号）に規定する企業型年金が導入されていること。
- ⑥ **4** **6** 「法定外労働災害補償制度加入の有無」の欄は、審査基準日において、（公財）建設業福祉共済団、（一社）全国建設業労災互助会、全日本火災共済協同組合連合会、（一社）全国労働保険事務組合連合会又は保険会社との間で、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に基づく保険給付の基因となった業務災害及び通勤災害（下請負人に係るものを含む。）に関する給付についての契約であって(a)及び(b)に該当するものを締結している場合は「1」を、締結していない場合は「2」を記入すること。
- (a) 当該給付が申請者の直接の使用関係にある職員だけでなく、申請者が請け負った建設工事を施工する下請負人の直接の使用関係にある職員も対象とするものであること。
 - (b) 当該給付が労働災害補償保険の障害等級第1級から第7級までに係る障害補償給付及び障害給付並びに遺族補償給付及び遺族給付の基因となった災害のすべてを対象とするものであること。

(イ) 建設業の営業継続の状況

- ① **4** **7** 「営業年数」の欄は、審査基準日までの建設業の営業年数（建設業の許可又は登録を受けて営業を行っていた年数をいい、休業等の期間を除く。ただし、平成23年4月1日以降の申立てに係る再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受け、かつ、再生手続終結の決定又は更生手続終結の決定を受けた建設業者は、当該再生手続終結又は更生手続終結の決定を受けてから営業を行っていた年数をいい、休業等の期間を除く。）を記入し、表内の年号については不要のものを消すこと。
- (1) 「初めて許可（登録）を受けた年月日」の欄の記入に当たっては、初めて許可（登録）を受けた年月日を記入し、組織変更又は事業継承等が行われ、かつ前企業体と現企業体とが営業の同一性を保持していると認められた場合には前企業体の許可又は登録時を、企業の合併の経歴をもつ企業体にあつては合併前の各企業体のうち、許可又は登録年月の古い企業体の許可又は登録年月日とする。
 - (2) 建設業を一時停止（建設業の許可又は登録の更新を行わず、許可又は登録の失効後無許可（登録）で営業を行っていた期間を含む。）の沿革を有する者は、その期間を「休業等期間」の欄に記入し、その期間は営業年数計の年数から控除して記入すること。
 - (3) 営業年数計の計算は、1年を単位に計算することとなるので、通算して計算された営業年数に12ヶ月未満の期間がある場合は切り捨てて記入する。
 - (4) 民事再生法又は会社更生法の適用を受けた場合は、再生（更生）手続終結決定により営業年数を0年にリセットし、新たにカウントする。
- ② **4** **8** 「民事再生法又は会社更生法の適用の有無」欄は、平成23年4月1日以降に再生（更生）手続の決定を受け、かつ、再生（更生）手続終結の決定を受けていない場合は「1」を、それ以外の場合は「2」を記入すること。

(ウ) 防災活動への貢献の状況

- 4** **9** 「防災協定の締結の有無」の欄は、審査基準日において、国、特殊法人等（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第2条第1項に規定する特殊法人等）又は地方公共団体との間で、

防災活動に関する協定を締結している場合は「1」を、締結していない場合は「2」を記入すること。

(エ) 法令遵守の状況

- ① **5** **0** 「営業停止処分の有無」の欄は、審査対象年において、法第28条の規定による営業の停止を受けたことがある場合は「1」を、受けたことがない場合は「2」を記入すること。
- ② **5** **1** 「指示処分の有無」の欄は、審査対象年において、法第28条の規定による指示を受けたことがある場合は「1」を、受けたことがない場合は「2」を記入すること。

(オ) 建設業の経理の状況

- ① **5** **2** 「監査の受審状況」の欄は、審査基準日において、会計監査人の設置を行っている場合は「1」を、会計参与の設置を行っている場合は「2」を、第18条の3第3項2号イに該当する者、一級登録経理試験に合格した者であって、合格した日の属する年度の翌年度の日から起算して5年を経過しないもの、一級登録経理講習を受講した者であって、合格した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を経過しないもの又は第18条の3第3項2号ニに該当する者（一級の登録経理講習を受講した者と同等以上と認められる者に限る。）が経理処理の適正を確認した旨の書類に自らの署名を付したものを提出している場合は「3」を、いずれにも該当しない場合は「4」を記入すること。
- ② **5** **3** 「公認会計士等の数」及び**5** **4** 「二級登録経理試験合格者の数」の欄のうち、公認会計士等の数については、公認会計士、会計士補及び税理士並びにこれらとなる資格を有する者並びに一級登録経理試験の合格者の人数の合計を記入すること。

(カ) 研究開発の状況

5 **5** 「研究開発費（2期平均）」の欄は、審査対象事業年度及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度における研究開発費の額の平均の額を記入すること。ただし、会計監査人設置会社以外の建設業者はカラムに「0」を記入すること。また、表内のカラムに審査対象事業年度及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度における研究開発費の額を記入すること。
記入すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示すること。
ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社にあっては、百万円未満の端数を切り捨てて表示することができる。ただし、研究開発費（2期平均）を計算する際に生じる百万円未満の端数については切り捨てずにそのまま記入すること。

(キ) 建設機械の保有状況

5 **6** 「建設機械の所有又はリース台数」の欄は、審査基準日において、自ら所有し、又はリース契約（審査基準日から1年7月以上の使用期間が定められているものに限る。）により使用する建設機械抵当法施行令（昭和29年政令第294号）別表に規定するショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル及びモーターグレーダー、土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和42年法律第131号）第2条第2項に規定する大型自動車（以下単に「大型自動車」という。）のうち、同法第3条第1項第2号に規定する経営する事業の種類として建設業を届け出、かつ、同項又は同条第3項の規定による表示番号の指定を受けているもの、大型自動車のうち、土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法施行規則（昭和42年運輸省令第86号）第5条第1項に規定する表示番号指定申請書（記載事項に変更があつた場合においては、同条第2項に規定する申請事項変更届出書）に主として経営する事業の種類が建設業である旨を記載し、かつ、同法第3条第2項の規定による表示番号の指定を受けているもの並びに労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第12条第1項第4号に規定するつり上げ荷重が三トン以上の移動式クレーンについて、台数の合計を記入すること。

(ク) 国際標準化機構が定めた規格による登録の状況

- ① **5** **7** 「ISO9001の登録の有無」の欄は、審査基準日において、国際標準化機構第9001号の規定により登録されている場合（登録範囲に建設業が含まれていない場合及び登録範囲が一部の支店等に限られている場合を除く。）は「1」を、受けていない場合は「2」を記入すること。
- ② **5** **8** 「ISO14001の登録の有無」の欄は、審査基準日において、国際標準化機構第14001号の規定により登録されている場合（登録範囲に建設業が含まれていない場合及び登録範囲が一部の支店等に限られている場合を除く。）は「1」を、受けていない場合は「2」を記入すること。

(ケ) 若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況

- ① **5** **9** 「若年技術職員の継続的な育成及び確保」の欄は、審査基準日において、満35歳未満の技術職員の人数が技術職員の人数の合計の15%以上に該当する場合は「1」を、該当しない場合は「2」を記入すること。また、「技術職員数」の欄には別紙二の技術職員名簿に記載した技術職員の合計人数を、「若年技術職員数」の欄には、審査基準日において満35歳未満の技術職員の人数を、「若年技術職員の割合」の欄には「若年技術職員数」の欄に記載した数値を「技術職員数」の欄に記載した数値で除した数値を百分率で表し、記載すること。
- ② **6** **0** 「新規若年技術職員の育成及び確保」の欄は、審査基準日において、満35歳未満の技術職員のうち、審査対象年内に新規に技術職員となった人数が技術職員の人数の合計の1%以上に該当する場合は「1」を、該当しない場合は「2」を記入すること。また、「新規若年技術職員数」の欄には、別紙二の技術職員名簿に記載された技術職員のうち、「新規掲載者」欄に○が付され、審査基準日に

において満35歳未満のもの的人数を、「新規若年技術職員の割合」欄には「新規若年技術職員数」の欄に記載した数値を前項「技術職員数」の欄に記載した数値で除した数値を百分率で表し、記載すること。

(コ) 知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況

- ① **6** **1** 「CPD単位取得数」の欄は、「技術者数」の欄に記載した数に含まれる者が審査基準日以前1年のうちに取得したCPDの単位数（ただし、算入できるCPD単位数は1人当たり30単位を上限とする。）を記載すること。また、「技術者数」の欄は、第7条の3第3号若しくは第18条の3第2項第1号に規定する者又は1級若しくは2級の第一次検定に合格した者（第18条の3第2項第1号に規定される者に該当する者を除く。）の数を記載すること。
- ② **6** **2** 「技能レベル向上者数」の欄は、「技能者数」の欄に記載した数に含まれる者が審査基準日以前3年のうちに国土交通大臣が定める建設技能者の能力評価制度により受けた評価（以下、「認定能力評価」という。）の区分が審査基準日の3年前の日において受けている評価の区分より1以上上位であつた技能者の数を記載すること。また、「技能者数」の欄は、審査基準日において審査基準日以前3年のうちに建設工事の施工に従事した者であつて第14条の2第2号チ又は同条第4号チに規定する建設工事に従事する者に該当する者の数から建設工事の施工の管理のみに従事した者の数を除いた数を、「控除対象者」欄は、審査基準日以前3年のうちに認定能力評価により評価が最上位の区分に該当するとされた者の数を記載することとする。

その他の審査項目 (社会性等)

労働福祉の状況

雇用保険加入の有無 4 1 1 [1.有、2.無、3.適用除外]

健康保険加入の有無 4 2 1 [1.有、2.無、3.適用除外]

厚生年金保険加入の有無 4 3 1 [1.有、2.無、3.適用除外]

建設業退職金共済制度加入の有無 4 4 1 [1.有、2.無]

退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無 4 5 1 [1.有、2.無]

法定外労働災害補償制度加入の有無 4 6 2 [1.有、2.無]

「健康保険」及び「厚生年金保険」の加入状況について、それぞれ記入すること。

当該制度のうち、制度を1つ以上導入している場合は「1」を、いずれの制度も導入していない場合は「2」を記入すること。

建設業の営業継続の状況

営業年数 4 7 1 6 (年)

初めて許可(登録)を受けた年月日 昭和 平成 15年 1月 10日 休業等期間 年 月 備考(組織変更等)

民事再生又は会社更生法の適用の有無 4 8 2 [1.有、2.無]

再生手続又は更生手続開始決定日 平成 年 月 日 再生計画又は更生計画認可日 平成 年 月 日 再生手続又は更生手続終了決定日 平成 年 月 日

防災活動への貢献の状況

防災協定の締結の有無 4 9 1 [1.有、2.無]

平成23年4月1日以降に、民事再生又は会社更生法を適用し、審査基準日時点で、再生(更生)手続が完了していない場合は「1」を、それ以外は「2」を記入すること。

法令遵守の状況

営業停止処分の有無 5 0 2 [1.有、2.無]

指示処分の有無 5 1 2 [1.有、2.無]

審査基準日直前1年間に営業停止・指示処分を受けた場合は「1」を、それ以外の場合は「2」を記入すること。

建設業法第28条に基づく処分であり、発注者が行う指名停止措置は該当しない。

建設業の経理の状況

監査の受審状況 5 2 4 [1.会計監査人の設置、2.監査人の設置、3.経理処理の適正を確認した旨の書類の提出、4.無]

公認会計士等の数 5 3 0 0 (人)

二級登録経理試験合格者の数 5 4 0 0 (人)

次のいずれかの要件を備えた者の人数を記入する。
 ①2級登録経理試験に合格した年度の翌年度の開始の日から5年を経過していない者
 ②2級登録経理講習を受講した年度の翌年度の開始の日から5年を経過していない者
 ※H28年度以前に2級登録経理試験に合格した者であっても、R5年3月までは引き続き評価対象とな

①公認会計士及び税理士の資格を有する者
 ②1級登録経理試験に合格した年度の翌年度の開始の日から5年を経過していない者
 ③登録経理講習を受講した年度の翌年度の開始の日から5年を経過していない者

以下の区分により記入すること。(審査基準日時点)
 「1」…会計監査人の設置を行っている場合(監査報告書において、無限定適正意見、限定付適正意見が表明された場合に加点)。
 「2」…会計参与の設置を行っている場合(会計参与報告書が作成されている場合に加点)。
 「3」…会社の従業員(常勤)で下記の者のいずれかが経理処理の適正を確認した旨の書類(監理課建設業担当HPもしくは国交省HPに掲載)に自らの署名を付したものを提出している場合。
 ・公認会計士、会計士補、税理士、これらとなる資格を有する者
 ・1級登録経理試験の合格者
 「4」…上記以外

研究開発費(2期平均) 5 5 0 0 0 0 0 0 (千円)

建設機械の保有状況

建設機械の所有及びリース台数 5 6 0 5 (台)

審査基準日時点で、所有しているか長期リースしている建設機械の保有数を記入。加点は15台までだが、それ以上保有している場合でも実数を右詰めで記入。(ただし、稼動しないものは除く)

国際標準化機構が定めた規格による登録の状況

ISO9001の登録の有無 5 7 1 [1.有、2.無]

ISO14001の登録の有無 5 8 1 [1.有、2.無]

審査基準日時点で、ISOの登録がなされている場合は「1」を、それ以外は「2」を記入。
 ※ただし、ISOの認証範囲が建設業に係るものでない場合、ISOを特定の事業所単位で取得している場合は対象外

若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況

若年技術職員の継続的な育成及び確保 5 9 1 [1.該当、2.非該当]

新規若年技術職員の育成及び確保 6 0 1 [1.該当、2.非該当]

技術職員数(A) 6 (人) 若年技術職員数(B) 2 (人) 若年技術職員の割合(B/A) 33.3 (%)

技術職員数を記入。 新規若年技術職員数(C) 1 (人) 新規若年技術職員の割合(C/A) 16.6 (%)

若年技術職員の割合が15%以上の場合、「1」を記入し、それ以外は「2」を記入。 技術職員名簿に掲載された審査基準日時点で35歳未満の若年技術職員数を記入。 新たに技術職員名簿に掲載された審査基準日時点で35歳未満の新規若年技術職員数を記入。

新規若年技術職員の割合が1%以上の場合、「1」を記入し、それ以外は「2」を記入。 小数点2位以下切り捨て。

知識及び技術又は技能の向上に関する取組

CPD単位取得数 6 1 0 0 0 0 (単位) 技術者数 0 0 0 0 (人)

別紙2「技術職員名簿」及び様式第4号「CPD単位を取得した技術者名簿」のCPD単位取得数の合計を記入。

技能レベル向上者数 6 2 0 0 0 0 (人) 技能者数 0 0 0 0 (人) 控除対象者数 15 0 0 0 20 (人)

様式第5号「技能者名簿」の「レベル向上の有無」の欄に「○」が記載されている者の合計を記入。 様式第5号「技能者名簿」に技能者として氏名を記載した者の合計を記入。 様式第5号「技能者名簿」の「控除対象者」の欄に「○」が記載されている者の合計を記入。

(5) 技術職員名簿(20005帳票)

(ア) この名簿は、「審査基準日」に記入した日(以下「審査基準日」という。)において6ヶ月を超えて在籍する技術職員(第18条の3第2項第1号又は第2号に該当する者。以下同じ。)に該当する者全員について作成すること。なお、一人の技術職員につき技術職員として申請できる建設業の種類は2業種までとする。

【参考】

建設業法第7条第2号

- (イ) 学校教育法に基づく学校(大学「短大含む」・高等専門学校・高校)の指定学科を卒業後、同学科に関連する工事に関し、一定期間(大学「短大含む」3年・高等専門学校3年・高校5年以上)の実務経験を有する者(技術者資格区分コード:001)
- (ロ) いずれかの建設工事に関し、10年以上の実務経験を有する者(原則として2業種まで)(技術者資格区分コード:002)
- (ハ) 一定の資格(土木施工管理技士・建築士等)を有する者

建設業法第15条第2号

- (イ) 国土交通大臣が定めた試験等に合格した者
- (ロ) 建設業法第7条第2号イ・ロ・ハに該当する者のうち、元請で4500万円以上の工事に関して2年以上の指導監督的な実務経験を有する者
- (ハ) 国土交通大臣が同号イ又はロと同等の能力を有する者と認定した者。
イと同等 技術者資格区分コード:003
ロと同等 技術者資格区分コード:004

(イ) 「頁数」の欄は、頁番号を記入すること。例えば技術職員名簿の枚数が3枚目であれば、12枚目であればのように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。

(ウ) 「新規掲載者」の欄は、審査対象年内に新規に技術職員となった者につき、○印を記入すること。

(エ) 「審査基準日現在の満年齢」の欄は、当該技術職員の審査基準日時点での満年齢を記入すること。

(オ) 「業種コード」の欄は、経営規模等評価等対象建設業のうち、技術職員の数の算出において対象とする建設業の種類を次の表から2つ以内で選び該当するコードを記入すること。

| コード | 建設業の種類 | コード | 建設業の種類 | コード | 建設業の種類 |
|-----|-----------------|-----|-------------------|-----|---------------|
| 01 | 土 木 工 事 業 | 11 | 鋼 構 造 物 工 事 業 | 21 | 熱 絶 縁 工 事 業 |
| 02 | 建 築 工 事 業 | 12 | 鉄 筋 工 事 業 | 22 | 電 気 通 信 工 事 業 |
| 03 | 大 工 工 事 業 | 13 | 舗 装 工 事 業 | 23 | 造 園 工 事 業 |
| 04 | 左 官 工 事 業 | 14 | し ゆ ん せ つ 工 事 業 | 24 | さ く 井 工 事 業 |
| 05 | と び ・ 土 工 工 事 業 | 15 | 板 金 工 事 業 | 25 | 建 具 工 事 業 |
| 06 | 石 工 事 業 | 16 | ガ ラ ス 工 事 業 | 26 | 水 道 施 設 工 事 業 |
| 07 | 屋 根 工 事 業 | 17 | 塗 装 工 事 業 | 27 | 消 防 施 設 工 事 業 |
| 08 | 電 気 工 事 業 | 18 | 防 水 工 事 業 | 28 | 清 掃 施 設 工 事 業 |
| 09 | 管 工 事 業 | 19 | 内 装 仕 上 工 事 業 | 29 | 解 体 工 事 業 |
| 10 | タイル・れんが・ブロック工事業 | 20 | 機 械 器 具 設 置 工 事 業 | | |

(カ) 「有資格区分コード」の欄は、技術職員が保有する資格のうち、「業種コード」の欄で記入したコードに対応する建設業の種類に係るものについて別表(四)の分類に従い、該当するコードを記入すること。

(キ) 「講習受講」の欄は、建設業法第15条第2号イに該当する者が、法第27条の18第1項の規定により監理技術者資格者証の交付を受けている場合であって、法第26条の4から第26条の6までの規定により国土交通大臣の登録を受けた講習を受講した場合は「1」を、その他の場合は「2」を記入すること。

(ク) 監理技術者資格者証交付番号」の欄は、法第27条の18第1項の規定により監理技術者資格者証の交付を受けている者についてその交付番号を記載すること。

(ケ) 「CPD単位取得数」の欄は、第7条の3第3号若しくは第18条の3第2項第1号に規定する者又は1級若しくは2級の第一次検定に合格した者が、審査基準日から1年以内に取得したCPD（建設工事の施工の管理に従事する者を対象としてその能力の向上を目的として行われる継続学習をいう。以下同じ。）の単位数（ただし、算入できるCPD単位数は一人当たり30単位を上限とする。）を記載すること。

(用紙A4)
20005

審査基準日時点での満年齢を記載。
※満年齢が上がるのは誕生日の前日
例:この記載例では、2名が35歳未満の若年技術職員に該当

申請者名及び審査基準日を記載すること。申請者名は、ゴム印でも可。
2枚目以降も記載すること。

技術職員名簿

常勤の職員【6か月超の雇用期間があるもの】のうち、該当者について記入すること。

例:この記載例では、1名が新規若年技術職員に該当

右詰めで記入し、空位のカラムを0で埋めること。
申請者名 茨城建設(株)
審査基準日 令和元年9月30日

項番 3 5
数 8 1 0 0 1 頁

| 通番 | 新規掲載者 | 氏名 | 生年月日 | 審査基準日現在の満年齢 | 業種コード | 有資格区分コード | 講習受講 | 業種コード | 有資格区分コード | 講習受講 | 監理技術者資格者証交付番号 | CPD単位取得数 |
|----|-------|-------|-----------------|-------------|---------|----------|------|-------|----------|------|--------------------------------|----------|
| 1 | ○ | 茨城 花子 | H3 年 3 月 19 日 | 28 | 8 2 0 1 | 2 4 | 2 | 1 3 | 2 1 4 | 2 | | |
| 2 | | 丙川 三郎 | S58 年 10 月 2 日 | 35 | 8 2 0 1 | 1 1 1 | 1 | 1 3 | 1 1 1 | 1 | △△△△△△△△ | |
| 3 | ○ | 乙山 二郎 | S54 年 10 月 1 日 | 40 | 8 2 0 9 | 2 6 5 | 2 | | | | 監理技術者資格者証の交付を受けている者について記載すること。 | |
| 4 | | 茨城 太郎 | S38 年 1 月 1 日 | 56 | 8 2 0 1 | 1 3 | 1 | 0 9 | 2 3 0 | 2 | ○○○○○○○ | |
| 5 | | 甲野 一郎 | S30 年 11 月 7 日 | 63 | 8 2 0 1 | 2 1 4 | 2 | 0 5 | 2 1 4 | 2 | | |
| 6 | | 茨城 次郎 | S12 年 12 月 12 日 | 81 | 8 2 2 6 | 0 0 | 2 | 2 2 | | | | |
| 7 | | | | | | | | | | | | |
| 8 | | | | | | | | | | | | |

記載順は若い順を推奨

有資格区分コード001~004を記入した場合、必ず実務経験の業種コードを記入すること。

業種コードは、経営規模等評価対象業種のコードを記入すること。

当事業年度開始日の直前1年以内に6か月超の雇用を満たす等により当社の技術職員となった者に「○」を付す。
例:審査基準日が令和元年9月30日の場合で、前審査基準日である平成30年9月30日の技術職員名簿に記載していない技術職員について「○」を付す。令和元年9月30日が初めて受審する経審の場合(他行政庁で受審していた場合は除く)は全ての技術職員に「○」を付す。
※前年に記載された技術職員を恣意的に不記載としたことが判明した場合、虚偽申請に当たるとして処分の対象になる可能性がある。

「講習受講」の欄について

申請する業種について、次の①から③の要件を全て満たす場合は「1」を、それ以外の場合は「2」を記入すること。

- ① 法第15条第2号イに該当するものであること(1級国家資格者相当)
- ② 監理技術者資格者証の交付を受けていること
- ③ 法第26条の4から6の規定による講習を、当事業年度開始日の直前5年以内に受講していること

【審査基準日】 【受審日】

直前5年 ← 当期事業年度

この期間内に受講していることが必要
(当期事業年度開始日がR1年10月1日の場合
H26年10月1日からR1年9月30日までの間)

上記①であることの証明となる資格者証の写しに加え、監理技術者資格者証、監理技術者講習12bes修了証の写しを提示すること。

「CPD単位取得数」の欄について

取得単位 ÷ p176別表(五)にあるCPD認定団体数値 × 30により算出する。
※、小数点以下は切り捨てる。
※、各技術者のCPD単位取得数の上限は30とする。
※、取得単位が0の場合は、空欄とする。
※、審査基準日以前1年間に取得したCPD単位が対象となる。

(例1)「一般財団法人建設業振興基金」によって取得を認定された単位が「18」の場合
18(認定された取得単位) ÷ 12(p176別表(五)にあるCPD認定団体数値) × 30 = 45 > 30であるため、CPD単位取得数は「30」となる。
(例2)公益社団法人空気調和・衛生工学会」によって取得を認定された単位が「48」の場合
48(認定された取得単位) ÷ 50(p176別表(五)にあるCPD認定団体数値) × 30 = 28.8

技術職員1人につき2業種のみ申請可
【2業種の考え方】

- ・1資格から2業種選択でもOK
例: 土木施工管理技士→土木、とび・土工
※この場合、同じ有資格区分コードを2箇所に記入する。
- ・2資格から1業種ずつ選択でもOK
例: 土木施工管理技士・建築施工管理技士→土木、建築

※「業種コード」「有資格区分コード」「講習受講」の3つでセットなので、空欄は作らないこと。1級の資格者以外も「講習受講」の欄は必ず記入する。

技術職員名簿が複数枚になる場合でも「通番」1~30は変更しない。

別表（四）

| コード | 資格区分 | 資格取得後（001は指定学科卒業後）に必要な実務経過年数 | 級区分 | | | 加点となる建設業の種類 | 必要な確認書類 | | |
|------|------|------------------------------|-----------------------------------|--------|---------|-------------|--------------------|---|-----------------|
| | | | 1級（5点） | 2級（2点） | その他（1点） | | | | |
| 建設業法 | 001 | 法第7条第2号イ該当＝実務経験者 | 大学・短大・高専卒：3年、高卒5年 ※専門学校は該当しません | | | ○ | 実務経験ある業種（電気・消防は除く） | 卒業証明書、実務経験証明書 | |
| | 002 | 法第7条第2号ロ該当＝実務経験者 | 10年 | | | ○ | | | |
| | 003 | 法第15条第2号ハ該当（同号イと同等以上）＝大臣認定者 | | | | ○ | | 大臣認定書 | |
| | 004 | 法第15条第2号ハ該当（同号ロと同等以上）＝大臣認定者 | | | | ○ | | 認定書記載の業種のみ | |
| | 005 | 監理技術者補佐（1級技術士補） | | | 4点 | | | 合格を証明する書面に記載の業種のみ | 第一次検定の合格を証明する書面 |
| | 111 | 1級建設機械施工管理技術士 | | | ○ | | | 土と舗 | 合格証明書 |
| | 212 | 2級建設機械施工管理技術士（第1種～第6種） | | | | ○ | | 土と舗 | |
| | 113 | 1級土木施工管理技術士 | | | | ○ | | 土と石鋼舗しゅ塗水解 （ただし「解」については、平成28年度以降の合格者か解体工事の実務経験1年以上または登録解体工事講習受講が必要） | |
| | 214 | 2級土木施工管理技術士（土木） | | | | | ○ | 土と石鋼舗しゅ塗水解 （ただし「解」については、平成28年度以降の合格者か解体工事の実務経験1年以上または登録解体工事講習受講が必要） | |
| | 215 | 2級土木施工管理技術士（鋼構造物塗装） | | | | | ○ | 塗 | |
| | 216 | 2級土木施工管理技術士（薬液注入） | | | | | ○ | と | |
| | 120 | 1級建築施工管理技術士 | | | | ○ | | 建大左と石屋夕鋼筋板ガ塗防内絶具解（ただし「解」については、平成28年度以降の合格者か解体工事の実務経験1年以上または登録解体工事講習受講が必要） | |
| | 221 | 2級建築施工管理技術士（建築） | | | | | ○ | 建解 （ただし「解」については、平成28年度以降の合格者か解体工事の実務経験1年以上または登録解体工事講習受講が必要） | |
| | 222 | 2級建築施工管理技術士（躯体） | | | | | ○ | 大と夕鋼筋解 （ただし「解」については、平成28年度以降の合格者か解体工事の実務経験1年以上または登録解体工事講習受講が必要） | |
| | 223 | 2級建築施工管理技術士（仕上げ） | | | | | ○ | 大左石屋夕板ガ塗防内絶具 | |
| | 127 | 1級電気工事施工管理技術士 | | | | ○ | | 電 | |
| | 228 | 2級電気工事施工管理技術士 | | | | | ○ | | |
| | 129 | 1級管工事施工管理技術士 | | | | | ○ | 管 | |
| | 230 | 2級管工事施工管理技術士 | | | | | ○ | | |
| | 131 | 1級電気通信工事施工管理技術士 | | | | | ○ | 通 | |
| | 232 | 2級電気通信工事施工管理技術士 | | | | | ○ | | |
| | 133 | 1級造園施工管理技術士 | | | | | ○ | 園 | |
| | 234 | 2級造園施工管理技術士 | | | | | ○ | | |
| 建築士法 | 137 | 1級建築士 | | | | ○ | 建大屋夕鋼内 | 免許証 | |
| | 238 | 2級建築士 | | | | | 建大屋夕内 | | |
| | 239 | 木造建築士 | | | | | 大 | | |

| | コード | 資格区分 | 資格取得後(001は指定学科卒業後)に必要な実務経験年数 | 級区分 | | | 加点となる建設業の種類 | 必要な確認書類 |
|--|------------|---|------------------------------|--------|--------|---------|--|---|
| | | | | 1級(5点) | 2級(2点) | その他(1点) | | |
| 技術士法 | 141 | 建設・総合技術監理(建設) | | ○ | | | 土と電舗しゅ園解 (ただし「解」については、解体工事の実務経験1年以上または登録解体工事講習の受講が必要) | 登録証 *142、146、148、151、153、154を選択する場合は日本技術士会発行の登録等証明書も添付すること |
| | *142 | 建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理(建設「鋼構造物及びコンクリート」) | | ○ | | | 土と電舗しゅ園解 (ただし「解」については、解体工事の実務経験1年以上または登録解体工事講習の受講が必要) | |
| | 143 | 農業「農業土木」・総合技術監理(農業「農業土木」) | | ○ | | | 土と | |
| | 144 | 電気電子・総合技術監理(電気電子) | | ○ | | | 電通 | |
| | 145 | 機械・総合技術監理(機械) | | ○ | | | 機 | |
| | *146 | 機械「流体力学」又は「熱工学」・総合技術監理(機械「流体力学」又は「熱工学」) | | ○ | | | 管機 | |
| | 147 | 上下水道・総合技術監理(上下水道) | | ○ | | | 管水 | |
| | *148 | 上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理(上下水道「上水道及び工業用水道」) | | ○ | | | 管井水 | |
| | 149 | 水産「水産土木」・総合技術監理(水産「水産土木」) | | ○ | | | 土としゅ | |
| | 150 | 森林「林業」・総合技術監理(森林「林業」) | | ○ | | | 園 | |
| | *151 | 森林「森林土木」・総合技術監理(森林「森林土木」) | | ○ | | | 土と園 | |
| | 152 | 衛生工学・総合技術監理(衛生工学) | | ○ | | | 管 | |
| | *153 | 衛生工学「水質管理」・総合技術監理(衛生工学「水質管理」) | | ○ | | | 管水 | |
| | *154 | 衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理(衛生工学「廃棄物管理」) | | ○ | | | 管水清 | |
| 電気工事士法 | 155 | 第1種電気工事士 | | | ○ | | 電 | 免状 |
| | 256 | 第2種電気工事士 | 3年 | | | ○ | | |
| 電気事業法 | 258 | 電気主任技術者(第1種~第3種) | 5年 | | | ○ | 電 | 資格者証 |
| 電気通信事業法 | 259 | 電気通信主任技術者 | 5年 | | | ○ | 通 | 免状又は資格者証 |
| | 235 | 工事担任者 | 3年 | | | ○ | | |
| 水道法 | 265 | 給水装置工事主任技術者 | 1年 | | | ○ | 管 | 免状又は技術者証 |
| 消防法 | 168 | 甲種消防設備士 | | | ○ | | 消 | 免状 |
| | 169 | 乙種消防設備士 | | | ○ | | | |
| 職業能力開発促進法 | 171 | 建築大工(1級) | | | ○ | | 大 | 合格者証 |
| | 271 | 建築大工(2級) | 3年 | | | ○ | | |
| ※職業能力開発促進法の規定に係る2級技術検定の合格後に必要な実務経験は、平成15年度以前に合格した者は1年。 | 164 | 型枠施工(1級) | | | ○ | | 大と | |
| | 264 | 型枠施工(2級) | 3年 | | | ○ | | |
| | 172 | 左官(1級) | | | ○ | | 左 | |
| | 272 | 左官(2級) | 3年 | | | ○ | | |
| | 157 | とび・とび工(1級) | | | ○ | | と | |
| 257 | とび・とび工(2級) | 3年 | | | ○ | | | |

| コード | 資格区分 | 資格取得後(001は指定学科卒業後)に必要な実務経験年数 | 級区分 | | | 加点となる建設業の種類 | 必要な確認書類 | | |
|-----|--|------------------------------|--------|--------|---------|-------------|---------|-----|--|
| | | | 1級(5点) | 2級(2点) | その他(1点) | | | | |
| 173 | コンクリート圧送施工(1級) | | | ○ | | と | | | |
| 273 | コンクリート圧送施工(2級) | 3年 | | | ○ | | | | |
| 166 | ウェルポイント施工(1級) | | | ○ | | と | | | |
| 266 | ウェルポイント施工(2級) | 3年 | | | ○ | | | | |
| 174 | 冷凍空調和機器施工・空調和設備配管(1級) | | | ○ | | 管 | | | |
| 274 | 冷凍空調和機器施工・空調和設備配管(2級) | 3年 | | | ○ | | | | |
| 175 | 給排水衛生設備配管(1級) | | | ○ | | | | | |
| 275 | 給排水衛生設備配管(2級) | 3年 | | | ○ | | | | |
| 176 | 配管・配管工(1級) | | | ○ | | | | | |
| 276 | 配管・配管工(2級) | 3年 | | | ○ | | | | |
| 170 | 建築板金「ダクト板金作業」(1級) | | | ○ | | | | 管屋板 | |
| 270 | 建築板金「ダクト板金作業」(2級) | 3年 | | | ○ | | | | |
| 177 | タイル張り・タイル張り工(1級) | | | ○ | | | | タ | |
| 277 | タイル張り・タイル張り工(2級) | 3年 | | | ○ | | | | |
| 178 | 築炉・築炉工(1級)・れんが積み | | | ○ | | | | | |
| 278 | 築炉・築炉工(2級) | 3年 | | | ○ | | | | |
| 179 | ブロック建築・ブロック建築工(1級)・コンクリート積みブロック施工 | | | ○ | | 石タ | | | |
| 279 | ブロック建築・ブロック建築工(2級)・コンクリート積みブロック施工 | 3年 | | | ○ | | | | |
| 180 | 石工・石材施工・石積み(1級) | | | ○ | | 石 | | | |
| 280 | 石工・石材施工・石積み(2級) | 3年 | | | ○ | | | | |
| 181 | 鉄工・製罐(1級) | | | ○ | | 鋼 | | | |
| 281 | 鉄工・製罐(2級) | 3年 | | | ○ | | | | |
| 182 | 鉄筋組立て・鉄筋施工(1級) | | | ○ | | 筋 | | | |
| 282 | 鉄筋組立て・鉄筋施工(2級) | 3年 | | | ○ | | | | |
| 183 | 工場板金(1級) | | | ○ | | 板 | | | |
| 283 | 工場板金(2級) | 3年 | | | ○ | | | | |
| 184 | 板金「建築板金作業」・建築板金「内外装板金作業」・板金工「建築板金作業」(1級) | | | ○ | | 屋板 | | | |
| 284 | 板金「建築板金作業」・建築板金「内外装板金作業」・板金工「建築板金作業」(2級) | 3年 | | | ○ | | | | |
| 185 | 板金・板金工・打出し板金(1級) | | | ○ | | 板 | | | |
| 285 | 板金・板金工・打出し板金(2級) | 3年 | | | ○ | | | | |
| 186 | かわらぶき・スレート施工(1級) | | | ○ | | 屋 | | | |
| 286 | かわらぶき・スレート施工(2級) | 3年 | | | ○ | | | | |
| 187 | ガラス施工(1級) | | | ○ | | ガ | | | |
| 287 | ガラス施工(2級) | 3年 | | | ○ | | | | |
| 188 | 塗装・木工塗装・木工塗装工・鋼橋塗装(1級) | | | ○ | | | | | |
| 288 | 塗装・木工塗装・木工塗装工・鋼橋塗装(2級) | 3年 | | | ○ | | | | |
| 189 | 建築塗装・建築塗装工(1級) | | | ○ | | | | | |

| コード | 資格区分 | 資格取得後（001は指定学科卒業後）に必要な実務経験年数 | 級区分 | | | 加点となる建設業の種類 | 必要な確認書類 |
|-----|---|------------------------------|--------|--------|---------|--------------------|------------------|
| | | | 1級（5点） | 2級（2点） | その他（1点） | | |
| 289 | 建築塗装・建築塗装工（2級） | 3年 | | | ○ | 塗 | |
| 190 | 金属塗装・金属塗装工（1級） | | | ○ | | | |
| 290 | 金属塗装・金属塗装工（2級） | 3年 | | | ○ | | |
| 191 | 噴霧塗装（1級） | | | ○ | | | |
| 291 | 噴霧塗装（2級） | 3年 | | | ○ | | |
| 167 | 路面標示施工 | | | ○ | | | |
| 192 | 畳製作・畳工（1級） | | | ○ | | 内 | |
| 292 | 畳製作・畳工（2級） | 3年 | | | ○ | | |
| 193 | 内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工（1級） | | | ○ | | | |
| 293 | 内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工（2級） | 3年 | | | ○ | | |
| 194 | 熱絶縁施工（1級） | | | ○ | | 絶 | |
| 294 | 熱絶縁施工（2級） | 3年 | | | ○ | | |
| 195 | 建具製作・建具工・木工・カーテンウォール施工・サッシ施工（1級） | | | ○ | | 具 | |
| 295 | 建具製作・建具工・木工・カーテンウォール施工・サッシ施工（2級） | 3年 | | | ○ | | |
| 196 | 造園（1級） | | | ○ | | 園 | |
| 296 | 造園（2級） | 3年 | | | ○ | | |
| 197 | 防水施工（1級） | | | ○ | | 防 | |
| 297 | 防水施工（2級） | 3年 | | | ○ | | |
| 198 | さく井（1級） | | | ○ | | 井 | |
| 298 | さく井（2級） | 3年 | | | ○ | | |
| 061 | 地すべり防止工事 | 1年 | | | ○ | と井 | 登録証 |
| 040 | 基礎ぐい工事（基礎施工技士） | | | ○ | | と | 合格証明書又は認定書 |
| 062 | 建築設備士 | 1年 | | | ○ | 電管 | 登録証 |
| 063 | 計装 | 1年 | | | ○ | | 合格証明書又は登録証 |
| 060 | 解体工事施工技士 | | | ○ | | 解 | 合格証明書又は登録証又は資格者証 |
| 064 | 基幹技能者 | | | | 3点加点 | 講習修了記載の業種のみ | 講習修了証 |
| 703 | レベル3技術者 | | | | 2点加点 | 認定能力評価基準ごとに決められた業種 | 能力評価（レベル判定）結果通知書 |
| 704 | レベル4技術者 | | | | 3点加点 | | |
| 099 | その他 | | | | ○ | 実績経験のある業種 | *1 |

有資格区分コード001・002・099（学校教育法による所定学科を修めた専門学校卒業生）を選択する場合は、実務経験証明書を作成してください。

*1 専門学校卒業の方は卒業証明書、高度専門士・専門士の方は称号が確認できる証明書もご用意下さい。

技術職員は雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者を言うため、労務者・アルバイト・嘱託等は技術職員名簿に記載できません。

「講習受講」の加点対象者は、1級国家資格者担当（法第15条第2号イに該当する者）の監理技術者であり、表の1級（5点）の資格者のみ該当し、それ以外（2級及びその他）の監理技術者は加点されません。

別表（五）

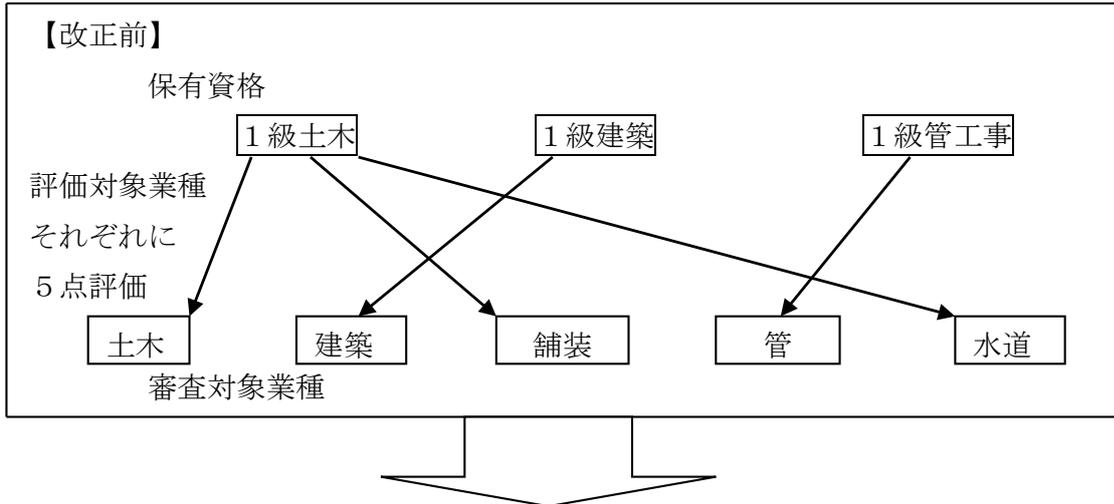
| 区分 | CPD認定団体 | CPD認定団体数値 |
|------|--------------------------|-----------|
| (1) | 公益社団法人 空気調和・衛生工学会 | 50 |
| (2) | 一般財団法人 建設業振興基金 | 12 |
| (3) | 一般社団法人 建設コンサルタンツ協会 | 50 |
| (4) | 一般社団法人 交通工学研究会 | 50 |
| (5) | 公益社団法人 地盤工学会 | 50 |
| (6) | 公益社団法人 森林・自然環境技術教育研究センター | 20 |
| (7) | 公益社団法人 全国上下水道コンサルタント協会 | 50 |
| (8) | 一般社団法人 全国測量設計業協会連合会 | 20 |
| (9) | 一般社団法人 全国土木施工管理技士会連合会 | 20 |
| (10) | 一般社団法人 全日本建設技術協会 | 25 |
| (11) | 土質・地質技術者生涯学習協議会 | 50 |
| (12) | 公益社団法人 土木学会 | 50 |
| (13) | 一般社団法人 日本環境アセスメント協会 | 50 |
| (14) | 公益社団法人 日本技術士会 | 50 |
| (15) | 公益社団法人 日本建築士会連合会 | 12 |
| (16) | 公益社団法人 日本造園学会 | 50 |
| (17) | 公益社団法人 日本都市計画学会 | 50 |
| (18) | 公益社団法人 農業農村工学会 | 50 |
| (19) | 一般社団法人 日本建築士事務所協会連合会 | 12 |
| (20) | 公益社団法人 日本建築家協会 | 12 |
| (21) | 一般社団法人 日本建設業連合会 | 12 |
| (22) | 一般社団法人 日本建築学会 | 12 |
| (23) | 一般社団法人 建築設備技術者協会 | 12 |
| (24) | 一般社団法人 電気設備学会 | 12 |
| (25) | 一般社団法人 日本設備設計事務所協会連合会 | 12 |
| (26) | 公益財団法人 建築技術教育普及センター | 12 |
| (27) | 一般社団法人 日本建築構造技術者協会 | 12 |

技術職員について

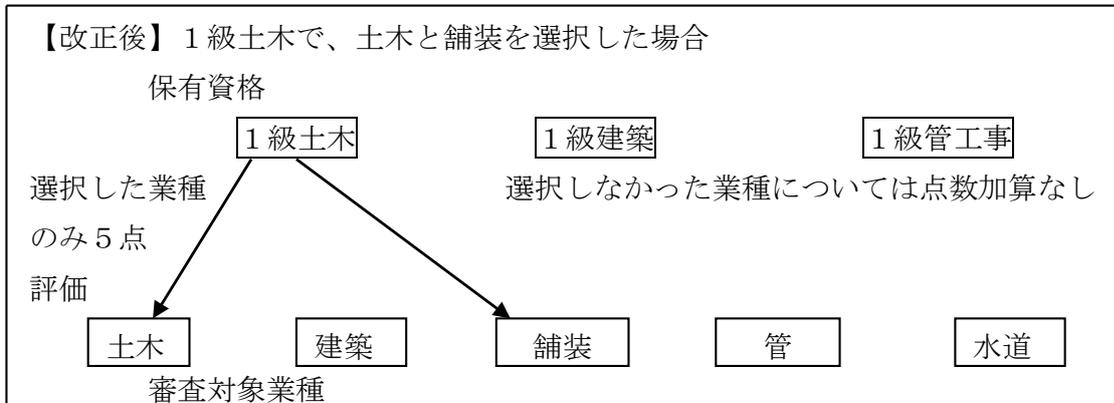
2業種限定の考え方

平成20年4月の改正において、Z点に関わる技術者の複数業種における重複カウントを1人2業種までに限定した。2業種限定の考え方は以下のとおり。

例：1人の技術者が、1級土木施工、1級建築施工、1級管工事施工をもっている場合



例：1人の技術者が、1級土木施工、1級建築施工、1級管工事施工をもっている場合



改正後は、審査対象業種の中から任意の2つを選ぶことができる。1つの資格から2つ選択してもかまわないし、2つの資格からそれぞれ1つずつ選択してもかまわない。(あくまで、経審の審査対象業種の中から、2つ選択するのであって、許可業種からではない。また、1人の技術者が、2つの資格で、同じ業種を選ぶことはできない。)

なお、重複評価が制限されるのは、経営事項審査に係る評価であり、建設業法に基づいて現場に設置しなければならない監理技術者等については、従来通り1人の技術者が複数の資格をもっていれば、複数の業種で監理技術者等になれるものである。

登録基幹技能者制度の創設について

建設産業において生産性の向上、品質の確保を図るため、建設現場において中核的役割を担う基幹技能者を新たに「建設業法施行規則」に位置づけ、登録基幹技能者講習について規定されることとなった。

また、「建設業法第 27 条の 23 第 3 項の経営事項審査の項目及び基準を定める件」において、技術力の審査項目に登録基幹技能者講習修了者が追加された（3点）。

1 建設業法施行規則において定められる事項

- (1) 登録基幹技能者講習を行う者の国土交通大臣への登録について、要件及び申請書の記載事項について規定
- (2) 登録基幹技能者講習の運営について、講習実施に係る義務等について規定
- (3) 登録基幹技能者講習を行う者に対する監督について、国土交通大臣による適合命令等について規定

2 基幹技能者の経営事項審査での加点について

基幹技能者が、経営事項審査で加点されるためには、国土交通大臣の認定した団体が実施する講習を受講し、審査基準日において講習修了証が有効でなければなりません。

認定団体は、以下の表のとおりです。講習については、各講習実施団体へお問い合わせください。

(登録基幹技能者講習団体一覧)

(令和 2 年 3 月現在)

| 登録番号 | 氏名又は名称 | 種目 | 登録日 |
|------|--------------------------------|-------------------------|----------|
| 1 | (一社)日本電設工業協会 | 登録電気工事基幹技能者 | H20.5.13 |
| 2 | (一社)日本橋梁建設協会 | 登録橋梁基幹技能者 | H20.7.17 |
| 3 | (一社)日本造園建設業協会 (一社)日本造園組合連合会 | 登録造園基幹技能者 | H20.7.17 |
| 4 | (一社)全国コンクリート圧送事業団体連合会 | 登録コンクリート圧送基幹技能者 | H20.7.18 |
| 5 | (一社)全国防水工事業協会 | 登録防水基幹技能者 | H20.8.19 |
| 6 | (一社)日本トンネル専門工事業協会 | 登録トンネル基幹技能者 | H20.9.1 |
| 7 | (一社)日本塗装工業会 | 登録建設塗装基幹技能者 | H20.9.1 |
| 8 | (一社)日本左官業組合連合会 | 登録左官基幹技能者 | H20.9.1 |
| 9 | (一社)日本機械土工協会 | 登録機械土工基幹技能者 | H20.9.17 |
| 10 | (一社)日本海上起重技術協会 | 登録海上起重基幹技能者 | H20.9.19 |
| 11 | (一社)プレストレスト・コンクリート工事業協会 | 登録プレストレスト・コンクリート工事基幹技能者 | H20.9.30 |

| | | | |
|----|--|---------------------|-----------|
| 12 | (公社)全国鉄筋工事業協会 | 登録鉄筋基幹技能者 | H20.9.30 |
| 13 | 全国圧接業協同組合連合会 | 登録圧接基幹技能者 | H20.9.30 |
| 14 | (一社)日本型枠工事業協会 | 登録型枠基幹技能者 | H20.9.30 |
| 15 | (一社)日本空調衛生工事業協会 全国管工事業協同組合連合会 (一社)日本配管工事業団体連合会 | 登録配管基幹技能者 | H20.10.16 |
| 16 | (一社)日本建設躯体工事業団体連合会 (一社)日本鳶工業連合会 | 登録鳶・土工基幹技能者 | H20.12.12 |
| 17 | ダイヤモンド工事業協同組合 | 登録切断穿孔基幹技能者 | H20.12.12 |
| 18 | (一社)全国建設室内工事業協会 日本室内装飾事業協同組合連合会 日本建設インテリア事業協同組合連合会 | 登録内装仕上工事基幹技能者 | H20.12.26 |
| 19 | (一社)建築開口部協会 (一社)日本サッシ協会 | 登録サッシ・カーテンウォール基幹技能者 | H21.2.13 |
| 20 | (公社)日本エクステリア建設業協会 | 登録エクステリア基幹技能者 | H21.3.5 |
| 21 | (一社)日本建築板金協会 | 登録建築板金基幹技能者 | H21.3.5 |
| 22 | 日本外壁仕上業協同組合連合会 | 登録外壁仕上基幹技能者 | H21.4.28 |
| 23 | (一社)日本空調衛生工事業協会 (一社)全国ダクト工業団体連合会 | 登録ダクト基幹技能者 | H21.4.28 |
| 24 | (一社)日本保温保冷工業協会 | 登録保温保冷基幹技能者 | H21.11.27 |
| 25 | (一社)日本グラウト協会 | 登録グラウト基幹技能者 | H21.11.27 |
| 26 | (一社)日本冷凍空調設備工業連合会 | 登録冷凍空調基幹技能者 | H22.3.25 |
| 27 | (一社)日本運動施設建設業協会 | 登録運動施設基幹技能者 | H22.3.25 |
| 28 | (一社)全国基礎工事業団体連合会 (一社)日本基礎建設協会 | 登録基礎工基幹技能者 | H23.12.16 |
| 29 | (一社)日本タイル煉瓦工事工業会 | 登録タイル張り基幹技能者 | H24.7.26 |
| 30 | (一社)全国道路標識・標示業協会 | 登録標識・路面標示基幹技能者 | H24.10.29 |
| 31 | (一社)消防施設工事協会 | 登録消火設備基幹技能者 | H25.7.3 |
| 32 | (一社)全国中小建築工事業団体連合会 | 登録建築大工基幹技能者 | H26.1.27 |
| 33 | 全国板硝子工事協同組合連合会 全国板硝子商工協同組合連合会 | 登録硝子工事基幹技能者 | H27.1.22 |
| 34 | (一社)ALC協会 | 登録ALC基幹技能者 | R1.5.27 |
| 35 | (一社)日本機械土工協会 | 登録土工基幹技能者 | R1.8.5 |

| | | | |
|----|------------------|---------------|---------|
| 36 | (一社)日本ウレタン断熱協会 | 登録ウレタン断熱基幹技能者 | |
| 37 | (一社)日本発破・破碎協会 | 登録発破・破碎基幹技能者 | R3.5.10 |
| 38 | (一社)全国建築測量協会 | 登録建築測量基幹技能者 | |
| 39 | (公社)全国解体工事業団体連合会 | 登録解体基幹技能者 | |

登録基幹技能者講習修了証

(表面)

| | |
|--|--|
| (登録基幹技能者講習の種目) 講習修了証 | |
| 写 真 | 修了証番号 第 号 |
| | 氏名 (生年月日 年 月 日) |
| | 実務経験を有する建設業の種類： 工事業 |
| | この者は、建設業法施行規則第18条の3第2項第2号の登録基幹技能者講習を修了した者であることを証します。 この者は、(建設業の種類)について、建設業法第26条第1項の主任技術者の要件を満たす者であると認められます。 |
| 修了年月日 年 月 日 | 加点に際しては講習修了証が審査基準日において有効であることが必要 |
| 有効期限 年 月 日 | |
| (登録基幹技能者講習実施機関の名称) 印 (登録番号 第 番) | |

(裏面)

| | |
|----|--|
| 備考 | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |

備考

- 1 材質は、プラスチック又はこれと同等以上の耐久性を有するものとする。

様式第4号

二級技士の一次検定試験に合格した者(二級技士補)で該当者のみ記載する。
 該当がない場合は不要。

(用紙A4)
 年 月 日

CPD単位を取得した技術者名簿
 (技術職員名簿に記載のある者を除く)

| 通番 | 氏名 | 生年月日 | CPD単位 |
|---|-------|-----------|-----------------------------|
| 1 | 茨城 太郎 | 平成8年10月3日 | |
| 2 | 茨城 花子 | 平成8年10月4日 | |
| 3 | 水戸 次郎 | 平成8年10月5日 | |
| 別紙二「技術職員名簿」のCPD単位取得数と同様に算出する。 取得単位 ÷ p176別表(五)にあるCPD認定団体数値 × 30により算出する。 ※ ₁ 小数点以下は切り捨てる。 ※ ₂ 各技術者のCPD単位取得数の上限は30とする。 ※ ₃ 取得単位が0の場合は、空欄とする。 ※ ₄ 審査基準日以前1年間に取得したCPD単位が対象となる。 | | | |
| | | | ①様式第4号に記載したCPD単位の合計を記入 |
| | | | ②別紙二「技術職員名簿」のCPD単位取得数の合計を記入 |
| 上記技術者が取得したCPD単位の合計(①) | | | |
| 技術職員名簿に記載のある技術職員が取得したCPD単位合計(②) | | | |
| CPD単位総計(①+②) | | | |
| | | | ①と②の合計を記入 |

記載要領

- この表は、審査基準日における許可を受けた建設業に従事する職員のうち、建設業法第七条第二号イ、ロ若しくはハ又は同法第十五条第二号イ、ロ若しくはハに該当する者又は一級若しくは二級の第一次検定に合格した者であって、規則別記様式第25号の14・別紙2に記載のない者について作成すること。
- 「CPD単位」の欄には、技術者がCPD認定団体によって修得を認定された単位数を、告示別表第十八の左欄に掲げるCPD認定団体ごとに右欄に掲げる数値で除し、30を乗じた数値を記載すること。
 なお、小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。

該当者がいる場合のみ記載。

技能者名簿

| 通番 | 氏名 | 生年月日 | 評価日 | レベル向上の有無 | 控除対象 |
|---|-------|-----------|------------|----------|------|
| 1 | 山田 太郎 | S63年2月10日 | R元年4月20日 | | |
| 認定能力評価基準により評価を受けている場合は、能力評価(レベル判定)結果通知書に記載されている通知日等を記入。 | | | | | |
| 2 | 山田 次郎 | S63年2月10日 | R2年6月10日 | ○ | |
| 「レベル向上の有無」の欄に「○」を記入した場合は、「評価日」が審査基準日の3年以内の日となる。 | | | | | |
| 3 | 山田 四郎 | S63年2月10日 | H29年12月25日 | | ○ |
| 「控除対象」の欄に「○」を記入した場合は、「評価日」が審査基準日の3年前の日以前となる。 | | | | | |
| 合計 | 3(人) | | | 1(人) | 1(人) |

記載要領

- この表は、審査基準日における許可を受けた建設業に従事する職員のうち、審査基準日以前三年間に、建設工事の施工に従事した者であって、建設業法施行規則第十四条の二第二号チ又は同条第四号チに規定する建設工事に従事する者に該当する者(ただし、建設工事の施工の管理のみに従事した者は除く。)について作成すること。
- 「評価日」の欄には、技能者が審査基準日以前において認定能力評価基準により評価を受けている場合、その最も新しい評価を受けた日を記載すること。
- 「レベル向上」の欄には、審査基準日以前三年間に、能力評価基準により受けた評価の区分が、審査基準日の三年前の日以前に受けた最新の評価の区分より1以上上位であった者に該当する場合に、○印を記載すること。
- 「控除対象」の欄には、審査基準日の3年前の日以前に能力評価基準により評価が最上位の区分に該当するとされた者の場合に、○印を記載すること。

実務経験証明書について

- ・ 一定期間の実務経験を有する技術者がいる場合は、実務経験証明書を提示する。
- ・ 特に、二種電気工事士や職業能力開発法に基づく2級の資格等を取得した場合、資格取得後1～5年の実務経験が必要であり、この期間の実務経験証明書の提示を要する。
- ・ 建設業法第7条第2項イ（資格区分コード：001）に該当する技術者については、指定学科を卒業したことを証する書面（卒業証書等）を提示する。
- ・ 電気と消防については、原則として実務経験は認めない。
- ・ 計装業務の実務経験のみでは、電気の技術者とは認めない。

※実務経験証明書の作成

- ① 「実務経験」とは、29業種の建設工事における技術上の経験であり、施工を指揮監督した経験、建設機械の作業等により実際に工事の施工に携わった経験、及びこれらの技術を習得するための見習い中の技術的経験等を示す。
また、受注者としての経験に限られるものではないため、注文者側においての設計に従事した経験や現場監督技術者としての経験も含まれる。
ただし、工事現場の単なる雑務や事務系の仕事に関する経験は、実務経験とは見なさない。
- ② 実務経験証明書には、1人1業種分を記載すること。複数の業種の経験を証明する場合（原則として1人2業種まで）は、別用紙に記載すること。
ただし、2業種の実務経験を認定する場合、実務経験期間の重複は認められない。
- ③ 証明者は、当該建設業の代表者とする。
- ④ 「最終学歴（学校・学科）又は実務経験を有する資格名」欄は、必要な実務経験の年数を確認するものであるため、最終学歴の学校名、学科名、卒業年月日（建設業法第7条（イ）、（ロ）該当者）又は実務経験を必要とする資格取得者の資格交付日（建設業法第7条（ハ）該当者）を記載すること。
- ⑤ 「実務経験の内容」欄は、1営業年度に1件を目安に工事名を書くこと。記入した工事名の裏付け資料（契約書・注文書・請求書・領収書・工事日報・発注証明等）を提示すること。
 - ・ 10年以上の実務経験者の場合→記入した工事のうち5年分以上の裏付け資料を提示
 - ・ 上記以外の実務経験者の場合→記入した工事のすべての裏付け資料を提示
- ⑥ 「実務経験年数」欄は、直近の基準決算から遡って、必要な経験年数の期間に至るまで記載すること。ただし、必要な経験年数の古い経験から順に記入すること。
- ⑦ 「従事した立場」欄は、「現場施工」「主任技術者補佐」「主任技術者（ただし、必要な期間を経験した者のみ）」等、現場従事の立場を記載すること。
- ⑧ 「勤務先名」は、該当する実務を経験した勤務先の名称を記載すること。
- ⑨ 実務経験により許可上の専任技術者となっている場合でも、経審では実務経験証明書の添付を要する。その場合、工事名の裏付け資料は省略できる。

【記載例1】高校の指定学科を卒業後、5年間の実務経験の場合（法第7条（イ）該当）

本件責任者：氏名 水戸 太郎 連絡先 029-301-4334
 担当者：氏名 茨城 三郎 連絡先 029-111-1111

監理課受付欄

| 実務経験証明書 | | | |
|-------------------------|------------------|--|--------------------------|
| (審査基準日 令和元年10月31日) | | | |
| 茨城県知事 殿 | | 令和2年2月21日 | |
| 下記の者の 土木一式 工事に関する実務経験は、 | | 証明者 水戸市笠原町978-6 | |
| 下記のとおりであることを証明します。 | | 水戸建設㈱ (代)水戸 太郎 | |
| 技術者の氏名 | 笠原 一郎 | 生年月日 | 明治 大正 33年 8月 9日 昭和 |
| | | 最終学歴(学校・学科)又は実務経験を有する資格名 水戸農業高校 農業土木科(昭和53年3月1日卒) | |
| 実務経験の内容 | | 実務経験年数 | 従事した立場 |
| 1 | 国補道改〇号道路改良工事他 | 平成25年11月～26年10月まで | 主任技術者補佐 |
| 2 | 農業集落排水事業管路施設工事他 | 平成26年11月～27年10月まで | 〃 |
| 3 | 国補道改〇号道路改良工事他 | 平成27年11月～28年10月まで | 〃 |
| 4 | 国道〇〇号〇〇共同溝その〇工事他 | 平成28年11月～29年10月まで | 〃 |
| 5 | 〇〇排水機場土木工事他 | 平成29年11月～30年10月まで | 〃 |
| 6 | | | |
| 7 | | | |

【記載例2】資格取得後一定の年数の実務経験を必要とする場合（法第7条（ハ）該当）

本件責任者：氏名 水戸 太郎 連絡先 029-301-4334
 担当者：氏名 茨城 三郎 連絡先 029-111-1111

監理課受付欄

| 実務経験証明書 | | | |
|-------------------------------------|-----------------|--|--------------------------|
| (審査基準日 令和元年9月30日) | | | |
| 茨城県知事 殿 | | 令和2年1月16日 | |
| 下記の者の 電気 工事に関する実務経験は、 | | 証明者 水戸市笠原町978-6 | |
| 下記のとおりであることを証明します。 | | 水戸電気工業㈱ (代)水戸三郎 | |
| ※第二種電気工事士の場合、資格取得後3年の実務経験が必要 | | | |
| 技術者の氏名 | 吉田 拓朗 | 生年月日 | 明治 大正 43年 5月 5日 昭和 |
| | | 最終学歴(学校・学科)又は実務経験を有する資格名 第二種電気工事士 平成6年10月1日 | |
| 実務経験の内容 | | 実務経験年数 | 従事した立場 |
| 1 | 〇〇邸電気引込線工事他 | 平成27年10月～28年9月まで | 主任技術者補佐 |
| 2 | 〇〇小学校〇〇棟照明設備工事他 | 平成28年10月～29年9月まで | 〃 |
| 3 | 〇〇工場構内電気設備工事他 | 平成29年10月～30年9月まで | 〃 |
| 4 | | | |
| 5 | | | |
| 6 | | | |
| 7 | | | |

【記載例3-1】10年以上の実務経験を要する場合(法第7条(口)該当)

本件責任者：氏名 林 喜一 連絡先 029-301-4334
 担当者：氏名 林 太郎 連絡先 029-111-1111

監理課受付欄

| 実務経験証明書 | | | | |
|---|---------------------|-------------------|-------------------------------------|---|
| (審査基準日 令和元年11月30日) | | | | |
| 茨城県知事 殿 | | | 令和2年3月14日 | |
| 下記の者の 内装 工事に関する実務経験は、 下記のとおりであることを証明します。 | | | 証明者 水戸市笠原町978-6 笠原工業(有) 代林 喜一 | |
| 技術者の氏名 | 菅原 文太 | 生年月日 | 明治 大正 30年 1月 8日 昭和 | 最終学歴(学校・学科)又は実務経験を有する資格名 〇〇工学専門学校建築科 昭和51年3月20日卒 |
| 実務経験の内容 | | 実務経験年数 | 従事した立場 | 勤務先 |
| 1 | 〇〇マンション インテリア工事他 | 平成20年12月～21年11月まで | 現場施工 | 〇〇美装 |
| 2 | 〇〇ゴルフクラブクラブハウス内装工事他 | 平成21年12月～22年11月まで | 〃 | 〃 |
| 3 | 〇〇邸床仕上げ及び壁クロス貼り工事他 | 平成22年12月～23年11月まで | 〃 | 〇〇インテリア |
| 4 | 〇〇中学校 防音工事他 | 平成23年12月～24年11月まで | 主任技術者補佐 | 〃 |
| 5 | 〇〇市役所庁舎天井仕上げ工事他 | 平成24年12月～25年11月まで | 〃 | 〃 |
| 6 | 〇〇邸ふすま、畳工事他 | 平成25年12月～26年11月まで | 〃 | 笠原工業 |
| 7 | 〇〇工場内装間仕切り工事他 | 平成26年12月～27年11月まで | 〃 | 〃 |
| 8 | 〇〇リゾートマンションインテリア工事他 | 平成27年12月～28年11月まで | 〃 | 〃 |
| 9 | 〇〇会社床仕上げ工事他 | 平成27年12月～28年11月まで | 〃 | 〃 |
| 10 | 〇〇小学校音楽室防音工事他 | 平成29年12月～30年11月まで | 〃 | 〃 |
| 11 | | | | |

※学校教育法第1条に掲げる学校(大学「短大含む」・高等専門学校・高等学校・中等教育学校)以外の専修学校(いわゆる専門学校)及び各種学校の卒業者は10年の実務経験を要する。

【記載例3-2】10年以上の実務経験を要する場合(法第7条(口)該当)

本件責任者：氏名 林 喜一 連絡先 029-301-4334
 担当者：氏名 林 太郎 連絡先 029-111-1111

監理課受付欄

| 実務経験証明書 | | | | |
|---|--------------------|-----------------|--|---|
| (審査基準日 令和元年8月31日) | | | | |
| 茨城県知事 殿 | | | 令和2年4月22日 | |
| 下記の者の とび土工 工事に関する実務経験は、 下記のとおりであることを証明します。 | | | 証明者 水戸市笠原町978-6 笠原造園土木(有) 代笠井 公平 | |
| 技術者の氏名 | 高倉 健二 | 生年月日 | 明治 大正 39年 1月 1日 昭和 | 最終学歴(学校・学科)又は実務経験を有する資格名 〇〇高校 普通科 昭和58年3月1日卒 |
| 実務経験の内容 | | 実務経験年数 | 従事した立場 | 勤務先 |
| 1 | 〇〇邸 外構工事他 | 平成20年9月～21年8月まで | 現場施工 | 笠原造園土木(有) |
| 2 | 〇〇農道整備工事(土工)他 | 平成21年9月～22年8月まで | 〃 | 〃 |
| 3 | 〇〇市〇〇地区道路改良工事(土工)他 | 平成22年9月～23年8月まで | 〃 | 〃 |
| 4 | 〇〇護岸災害復旧工事他 | 平成23年9月～24年8月まで | 〃 | 〃 |
| 5 | 市単水路第〇号〇〇地区下水工事他 | 平成24年9月～25年8月まで | 〃 | 〃 |
| 6 | 県単交安第〇号交通安全施設工事他 | 平成25年9月～26年8月まで | 〃 | 〃 |
| 7 | 平成〇年度〇〇農道道路安全施設工事他 | 平成26年9月～27年8月まで | 〃 | 〃 |
| 8 | 〇〇公園フェンス設置工事他 | 平成27年9月～28年8月まで | 主任技術者補佐 | 〃 |
| 9 | 〇〇中学校グラウンド排水路改修工事他 | 平成28年9月～29年8月まで | 〃 | 〃 |
| 10 | 〇〇邸住宅基礎工事他 | 平成29年9月～30年8月まで | 〃 | 〃 |
| 11 | | | | |

建設機械の保有状況一覧表

許可番号： 第 _____ 号

商号又は名称：

基準決算日： _____ 年 _____ 月 _____ 日

| 通番 | 建設機械の種類 | メーカー名 | 型式 | 所有又はリースの状況 | 取得日 | | 検査実施等年月日 (検査基準日時点で有効なもの) |
|----|---|-------|----|---------------------------|-----|------------------|-----------------------------|
| | | | | | 取得日 | リース期間 又はリース期間 | |
| 1 | | | | | | | |
| 2 | | | | | | | |
| 7 | 「建設機械の種類」の欄には、ショベル系掘削機の場合は「ショベル」、ブルドーザーの場合は「ブル」、トラクタージョブベルの場合は「トラ」、モーターグレーダーの場合は「グレーダー」、大型タンク車の場合は「タンク」、移動式クレーンの場合は「クレーン」と記載する。 | | | 「所有又はリース」の欄には、該当する方を記載する。 | | | |
| 8 | | | | | | | |
| 9 | | | | | | | |
| 10 | | | | | | | |
| 11 | | | | | | | |
| 12 | | | | | | | |
| 13 | | | | | | | |
| 14 | | | | | | | |
| 15 | | | | | | | |

リース期間が、審査基準日から起算して1年7か月以上の長期契約のものを記載する。

検査実施年月日は、審査基準日時点で有効なものを記載する。
 ・特定自主検査：審査基準日前1年以内のもの
 ・移動式クレーン検査証：審査基準日時点で有効期間内のもの※
 ・自動車検査証：審査基準日時点で有効なもの※(備考欄に「建」の表示が必要)
 ※有効期間満了日を記載

正副2部提出願います。
 * 翌年度以降の経費受審には、この写しを持参願います。
 * 確認済の建設機械については、特定自主検査表等のみ(契約書、カタログは不要)提示してください。

記載要領等

- 審査の対象となる建設機械は、以下のとおり。
 ①建設機械抵当法第2条の規定による建設機械のうち、次のもの。
 ○ショベル系掘削機：ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシエル、クレーン又はパイルドライバーのアクセサリーメントを有するもの
 ○ブルドーザー：自重が3トン以上のもの
 ○トラクタージョベル：バケット容量が0.4立方メートル以上のもの
 ○モーターグレーダー：自重が5トン以上のもの
 ○大型タンク車：車両総重量8トン以上または最大積載量5トン以上で事業の種類として建設業を届け出、表示番号の指定を受けているもの
 または、営業用の大型タンク車のうち主として建設業の用途に使用するもの。
 ○移動式クレーン：つり上げ荷重3トン以上のもの
- 「建設機械の種類」の欄には、ショベル系掘削機の場合は「ショベル」、ブルドーザーの場合は「ブル」、トラクタージョベルの場合は「トラ」、モーターグレーダーの場合は「グレーダー」、大型タンク車の場合は「タンク」、移動式クレーンの場合は「クレーン」と記入してください。
- 審査対象となる建設機械をすべて記載してください。一枚で記載しきれないときは、複数枚に分けて記載してください。
- 「所有又はリース」の欄には、該当する方を記入してください。
- 正副2部提出願います。**
 * 翌年度以降の経費受審には、この写しを持参願います。
 * 確認済の建設機械については、特定自主検査表等のみ(契約書、カタログは不要)提示してください。

10 経審Q&A

Q1 雇用保険・社会保険（健康保険・厚生年金）の適用除外にはどのような場合が想定されるか。（その他の審査項目 41・42・43 項番関係）

A1 雇用保険は、労働者が1人でも雇用されていれば加入義務有（年齢に上限なし）

適用除外：常勤の役員、同居の親族

4か月以内期間労働者：1週間の労働時間20時間未満

社会保険は事業所を単位に適用される。次に述べる強制適用事業所にあてはまらない場合は適用除外の事業所といえる。但し、適用除外の事業所であっても任意加入を妨げるものではない。

<強制適用事業所>

次の1か2に該当する事業所は、法律により、事業主や従業員の意思に関係なく、社会保険への加入が法律により定められている。

1. 常時5人以上の従業員を使用する個人事業所
2. 法人の事業所

Q2 事業所として社会保険に加入しているが、一部未加入者がいる場合、その未加入者は職員として認められるか。

A2 社会保険加入事業所における未加入者※は職員としてカウントしない。相応の給料が支払われていても、審査基準日現在において、未加入であるものは職員として認めない。

なお、経營業務管理責任者又は専任技術者が審査日時点においても未加入が継続している場合、建設業許可の要件である常勤性を満たしていないことになるので、速やかに加入すること。（※：制度として加入できない者を除く）

Q3 審査基準日直前に入社した技術職員がおり、社会保険にも加入している。この場合、職員として認められるか。

A3 認められない。平成23年4月1日より、技術職員には審査基準日から遡って6ヶ月を超える雇用期間が求められるようになったため。

Q4 事業所として社会保険に加入していない場合、職員として認められるにはどうすればよいか。

A4 社会保険に未加入又は適用除外である場合は、月額給与（賃金・報酬等）が定められ、役員等は年額103万円以上、その他の従業員等は毎月一定の金額（原則「最低賃金（時間額）×8時間×20日」を超える金額）が審査対象事業年度に支払われていることが確認できれば、職員として認めている。

なお、社会保険の強制適用事業所が未加入の場合は、法令違反になるので速やかに加入することが望ましい。

Q 5 下請で工事を請け負ったが、その工事は一式工事（土木一式工事及び建築一式工事）となりうるか。

A 5 一式工事とは、総合的な企画、指導、調整のもとに施工する工事であり、その性質上、元請で請け負った工事があてはまる。原則的に下請工事は一式工事にはならない。但し、民間工事において、発注者と元請業者との間で一括下請負を書面で認めた場合等は、下請工事であっても一式工事となりうる。（平成20年11月から、民間工事においても、共同住宅を新築する工事は、発注者が書面で認めた場合でも一括下請けは禁止となったので注意。）

Q 6 長期に渡る工事があるが、工事完成前に、工事の進捗に合わせて部分的に収益を計上してよいか。

A 6 平成22年4月の建設業法施行規則等の改正により、収益の計上基準について、工事進行基準が原則として採用されることになった。ただし、工事進行基準での完成工事高を計上するためには、工事の進捗度を合理的に見積りできることが前提のため、最終請負額に大幅な変更が予想されるもの等については、従来の完成基準により計上すること。

Q 7 経審の結果はいつ頃届くか。

A 7 経審の審査完了日から約1ヶ月前後に発送する。申請から到達するまでの処理期間を考慮して申請すること。

Q 8 申請後に申請業種を変更できるか。

A 8 申請後の申請業種の変更はできない。例外はない（Q 9 の場合を除く）。申請業種の誤りがないよう十分注意すること。

Q 9 経審受審後に業種追加した。この場合、新たに取得した業種について、審査を申し込めるか。

A 9 経審を受審後であっても、新たに許可を取得し、その業種について経審の審査を希望する場合は申し込める。

なお、その際の審査は、追加業種と既受審業種で受けることになる。

Q 10 事業を承継した。この場合、被承継人（父親等）時代の実績を完成工事高に計上することはできるか。

A 10 次の要件を満たす場合は、当期営業年度開始日からさかのぼって2年以内（又は3年）の各営業年度における完工高を算定基礎とすることができる。

- ① 配偶者又は二親等以内の建設業者（個人に限る）から建設業の主たる部分を承継した場合
- ② 被承継人が建設業を廃業すること
- ③ 被承継人の営業年度と承継人の営業年度が連続すること
- ④ 承継人が被承継人の業務を補佐した経験を有すること

Q 1 1 個人事業者として営業してきたが、今度会社を立ち上げた。この場合個人時代の実績を完工高に計上することはできるか。

A 1 1 次の要件を満たす場合は、当期営業年度開始日からさかのぼって2年以内（又は3年）の各営業年度における完工高を算定基礎とすることができる。

- ① 個人時代の建設業を廃業すること
- ② 個人事業主であった者が50%以上出資し、設立した法人であること
- ③ 営業年度が連続すること
- ④ 個人事業主であった者が代表権を有する役員であること

Q 1 2 営業を譲り受けるかたちで企業合併をした。消滅した業者の実績を完工高に計上することはできるか。

A 1 2 合併時経審を受審することで、当期営業年度からさかのぼって2年以内に合併の沿革を有する者（吸収合併においては存続会社、新設合併においては合併に伴い設立された会社をいう）又は建設業を譲り受けた者は、当期営業年度開始日の直前2年（又は3年）の各営業年度における完工高の合計額に当該吸収合併により消滅した建設業者の完工高を含めることができる。

Q 1 3 災害発生時の緊急連絡網、防災訓練の案内文等をもって防災協定の確認資料とすることはできるか。

A 1 3 防災協定の確認資料としては、自治体等と直接防災協定を締結している場合は、自治体との協定書の写しを送付（提示）する。協会や協同組合等の建設業団体が自治体等と防災協定を締結しており、その構成員として災害時の防災活動を担う場合は、当該団体が発行する、“防災活動に一定の役割を果たすことを証する証明書”を送付（持参）する。緊急連絡網等では、協定締結の当事者が誰か判別できず、確認資料としては認めない。

Q 1 4 防災協定を締結するにはどうしたらよいのか。

A 1 4 防災協定は、各自治体等が防災対策上の必要性・実効性を判断した上で締結されるものであるから、各自治体等の防災担当部署に確認すること。

Q 1 5 制度改正により技術者が1人2業種までになってしまった関係で技術者が配置できない業種があるが、その業種で経審を受けることはできるか。

A 1 5 技術者が0人でも経審を受けることは可能。

また、1人2業種の制限は、経営事項審査の評価上だけであり、建設業許可の専任技術者や現場の配置技術者については、従来どおり1人の技術者が複数の資格を持っていれば、複数の業種の技術者になることができる。

Q16 経理処理の適正を確認した旨の書類を、決算の書類作成を依頼している外部の会計事務所の会計士や税理士事務所の税理士等に頼んで作成してもらっても加点されるのか。

A16 経理処理の適正を確認した旨の書類は、会社の従業員（常勤）で公認会計士、会計士補、税理士及びこれらとなる資格を有する者もしくは1級登録経理試験に合格した者が署名を付したものでなければならない。

したがって、外部の会計士や税理士に頼んで作成しても加点の対象にはならない。

Q17 建設工事と見なさないものにはどんなものがあるか。

A17 資材や機械の販売、運搬、除草・草刈り、保守・管理などは兼業売上に計上する。

※保守・管理（現状を維持するために必要な役務（点検や部品の交換等））業務は、委託契約をしている場合が多い。

Q18 前年度の経審時に一式工事（土木一式工事及び建築一式工事）に含めていた業種について、今回は分けて受審する場合、前年度の完工高の取扱いはどのようにすればよいか。

なお、前年度の一式工事の完工高は変更したくない。

A18 前年度に一式工事に含めていた業種の完工高については、一式工事の完工高から今回受審しようとする業種の完工高を差し引いて、それぞれに計上すること。

なお、今回分けて受審する場合、一式工事の完工高は変更（減額）になる。

Q19 前年度には受審しなかったため、完工高を「その他工事」に計上した業種について、今回、新たにその業種で受審する場合、前年度の完工高の取扱いはどうすべきか。

A19 今回、新たに審査対象とする業種の完工高については、「その他工事」から差し引いて、審査対象とする業種それぞれに計上すること。

Q20 翌年以降に終了する工事について、当期中に80%の入金があったため、進行基準を用いて当期の決算時に契約額の80%を完成工事高として計上してよいか。

A20 計上できない。工事進行基準は原価ベースによる出来高（原価比例法）で完成工事高を計上するので、「入金割合により完成工事高を計上する、のは誤りとなる。

経営規模等評価結果通知書

許可令和 年 月 日 号 日
 審査基準日 許可令和 年 月 日 号 日
 電話本番 番号 号 額
 完成工事高/売上高入 (%)
 行政記号

表中のX1, X2, Y, Z, Wの各評点を総合評点Pの算出式に代入して計算した結果を表示します。

許可業種の全部を特定・一般の別に表示します。

業種別の完成工事高を評価テーブルに当てはめて求めた数値を表示します。

業種別に算出した技術職員の数値と元請完成工事高を各評価テーブルに当てはめて求めた数値を表示します。

経営状況分析の結果を表示します。
 技術職員の合計は、純計で表示されます。

決算書の内容を表示します。

経営規模等評価の結果を通知します。総合評定値

自己資本額と利益額の各点数を評価テーブルに当てはめて求めた数値を表示します。

印

| | | |
|------------------------------|-------------------------|----|
| 自己資本額及び利益額 (X ₁) | 自己資本額 (X ₂) | 点数 |
| 自己資本額 | 利益額 | |
| 評点 | 評点 | |

| | | |
|-------------------------|-----|----|
| その他の審査項目 (社会性等) | 数値等 | 点数 |
| 雇用保険加入の有無 | | |
| 健康保険加入の有無 | | |
| 厚生年金加入の有無 | | |
| 建設業退職金共済制度加入の有無 | | |
| 退職一時金制度加入の有無 | | |
| 法定外労働災害補償制度加入の有無 | | |
| 労働福祉の状況 | | ① |
| 営業者年数 | | 年 |
| 民事再生法又は会社更生法の適用の有無 | | |
| 建設業の営業継続の状況 | | ② |
| 防災協定の締結の有無 | | |
| 防災活動への貢献の状況 | | ③ |
| 営業停止処分の有無 | | |
| 指令処分の有無 | | |
| 法令遵守の状況 | | ④ |
| 監査の受審状況 | | |
| 公会計士士等の数の状況 | | |
| 二級登録経理試験合格者の数の状況 | | ⑤ |
| 建設業の開業状況 | | |
| 研究開発の状況 | | ⑥ |
| 建設機械の所有及びリースの状況 | | ⑦ |
| 建設機械の保有状況 | | |
| ISO9001の登録の有無 | | |
| ISO14001の登録の有無 | | |
| 国際標準化機構が定めた規格による登録の状況 | | ⑧ |
| 若手技術職員の継続的な育成及び確保の状況 | | |
| 新規若年技術職員の育成及び確保の状況 | | |
| 若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況 | | ⑨ |
| C P D 単位数 | 取得数 | 単位 |
| 技術者数 | | 人 |
| 技術士数 | | 人 |
| 技師数 | | 人 |
| 技師対象者数 | | 人 |
| 技師及び技師対象者組の状況 | | ⑩ |

①～⑨の合計点数に10×190/200を乗じた数値を表示します。

| 許可区分 | 建設工事の種類 | 総合評定値 (P) | 完成工事高 | | 元請完成工事高 (X ₁) | 元請完成工事高 (Z) | 技術職員数 | |
|-------|-----------------|-----------|-------|-------------|---------------------------|-------------|-------|-----|
| | | | 年平均 | 元請完成工事高 (Z) | | | 二級 | その他 |
| 土木一式 | プレキャストコンクリート構造物 | | | | | | | |
| 建築一式 | 大工 | | | | | | | |
| 左官 | とび・土工・コンクリート | | | | | | | |
| 法面処理工 | 屋 | | | | | | | |
| 電気 | 管 | | | | | | | |
| | タイル・ねんが・ブロック | | | | | | | |
| | 鋼構造物 | | | | | | | |
| | 鋼橋 | | | | | | | |
| | 鉄筋 | | | | | | | |
| | 舗装 | | | | | | | |
| | しゅんせつ | | | | | | | |
| | 板金 | | | | | | | |
| | ガラス | | | | | | | |
| | 塗装 | | | | | | | |
| | 防水 | | | | | | | |
| | 内装仕上 | | | | | | | |
| | 機械器具設置 | | | | | | | |
| | 熱絶縁 | | | | | | | |
| | 電気通信 | | | | | | | |
| | 造園 | | | | | | | |
| | さく井 | | | | | | | |
| | 水道施設 | | | | | | | |
| | 消防施設 | | | | | | | |
| | 消掃施設 | | | | | | | |
| | 解体 | | | | | | | |
| その他 | | | | | | | | |
| 合計 | | | | | | | | |

| 科目 | 決算 | | 経営状況 | | 決算 | | 経営状況 | |
|----------|-----|----|------|-----|------|------|------|------|
| | 売上高 | 利益 | 純支戻 | 負債回 | 自己資本 | 自己資本 | 自己資本 | 自己資本 |
| 固定資産 | | | | | | | | |
| 流動資産 | | | | | | | | |
| 固定負債 | | | | | | | | |
| 流動負債 | | | | | | | | |
| 自己資本 | | | | | | | | |
| 総資本 (当期) | | | | | | | | |
| 総資本 (前期) | | | | | | | | |

[金額単位：千円]

1 2 経営事項審査改正に伴う留意事項について

1 令和3年4月1日からの経営事項審査改正について

(1) 技術職員数（Z）に係る改正

主任技術者となる資格を有し、一級技士補である「監理技術者補佐」が新設され、主任技術者相当の者より上位であり、監理技術者相当の者より下位のレベルと評価し、4点の評点を付与する。

(2) 労働福祉の状況（W）に係る改正

従来の法定労災の上乗せとして、任意の補償制度に加入している場合に加え、中小企業等協同組合法に基づき共済事業を営む者との間の契約についても加点する。

(3) 建設業の経理の状況（W）に係る改正

企業会計基準の変化に対応するため、継続的な研修の受講等によって最新の会計情報等に関する知識を習得することが重要になってきていることを踏まえ、公認会計士等数の算出にあたって算入できる者を以下のとおり改正する。

| | 従来 | 改正後 |
|---|---|--|
| イ | ・ 公認会計士となる資格を有する者 (公認会計士となるための登録を受けていることを要しない) | ・ 公認会計士であって、公認会計士法第 28 条の規定による研修を受講した者 (公認会計士として登録されていることが前提) |
| | ・ 税理士となる資格を有する者 (税理士となるための登録を受けていることを要しない) | ・ 税理士であって、所属税理士会が認定する研修を受講した者 (税理士として登録されていることが前提) |
| | ・ 1 級登録経理試験に合格した者 (一度合格すれば、以降継続して経審で評価) | ・ 1 級登録経理試験に合格した年度の翌年度の開始の日から 5 年経過していない者 ・ 1 級登録経理講習を受講した年度の翌年度の開始の日から 5 年経過していない者 |
| ロ | ・ 2 級登録経理試験に合格した者 (一度合格すれば、以降継続して経審で評価) | ・ 2 級登録経理試験に合格した年度の翌年度の開始の日から 5 年経過していない者 ・ 2 級登録経理講習を受講した年度の翌年度の開始の日から 5 年経過していない者 |

※公認会計士等数 = (イの人数 × 1.0) + (ロの人数 × 0.4)

(4) 知識及び技術又は技能の向上に関する建設工事に従事する者の取組の状況（W）に係る改正

改正建設業法において、建設工事に従事する者は、建設工事を適正に実施するために必要な知識及び技術又は技能の向上に努めなければならないこととされているところ、継続的な教育意欲を促進させていく観点から、建設業者による技術者及び技能者の技術又は技能の向上の取組の状況を評価することとした。技術者に関する評価については、建設業者に所属する技術者が、審査基準日以前1年間に取得したCPD単位の平均値により評価する。技能者に関する評価については、建設業者に所属する技能者のうち、認定能力評価基準により受けた評価が審査基準日以前3年間に1以上向上（レベル1からレベル2等）した者の割合により評価する。

評点については、以下の算式により算出される数値をもって審査する。

$$\left(\frac{\text{技術者数}}{\text{技術者数} + \text{技能者数}} \times \frac{\text{CPD単位取得数}}{\text{技術者数}} \right) + \left(\frac{\text{技能者数}}{\text{技術者数} + \text{技能者数}} \times \frac{\text{技能レベル向上者数}}{\text{技能者数} - \text{控除対象者数}} \right)$$

W10 の評点は、上記の算式によって算出される数値を、下記の表にあてはめて審査する。

| 知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況 | 評点 |
|------------------------|----|
| 10 | 10 |
| 9 以上 10 未満 | 9 |
| 8 以上 9 未満 | 8 |
| 7 以上 8 未満 | 7 |
| 6 以上 7 未満 | 6 |
| 5 以上 6 未満 | 5 |
| 4 以上 5 未満 | 4 |
| 3 以上 4 未満 | 3 |
| 2 以上 3 未満 | 2 |
| 1 以上 2 未満 | 1 |
| 1 未満 | 0 |

2 令和2年4月1日からの経営事項審査改正について

CCUS（キャリアアップシステム）において以下のレベルを取得したものを技術職員数（Z1）の技術職員区分・資格に追加し、所要の評点を付与する。

- (1) 国土交通大臣が認定した建設技能者の能力評価基準によりレベル4と判定された者について、「登録基幹技能者」同等のレベルとして評価し、3点の評点を付与する。
- (2) 国土交通大臣が認定した建設技能者の能力評価基準によりレベル3と判定された者について、「技能士1級」同等のレベルとして評価し、2点の評点を付与する。

なお、認定能力評価基準により技能や経験を評価された技能者を技術職員名簿に記載する際コードは次のとおり。

レベル3技能者＝ 703 レベル4技能者＝ 704

3 平成30年4月1日からの経営事項審査改正について

- (1) W点のボトムの撤廃（社会保険未加入企業等への減点措置の厳格化）
現行制度、「社会性等（W）の評点が0に満たない場合は0とみなす」とされているところ、これを0とみなさず（ボトムを撤廃し）、マイナス値であっても合計値のまま計算する。
- (2) 防災活動への貢献状況の加点幅の拡大
現行制度上は、「防災協定を締結している場合に15点の加点評価」とされているところ、「防災協定を締結している場合に20点の加点評価」（+5点）と改める。
- (3) 建設機械の保有状況の加点方法の見直し
 - ① 現行制度上は1台につき加点1点のところ、加点テーブルを下記のとおり見直し、少ない台数でも建設機械を保有する企業を高く評価する（最大15点は現行と変わらず）

| | | | | | | | | | | | | | | | |
|----|---|---|---|---|---|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| 台数 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 |
| 点数 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 12 | 13 | 13 | 14 | 14 | 15 | 15 |

② 営業用の大型ダンプ車のうち、主として建設業の用途に使用するものを評価対象とする。

なお、対象車両については、車検証備考欄の表示番号の後に「(建)」と記載されていることが必要。

4 解体工事に関する留意事項について（平成28年6月1日から）

(1) 改正概要

これまで、とび・土工工事業として行われてきた解体工事について、建設業の許可に係る業種区分として、新たに解体工事業が設けられた（平成26年6月公布、平成28年6月施行の建設業法改正）。

これに伴い、平成28年6月以降、**解体工事業に係る経営事項審査が新設**された。

(2) 経過措置について

解体工事業の技術者に関する経過措置は令和3年6月30日をもって終了した。

(3) 様式の改正について

様式の改正内容は、下記のとおり。

| 様式番号 | 書類名 | 改正内容 |
|--------------|---|--|
| 様式第25号の11 | 経営規模等評価申請書 経営規模等評価再審査申立書 総合評定値請求書 | <ul style="list-style-type: none"> ・項番7に法人番号の欄を追加(H28.11～) ・項番15、16に解体工事業の欄を追加。 ・記載要領の改正。 |
| 様式第25号の11別紙2 | 技術職員名簿 | <ul style="list-style-type: none"> ・記載要領の改正。 |

13 総合評定値(P)の計算方法

1. X1(完成工事高)

■許可を受けた建設業に係る建設工事の種類別年間平均完成工事高の評点

▼X1の評点は、許可を受けた建設業の種類毎の直前2年又は直前3年の年間平均完成工事高を以下のテーブル表に当てはめて求める。
 ▼ただし、建設業の種類毎に直前2年又は直前3年の年間平均完成工事高を選択することはできず、すべて同一の方法によらなければならない。

●工事種類別年間平均完成工事高評点(X1)

業種ごとに年間平均完成工事高(少数点第1位四捨五入)を求め、それらを用いて下の表からX1を求める。

| 区分 | 許可を受けた建設業に係る建設工事の種類別年間平均完成工事高 | 評点 | |
|------|-------------------------------|--|--------------------------------------|
| (1) | 1,000億円以上 | 2,309 | |
| (2) | 800億円以上 | 114 × (年間平均完成工事高) ÷ 20,000,000 + 1,739 | |
| (3) | 600億円以上 | 101 × (年間平均完成工事高) ÷ 20,000,000 + 1,791 | |
| (4) | 500億円以上 | 88 × (年間平均完成工事高) ÷ 10,000,000 + 1,566 | |
| (5) | 400億円以上 | 89 × (年間平均完成工事高) ÷ 10,000,000 + 1,561 | |
| (6) | 300億円以上 | 89 × (年間平均完成工事高) ÷ 10,000,000 + 1,561 | |
| (7) | 250億円以上 | 300億円未満 | 75 × (年間平均完成工事高) ÷ 5,000,000 + 1,378 |
| (8) | 200億円以上 | 250億円未満 | 76 × (年間平均完成工事高) ÷ 5,000,000 + 1,373 |
| (9) | 150億円以上 | 200億円未満 | 76 × (年間平均完成工事高) ÷ 5,000,000 + 1,373 |
| (10) | 120億円以上 | 150億円未満 | 64 × (年間平均完成工事高) ÷ 3,000,000 + 1,281 |
| (11) | 100億円以上 | 120億円未満 | 62 × (年間平均完成工事高) ÷ 2,000,000 + 1,165 |
| (12) | 80億円以上 | 100億円未満 | 64 × (年間平均完成工事高) ÷ 2,000,000 + 1,155 |
| (13) | 60億円以上 | 80億円未満 | 50 × (年間平均完成工事高) ÷ 2,000,000 + 1,211 |
| (14) | 50億円以上 | 60億円未満 | 51 × (年間平均完成工事高) ÷ 1,000,000 + 1,055 |
| (15) | 40億円以上 | 50億円未満 | 51 × (年間平均完成工事高) ÷ 1,000,000 + 1,055 |
| (16) | 30億円以上 | 40億円未満 | 50 × (年間平均完成工事高) ÷ 1,000,000 + 1,059 |
| (17) | 25億円以上 | 30億円未満 | 51 × (年間平均完成工事高) ÷ 800,000 + 903 |
| (18) | 20億円以上 | 25億円未満 | 39 × (年間平均完成工事高) ÷ 800,000 + 975 |
| (19) | 15億円以上 | 20億円未満 | 36 × (年間平均完成工事高) ÷ 900,000 + 975 |
| (20) | 12億円以上 | 15億円未満 | 38 × (年間平均完成工事高) ÷ 900,000 + 893 |
| (21) | 10億円以上 | 12億円未満 | 39 × (年間平均完成工事高) ÷ 700,000 + 811 |
| (22) | 8億円以上 | 10億円未満 | 38 × (年間平均完成工事高) ÷ 200,000 + 816 |
| (23) | 6億円以上 | 8億円未満 | 25 × (年間平均完成工事高) ÷ 200,000 + 868 |
| (24) | 5億円以上 | 6億円未満 | 25 × (年間平均完成工事高) ÷ 100,000 + 793 |
| (25) | 4億円以上 | 5億円未満 | 34 × (年間平均完成工事高) ÷ 100,000 + 748 |
| (26) | 3億円以上 | 4億円未満 | 42 × (年間平均完成工事高) ÷ 100,000 + 716 |
| (27) | 2億5,000万円以上 | 3億円未満 | 24 × (年間平均完成工事高) ÷ 50,000 + 698 |
| (28) | 2億円以上 | 2億5,000万円未満 | 28 × (年間平均完成工事高) ÷ 50,000 + 678 |
| (29) | 1億5,000万円以上 | 2億円未満 | 34 × (年間平均完成工事高) ÷ 50,000 + 654 |
| (30) | 1億2,000万円以上 | 1億5,000万円未満 | 26 × (年間平均完成工事高) ÷ 30,000 + 626 |
| (31) | 1億円以上 | 1億2,000万円未満 | 19 × (年間平均完成工事高) ÷ 20,000 + 616 |
| (32) | 8,000万円以上 | 1億円未満 | 22 × (年間平均完成工事高) ÷ 20,000 + 601 |
| (33) | 6,000万円以上 | 8,000万円未満 | 28 × (年間平均完成工事高) ÷ 20,000 + 577 |
| (34) | 5,000万円以上 | 6,000万円未満 | 16 × (年間平均完成工事高) ÷ 10,000 + 565 |
| (35) | 4,000万円以上 | 5,000万円未満 | 19 × (年間平均完成工事高) ÷ 10,000 + 550 |
| (36) | 3,000万円以上 | 4,000万円未満 | 24 × (年間平均完成工事高) ÷ 10,000 + 530 |
| (37) | 2,500万円以上 | 3,000万円未満 | 13 × (年間平均完成工事高) ÷ 5,000 + 524 |
| (38) | 2,000万円以上 | 2,500万円未満 | 16 × (年間平均完成工事高) ÷ 5,000 + 509 |
| (39) | 1,500万円以上 | 2,000万円未満 | 20 × (年間平均完成工事高) ÷ 5,000 + 493 |
| (40) | 1,200万円以上 | 1,500万円未満 | 14 × (年間平均完成工事高) ÷ 3,000 + 483 |
| (41) | 1,000万円以上 | 1,200万円未満 | 11 × (年間平均完成工事高) ÷ 2,000 + 473 |
| (42) | 1,000万円未満 | 1,000万円未満 | 131 × (年間平均完成工事高) ÷ 10,000 + 397 |

注) 評点に小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。

総合評定値(P)の算出:

$$\text{総合評定値(P)} = 0.25(X1) + 0.15(X2) + 0.2(Y) + 0.25(Z) + 0.15(W)$$

(小数点以下の端数がある場合は、これを四捨五入する。)

【新経営の審査項目】

| 項目区分 | 審査項目 | 評点幅 | ウエイト |
|----------------|---|---------------|------|
| 経営規模 | X1 完成工事高(許可業種別) | 397 ~ 2,309 | 0.25 |
| | X2 自己資本額 利払前引前償却前利益 | 454 ~ 2,280 | 0.15 |
| 経営状況 | Y 自己資本比率 負債回転期間 総資本売上総利益率 売上高経常利益率 自己資本対固定資産比率 自己資本比率 営業キャッシュ・フロー 利益剰余金 | 0 ~ 1,595 | 0.2 |
| | Z 技術職員数(許可業種別) 元請完成工事高(許可業種別) | 456 ~ 2,441 | 0.25 |
| その他の審査項目(社会性等) | W 労働福祉の状況 建設業の営業継続の状況 防災活動への貢献の状況 法令遵守の状況 建設業の経営の状況 研究開発の状況 建設機械の保有状況 国際標準化機構が定めた規格による登録の状況 若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況 | -1995 ~ 1,966 | 0.15 |
| | P $0.25 X1 + 0.15 X2 + 0.2 Y + 0.25 Z + 0.15 W$ | -18 ~ 2,143 | - |

2. X2(自己資本額及び利益額)

■自己資本額及び平均利益額に係る評点

▼X₂の評点は、自己資本額の点数(X₂₁)及び平均利益額の点数(X₂₂)の合計点数を2で除した数値(小数点以下切り捨て)として求める。

計算式:

$$X_2 \text{評点} = \{ \text{自己資本額の点数}(X_{21}) + \text{平均利益額の点数}(X_{22}) \} \div 2$$

注) 評点に小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。

2. -(1) X21(自己資本額)

■自己資本額及び平均利益額に係る評点

(1)自己資本額(X₂₁)

▼自己資本額の点数(X₂₁)は、自己資本の額(＝純資産合計の額)又は平均自己資本額(2期平均)を以下のテーブル表に当てはめて求める。

▼ただし、自己資本の額が0円に満たない場合は0円とみなす。

| 区分 | 自己資本の額又は平均自己資本額 | 点数 |
|------|-----------------|-----------------------------|
| (1) | 3,000億円以上 | 2114 |
| (2) | 2,500億円以上 | 63×(自己資本額)÷50,000,000+1,736 |
| (3) | 2,000億円以上 | 73×(自己資本額)÷50,000,000+1,686 |
| (4) | 1,500億円以上 | 91×(自己資本額)÷50,000,000+1,614 |
| (5) | 1,200億円以上 | 66×(自己資本額)÷30,000,000+1,557 |
| (6) | 1,000億円以上 | 53×(自己資本額)÷20,000,000+1,503 |
| (7) | 800億円以上 | 61×(自己資本額)÷20,000,000+1,463 |
| (8) | 600億円以上 | 75×(自己資本額)÷20,000,000+1,407 |
| (9) | 500億円以上 | 46×(自己資本額)÷10,000,000+1,356 |
| (10) | 400億円以上 | 53×(自己資本額)÷10,000,000+1,321 |
| (11) | 300億円以上 | 66×(自己資本額)÷10,000,000+1,269 |
| (12) | 250億円以上 | 39×(自己資本額)÷5,000,000+1,233 |
| (13) | 200億円以上 | 47×(自己資本額)÷5,000,000+1,193 |
| (14) | 150億円以上 | 57×(自己資本額)÷5,000,000+1,153 |
| (15) | 120億円以上 | 42×(自己資本額)÷3,000,000+1,114 |
| (16) | 100億円以上 | 33×(自己資本額)÷2,000,000+1,084 |
| (17) | 80億円以上 | 39×(自己資本額)÷2,000,000+1,054 |
| (18) | 60億円以上 | 47×(自己資本額)÷2,000,000+1,022 |
| (19) | 50億円以上 | 29×(自己資本額)÷1,000,000+989 |
| (20) | 40億円以上 | 34×(自己資本額)÷1,000,000+964 |
| (21) | 30億円以上 | 41×(自己資本額)÷1,000,000+936 |
| (22) | 25億円以上 | 25×(自己資本額)÷500,000+909 |
| (23) | 20億円以上 | 29×(自己資本額)÷500,000+889 |
| (24) | 15億円以上 | 36×(自己資本額)÷500,000+861 |
| (25) | 12億円以上 | 27×(自己資本額)÷300,000+834 |
| (26) | 10億円以上 | 21×(自己資本額)÷200,000+816 |
| (27) | 8億円以上 | 24×(自己資本額)÷200,000+801 |
| (28) | 6億円以上 | 30×(自己資本額)÷200,000+777 |
| (29) | 5億円以上 | 18×(自己資本額)÷100,000+759 |
| (30) | 4億円以上 | 21×(自己資本額)÷100,000+744 |
| (31) | 3億円以上 | 27×(自己資本額)÷100,000+720 |
| (32) | 2億5,000万円以上 | 15×(自己資本額)÷50,000+711 |
| (33) | 2億円以上 | 19×(自己資本額)÷50,000+691 |
| (34) | 1億5,000万円以上 | 23×(自己資本額)÷50,000+675 |
| (35) | 1億2,000万円以上 | 16×(自己資本額)÷30,000+664 |
| (36) | 1億円以上 | 13×(自己資本額)÷20,000+650 |
| (37) | 8,000万円以上 | 16×(自己資本額)÷20,000+635 |
| (38) | 6,000万円以上 | 19×(自己資本額)÷20,000+623 |
| (39) | 5,000万円以上 | 11×(自己資本額)÷10,000+614 |
| (40) | 4,000万円以上 | 14×(自己資本額)÷10,000+599 |
| (41) | 3,000万円以上 | 16×(自己資本額)÷10,000+591 |
| (42) | 2,500万円以上 | 10×(自己資本額)÷5,000+579 |
| (43) | 2,000万円以上 | 12×(自己資本額)÷5,000+569 |
| (44) | 1,500万円以上 | 14×(自己資本額)÷5,000+561 |
| (45) | 1,200万円以上 | 11×(自己資本額)÷3,000+548 |
| (46) | 1,000万円以上 | 8×(自己資本額)÷2,000+544 |
| (47) | 1,000万円未満 | 223×(自己資本額)÷10,000+361 |

注) 点数に小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。

2.-(2) X22(利益額)

■自己資本額及び平均利益額に係る評価

(2) 平均利益額(X22)

▼平均利益額の点数(X22)は、利払前税引前償却前利益(営業利益+減価償却実施額)の2年平均の額を以下のテーブル表に当てはめて求める。
▼ただし、利払前税引前償却前利益の平均の額が0円に満たない場合は、0円とみなす。

| 区分 | 平均利益額 | 点数 |
|------|-------------|---|
| (1) | 300億円以上 | 2447 |
| (2) | 250億円以上 | 300億円未満 $134 \times (\text{平均利益額}) \div 5,000,000 + 1,643$ |
| (3) | 200億円以上 | 250億円未満 $151 \times (\text{平均利益額}) \div 5,000,000 + 1,558$ |
| (4) | 150億円以上 | 200億円未満 $175 \times (\text{平均利益額}) \div 5,000,000 + 1,462$ |
| (5) | 120億円以上 | 150億円未満 $123 \times (\text{平均利益額}) \div 3,000,000 + 1,372$ |
| (6) | 100億円以上 | 120億円未満 $93 \times (\text{平均利益額}) \div 2,000,000 + 1,306$ |
| (7) | 80億円以上 | 100億円未満 $104 \times (\text{平均利益額}) \div 2,000,000 + 1,251$ |
| (8) | 60億円以上 | 80億円未満 $122 \times (\text{平均利益額}) \div 2,000,000 + 1,179$ |
| (9) | 50億円以上 | 60億円未満 $70 \times (\text{平均利益額}) \div 1,000,000 + 1,125$ |
| (10) | 40億円以上 | 50億円未満 $79 \times (\text{平均利益額}) \div 1,000,000 + 1,080$ |
| (11) | 30億円以上 | 40億円未満 $92 \times (\text{平均利益額}) \div 1,000,000 + 1,028$ |
| (12) | 25億円以上 | 30億円未満 $64 \times (\text{平均利益額}) \div 500,000 + 980$ |
| (13) | 20億円以上 | 25億円未満 $60 \times (\text{平均利益額}) \div 500,000 + 950$ |
| (14) | 15億円以上 | 20億円未満 $70 \times (\text{平均利益額}) \div 500,000 + 910$ |
| (15) | 12億円以上 | 15億円未満 $48 \times (\text{平均利益額}) \div 300,000 + 880$ |
| (16) | 10億円以上 | 12億円未満 $37 \times (\text{平均利益額}) \div 200,000 + 850$ |
| (17) | 8億円以上 | 10億円未満 $42 \times (\text{平均利益額}) \div 200,000 + 825$ |
| (18) | 6億円以上 | 8億円未満 $48 \times (\text{平均利益額}) \div 200,000 + 801$ |
| (19) | 5億円以上 | 6億円未満 $28 \times (\text{平均利益額}) \div 100,000 + 777$ |
| (20) | 4億円以上 | 5億円未満 $32 \times (\text{平均利益額}) \div 100,000 + 757$ |
| (21) | 3億円以上 | 4億円未満 $37 \times (\text{平均利益額}) \div 100,000 + 737$ |
| (22) | 2億5,000万円以上 | 3億円未満 $21 \times (\text{平均利益額}) \div 50,000 + 722$ |
| (23) | 2億円以上 | 2億5,000万円未満 $24 \times (\text{平均利益額}) \div 50,000 + 707$ |
| (24) | 1億5,000万円以上 | 2億円未満 $27 \times (\text{平均利益額}) \div 50,000 + 695$ |
| (25) | 1億2,000万円以上 | 1億5,000万円未満 $20 \times (\text{平均利益額}) \div 30,000 + 676$ |
| (26) | 1億円以上 | 1億2,000万円未満 $15 \times (\text{平均利益額}) \div 20,000 + 666$ |
| (27) | 8,000万円以上 | 1億円未満 $16 \times (\text{平均利益額}) \div 20,000 + 661$ |
| (28) | 6,000万円以上 | 8,000万円未満 $19 \times (\text{平均利益額}) \div 20,000 + 649$ |
| (29) | 5,000万円以上 | 6,000万円未満 $12 \times (\text{平均利益額}) \div 10,000 + 634$ |
| (30) | 4,000万円以上 | 5,000万円未満 $12 \times (\text{平均利益額}) \div 10,000 + 634$ |
| (31) | 3,000万円以上 | 4,000万円未満 $15 \times (\text{平均利益額}) \div 10,000 + 622$ |
| (32) | 2,500万円以上 | 3,000万円未満 $8 \times (\text{平均利益額}) \div 5,000 + 619$ |
| (33) | 2,000万円以上 | 2,500万円未満 $10 \times (\text{平均利益額}) \div 5,000 + 609$ |
| (34) | 1,500万円以上 | 2,000万円未満 $11 \times (\text{平均利益額}) \div 5,000 + 605$ |
| (35) | 1,000万円以上 | 1,500万円未満 $7 \times (\text{平均利益額}) \div 3,000 + 603$ |
| (36) | 1,000万円以上 | 1,000万円未満 $6 \times (\text{平均利益額}) \div 2,000 + 595$ |
| (37) | 1,000万円未満 | 1,000万円未満 $78 \times (\text{平均利益額}) \div 10,000 + 547$ |

注) 点数に小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。

3. Y(経営状況分析)

■経営状況の評価

▼Yの評点は、以下の経営状況分析の8指標の数値をもとに『経営状況点数(A)』の算式によって算出した点数を『経営状況の評点(Y)』の算式に当てはめて求める。

経営状況分析の8指標

| 属性 | 記号 | 経営状況分析の指標 ()内はY評点への重み | 算出式 | 上限値 | 下限値 |
|-------------|----|---------------------------|---|-------------|-------------|
| 負債 抵抗力 | X1 | 純支払利息比率 (29.9%) | $\times 100$ | 5.1% | -0.3% |
| | X2 | 負債回転期間 (11.4%) | $(\text{流動負債} + \text{固定負債}) / (\text{売上高} \div 12)$ | 18.0 ヶ月 | 0.9 ヶ月 |
| | X3 | 総資本売上総利益率 (21.4%) | $\text{売上総利益} \div \text{総資本} (2\text{年平均}) \times 100$ | 63.6% | 6.5% |
| 収益性 ・効率性 | X4 | 売上高経常利益率 (5.7%) | $\text{経常利益} / \text{売上高} \times 100$ | 5.1% | -8.5% |
| | X5 | 自己資本対固定資産比率 (6.8%) | $\text{自己資本} / \text{固定資産} \times 100$ | 350.0% | -76.5% |
| 財務 健全性 | X6 | 自己資本比率 (14.6%) | $\text{自己資本} / \text{総資本} \times 100$ | 68.5% | -68.6% |
| | X7 | 営業キャッシュ・フロー (5.7%) | $\text{営業キャッシュ・フロー} / 1\text{億} \times (2\text{年平均})$ | 15.0 億円 | -10.0 億円 |
| 絶対的 力量 | X8 | 利益剰余金 (4.4%) | $\text{利益剰余金} / 1\text{億}$ | 100.0 億円 | -3.0 億円 |

注) ・X1及びX2については、数値が小さいほど評点に対してプラスの影響を及ぼす指標。

・X3については、総資本を2年平均とし、さらにその平均の額が3000万円未満の場合は3000万円とみなして計算する。また、個人の場合は、売上総利益を完成工事総利益と読み替える。

・X4については、個人の場合は、経常利益を事業主利益と読み替える。

・X7については、営業キャッシュ・フローの額を1億で除した数値の2年平均とする。

【営業キャッシュ・フローの計算】

営業キャッシュ・フロー = 経常利益 + 減価償却実施額 - 法人税、住民税及び事業税 + 引当金(貸倒引当金)増減額 + 売却債権(受取手形 + 完成工事未収入金)増減額 + 仕入債権(支払手形 + 工事未払金)増減額 + 棚卸資産(未成工事支出金 + 材料貯蔵品)増減額 + 受入金(未成工事受入金)増減額

・X8については、個人の場合は、利益剰余金を純資産合計と読み替える。

・X1~X8の数値について、小数点以下3位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。

$$\text{経営状況点数(A)} = -0.4650 \times X1 - 0.0508 \times X2 + 0.0264 \times X3 + 0.0277 \times X4 + 0.0011 \times X5 + 0.0089 \times X6 + 0.0818 \times X7 + 0.0172 \times X8 + 0.1906$$

※小数点以下2位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。

$$\text{経営状況の評点(Y)} = 167.3 \times A + 583 \quad (\text{最高点1595点, 最低点0点})$$

※小数点以下の端数があるときは、これを四捨五入する。

4. Z(技術職員数及び元請完成工事高)

■許可を受けた建設業の種類別の技術職員の数及び許可を受けた建設業に係る建設工事の種類別年間平均元請完成工事高の算出

▼Zの評点は、技術職員の数の点数(Z1)に5分の4を乗じたものと元請完成工事高の点数(Z2)に5分の1を乗じたものの合計(小数点以下切り捨て)として求める。

計算式:

$$Z\text{評点} = \{ \text{技術職員の数の点数}(Z1) \times 0.8 \} + \{ \text{元請完成工事高の点数}(Z2) \times 0.2 \}$$

注) 評点に小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。

4. -(1) Z1(技術職員数)

■許可を受けた建設業の種類別の技術職員の数及び許可を受けた建設業に係る建設工事の種類別年間平均元請完成工事高の算出

(1)技術職員の数(Z1)

▼技術職員の数の点数(Z1)は、許可を受けた建設業の種類毎に次の算式により「技術職員数値」を算出し、当該数値を以下のテーブル表に当てはめて求める。

$$\text{技術職員数値} = \frac{\text{1級監理受講者数} \times 6 + \text{1級技術者数} \times 5 + \text{基幹技能者数} \times 3 + \text{2級技術者数} \times 2}{\text{2級技術者数} \times 2 + \text{その他技術者数} \times 1}$$

※1級監理受講者とは、1級技術者であって、かつ、監理技術者資格者証の交付をうけているもの(ただし、直前5年以内に講習を受講したものに限り)。

※Z1の点数計算は、1級監理受講者数でカウントしたものについて、1級技術者数には重複カウントしない

※基幹技能者は、登録基幹技能講習を修了したもの。

▼ただし、1人の職員につき技術職員として申請できるのは、2業種まで。

| 区分 | 技術職員数値 | 点数 |
|------|----------|---|
| (1) | 15,500以上 | 2335 |
| (2) | 11,930以上 | 15,500未満 $62 \times (\text{技術職員数値}) \div 3,570 + 2,065$ |
| (3) | 9,180以上 | 11,930未満 $63 \times (\text{技術職員数値}) \div 2,750 + 1,998$ |
| (4) | 7,060以上 | 9,180未満 $62 \times (\text{技術職員数値}) \div 2,120 + 1,939$ |
| (5) | 5,430以上 | 7,060未満 $62 \times (\text{技術職員数値}) \div 1,630 + 1,876$ |
| (6) | 4,180以上 | 5,430未満 $63 \times (\text{技術職員数値}) \div 1,250 + 1,808$ |
| (7) | 3,210以上 | 4,180未満 $63 \times (\text{技術職員数値}) \div 970 + 1,747$ |
| (8) | 2,470以上 | 3,210未満 $62 \times (\text{技術職員数値}) \div 740 + 1,686$ |
| (9) | 1,900以上 | 2,470未満 $62 \times (\text{技術職員数値}) \div 570 + 1,624$ |
| (10) | 1,460以上 | 1,900未満 $63 \times (\text{技術職員数値}) \div 440 + 1,568$ |
| (11) | 1,130以上 | 1,460未満 $63 \times (\text{技術職員数値}) \div 330 + 1,488$ |
| (12) | 870以上 | 1,130未満 $62 \times (\text{技術職員数値}) \div 260 + 1,434$ |
| (13) | 670以上 | 870未満 $63 \times (\text{技術職員数値}) \div 200 + 1,367$ |
| (14) | 510以上 | 670未満 $62 \times (\text{技術職員数値}) \div 160 + 1,318$ |
| (15) | 390以上 | 510未満 $63 \times (\text{技術職員数値}) \div 120 + 1,247$ |
| (16) | 300以上 | 390未満 $62 \times (\text{技術職員数値}) \div 90 + 1,183$ |
| (17) | 230以上 | 300未満 $63 \times (\text{技術職員数値}) \div 70 + 1,119$ |
| (18) | 180以上 | 230未満 $62 \times (\text{技術職員数値}) \div 50 + 1,040$ |
| (19) | 140以上 | 180未満 $62 \times (\text{技術職員数値}) \div 40 + 984$ |
| (20) | 110以上 | 140未満 $63 \times (\text{技術職員数値}) \div 30 + 907$ |
| (21) | 85以上 | 110未満 $63 \times (\text{技術職員数値}) \div 25 + 860$ |
| (22) | 65以上 | 85未満 $62 \times (\text{技術職員数値}) \div 20 + 810$ |
| (23) | 50以上 | 65未満 $62 \times (\text{技術職員数値}) \div 15 + 742$ |
| (24) | 40以上 | 50未満 $63 \times (\text{技術職員数値}) \div 10 + 633$ |
| (25) | 30以上 | 40未満 $63 \times (\text{技術職員数値}) \div 10 + 633$ |
| (26) | 20以上 | 30未満 $62 \times (\text{技術職員数値}) \div 10 + 636$ |
| (27) | 15以上 | 20未満 $63 \times (\text{技術職員数値}) \div 5 + 508$ |
| (28) | 10以上 | 15未満 $62 \times (\text{技術職員数値}) \div 5 + 511$ |
| (29) | 5以上 | 10未満 $63 \times (\text{技術職員数値}) \div 5 + 509$ |
| (30) | 5未満 | 5未満 $62 \times (\text{技術職員数値}) \div 5 + 510$ |

注) 点数に小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。

4. -(2) Z2 (元請完成工事高)

■許可を受けた建設業の種類別の技術職員の数及び許可を受けた建設業に係る建設工事の種類別年間平均元請完成工事高の算点

(2)元請完成工事高(Z2)

▼元請完成工事高の点数(Z2)は、許可を受けた建設業の種類毎の直前2年又は直前3年の年間平均元請完成工事高を以下のテーブル表に当てはめて求める。

▼ただし、直前2年平均又は直前3年平均の選択については、X1(完成工事高)の方法と同一でなければならぬ。

| 区分 | 許可を受けた建設業に係る建設工事の種類別年間平均元請完成工事高 | 点数 |
|------|---------------------------------|--|
| (1) | 1,000億円以上 | 2865 |
| (2) | 800億円以上 1,000億円未満 | $119 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 20,000,000 + 2,270$ |
| (3) | 600億円以上 800億円未満 | $145 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 20,000,000 + 2,166$ |
| (4) | 500億円以上 600億円未満 | $87 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 10,000,000 + 2,079$ |
| (5) | 400億円以上 500億円未満 | $104 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 10,000,000 + 1,994$ |
| (6) | 300億円以上 400億円未満 | $126 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 10,000,000 + 1,906$ |
| (7) | 250億円以上 300億円未満 | $76 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 5,000,000 + 1,828$ |
| (8) | 200億円以上 250億円未満 | $90 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 5,000,000 + 1,758$ |
| (9) | 150億円以上 200億円未満 | $110 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 5,000,000 + 1,678$ |
| (10) | 120億円以上 150億円未満 | $81 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 3,000,000 + 1,603$ |
| (11) | 100億円以上 120億円未満 | $63 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 2,000,000 + 1,549$ |
| (12) | 80億円以上 100億円未満 | $75 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 2,000,000 + 1,489$ |
| (13) | 60億円以上 80億円未満 | $92 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 2,000,000 + 1,421$ |
| (14) | 50億円以上 60億円未満 | $55 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 1,000,000 + 1,367$ |
| (15) | 40億円以上 50億円未満 | $66 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 1,000,000 + 1,312$ |
| (16) | 30億円以上 40億円未満 | $79 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 1,000,000 + 1,260$ |
| (17) | 25億円以上 30億円未満 | $48 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 500,000 + 1,209$ |
| (18) | 20億円以上 25億円未満 | $57 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 500,000 + 1,164$ |
| (19) | 15億円以上 20億円未満 | $70 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 500,000 + 1,112$ |
| (20) | 12億円以上 15億円未満 | $50 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 300,000 + 1,072$ |
| (21) | 10億円以上 12億円未満 | $41 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 200,000 + 1,026$ |
| (22) | 8億円以上 10億円未満 | $47 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 200,000 + 996$ |
| (23) | 6億円以上 8億円未満 | $57 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 200,000 + 956$ |
| (24) | 5億円以上 6億円未満 | $36 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 100,000 + 911$ |
| (25) | 4億円以上 5億円未満 | $40 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 100,000 + 891$ |
| (26) | 3億円以上 4億円未満 | $51 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 100,000 + 847$ |
| (27) | 2億円以上 3億円未満 | $30 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 50,000 + 820$ |
| (28) | 2億5,000万円以上 2億円未満 | $2 \text{億} 5,000 \text{万円} \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 50,000 + 795$ |
| (29) | 1億5,000万円以上 1億2,000万円未満 | $45 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 50,000 + 755$ |
| (30) | 1億2,000万円以上 1億5,000万円未満 | $32 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 30,000 + 730$ |
| (31) | 1億円以上 1億2,000万円未満 | $26 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 20,000 + 702$ |
| (32) | 8,000万円以上 1億円未満 | $29 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 20,000 + 687$ |
| (33) | 6,000万円以上 8,000万円未満 | $36 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 20,000 + 659$ |
| (34) | 5,000万円以上 6,000万円未満 | $22 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 10,000 + 635$ |
| (35) | 4,000万円以上 5,000万円未満 | $27 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 10,000 + 610$ |
| (36) | 3,000万円以上 4,000万円未満 | $31 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 10,000 + 584$ |
| (37) | 2,500万円以上 3,000万円未満 | $19 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 5,000 + 573$ |
| (38) | 2,000万円以上 2,500万円未満 | $23 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 5,000 + 553$ |
| (39) | 1,500万円以上 2,000万円未満 | $28 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 5,000 + 533$ |
| (40) | 1,200万円以上 1,500万円未満 | $19 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 3,000 + 522$ |
| (41) | 1,000万円以上 1,200万円未満 | $16 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 2,000 + 502$ |
| (42) | 1,000万円未満 | $341 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 10,000 + 241$ |

(注) 点数に小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。

5. W(その他社会性等)

■その他の審査項目(社会性等)の評点

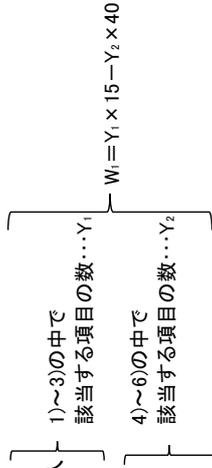
後述のW1～W6で算出した点数を用い、以下の計算式からWを求める。

$$W = (W_1 + W_2 + W_3 + W_4 + W_5 + W_6 + W_7 + W_8 + W_9 + W_{10}) \times 10 \div 190 \div 200$$

5. -(1) W(その他社会性等)
 ■その他の審査項目(社会性等)の評点

(1) 労働福祉の状況(W1)

- 1) 建設業退職金共済制度への加入
- 2) 退職一時金制度若しくは企業年金制度の導入
- 3) 法定外労働災害補償制度への加入
- 4) 雇用保険未加入(適用除外を除く)
- 5) 健康保険未加入(適用除外を除く)
- 6) 厚生年金保険未加入(適用除外を除く)



5. -(2) W(その他社会性等)
 ■その他の審査項目(社会性等)の評点

(2) 建設業の営業年数(W2)

◆建設業の営業年数(W21)

平成23年4月1日以降の申立てに係る再生手続き開始の決定または更生手続き開始の決定を受け、かつ、更生手続き終結の決定または更生手続き終結の決定を受けた建設業者は、当該再生手続き終結の決定または更生手続き終結の決定を受けた時より起算するものとする。

| 区分 | 営業年数 | 点数 | 区分 | 営業年数 | 点数 |
|------|-------|----|------|------|----|
| (1) | 35年以上 | 60 | (17) | 19年 | 28 |
| (2) | 34年 | 58 | (18) | 18年 | 26 |
| (3) | 33年 | 56 | (19) | 17年 | 24 |
| (4) | 32年 | 54 | (20) | 16年 | 22 |
| (5) | 31年 | 52 | (21) | 15年 | 20 |
| (6) | 30年 | 50 | (22) | 14年 | 18 |
| (7) | 29年 | 48 | (23) | 13年 | 16 |
| (8) | 28年 | 46 | (24) | 12年 | 14 |
| (9) | 27年 | 44 | (25) | 11年 | 12 |
| (10) | 26年 | 42 | (26) | 10年 | 10 |
| (11) | 25年 | 40 | (27) | 9年 | 8 |
| (12) | 24年 | 38 | (28) | 8年 | 6 |
| (13) | 23年 | 36 | (29) | 7年 | 4 |
| (14) | 22年 | 34 | (30) | 6年 | 2 |
| (15) | 21年 | 32 | (31) | 5年以下 | 0 |
| (16) | 20年 | 30 | | | |

◆民事再生法又は会社更生法の適用の有無(W22)

平成23年4月1日以降の申立てに係る再生手続き開始の決定または更生手続き開始の決定を受け、かつ審査基準日以前に再生手続き終結の決定又は更生手続き終結を受けていない場合に、民事再生法又は会社更生法の適用有りとして減点して審査するものとする。

| 区分 | 民事再生法または会社更生法の適用の有無 | 点数 |
|-----|---------------------|-----|
| (1) | 有 | -60 |
| (2) | 無 | 0 |

5. -(3) W(その他社会性等)

■その他の審査項目(社会性等)の評点

(3)防災協定締結の有無(W3)

▼防災協定締結の有無の点数(W3)は、国、特殊法人等又は地方公共団体との間で災害時の防災活動等について定めた防災協定を締結している場合に20点として求める。

| 区分 | 防災協定締結の有無 | 点数 |
|-----|-----------|----|
| (1) | 有 | 20 |
| (2) | 無 | 0 |

5. -(4) W(その他社会性等)

■その他の審査項目(社会性等)の評点

(4)法令遵守の状況(W4)

▼法令遵守の状況の点数(W4)は、審査対象年に建設業法第28条の規定により指示され、又は営業の全部若しくは一部の停止を命ぜられたことがある場合に、以下のテーブル表に基づき求める。

| 区分 | 法令遵守の状況 | 点数 |
|-----|------------------------|-----|
| (1) | 無 | 0 |
| (2) | 指示された場合 | -15 |
| (3) | 営業の全部若しくは一部の停止を命ぜられた場合 | -30 |

5. -(5) W(その他社会性等)

■その他の審査項目(社会性等)の評点

(5)建設業の経理の状況(W5)

▼建設業の経理の状況の点数(W5)は、監査の受審状況(W51)及び公認会計士等数(W52)の点数の合計として求める。

計算式：建設業の経理状況(W5) = 監査の受審状況の点数(W51) + 公認会計士等数の点数(W52)

◆監査の受審状況

監査の受審状況の点数(W51)は、以下の区分のいずれかの場合に加点する。

| 区分 | 監査の受審状況 | 点数 |
|-----|---------------------|----|
| (1) | 公認監査人の設置 | 20 |
| (2) | 会計参加の設置 | 10 |
| (3) | 経理処理の適正を確認した旨の書類の提出 | 2 |
| (4) | 無 | 0 |

◆公認会計士等数

公認会計士等数の点数(W52)は、次の算式により「公認会計士等数値」を算出し、以下のテーブル表に当てはめて求める。

公認会計士等数値

= 公認会計士等の数(登録経理試験1級合格者含む) × 1 + 登録経理試験2級合格者の数 × 0.4

| 項目 | 公認会計士等数値 | | | | | |
|-----------------|----------|--------|--------|-------|-------|-------|
| | (1) | (2) | (3) | (4) | (5) | (6) |
| 年間平均完成工事高 | 10 | 8 | 6 | 4 | 2 | 0 |
| 600億円以上 | 13.6以上 | 10.8以上 | 7.2以上 | 5.2以上 | 2.8以上 | 0 |
| 150億円以上 600億円未満 | 8.8以上 | 13.6未満 | 10.8未満 | 7.2未満 | 5.2未満 | 2.8未満 |
| 40億円以上 150億円未満 | 4.4以上 | 8.8未満 | 6.8未満 | 4.8未満 | 2.8以上 | 1.6未満 |
| 10億円以上 40億円未満 | 2.4以上 | 4.4未満 | 3.2未満 | 2.4未満 | 1.2未満 | 0.8未満 |
| 1億円以上 10億円未満 | 1.2以上 | 1.6以上 | 1.2以上 | 0.8以上 | 0.4以上 | 0.4未満 |
| 1億円未満 | 0.4以上 | 1.2未満 | 0.8未満 | — | — | 0 |

5. -(6) W(その他社会性等)

■その他の審査項目(社会性等)の評点

(6) 研究開発の状況(W6)

▼研究開発の状況の点数(W6)は、研究開発費の額の平均の額を以下のテーブル表に当てはめて求める。

▼ただし、会計監査人設置会社において、会計監査人が当該会社の財務諸表に対して、無限定適正

| 区分 | 平均研究開発費の額 | 点数 | 区分 | 平均研究開発費の額 | 点数 |
|------|----------------|----|------|-----------------|----|
| (1) | 100億円以上 | 25 | (14) | 11億円以上 12億円未満 | 12 |
| (2) | 75億円以上 100億円未満 | 24 | (15) | 10億円以上 11億円未満 | 11 |
| (3) | 50億円以上 75億円未満 | 23 | (16) | 9億円以上 10億円未満 | 10 |
| (4) | 30億円以上 50億円未満 | 22 | (17) | 8億円以上 9億円未満 | 9 |
| (5) | 20億円以上 30億円未満 | 21 | (18) | 7億円以上 8億円未満 | 8 |
| (6) | 19億円以上 20億円未満 | 20 | (19) | 6億円以上 7億円未満 | 7 |
| (7) | 18億円以上 19億円未満 | 19 | (20) | 5億円以上 6億円未満 | 6 |
| (8) | 17億円以上 18億円未満 | 18 | (21) | 4億円以上 5億円未満 | 5 |
| (9) | 16億円以上 17億円未満 | 17 | (22) | 3億円以上 4億円未満 | 4 |
| (10) | 15億円以上 16億円未満 | 16 | (23) | 2億円以上 3億円未満 | 3 |
| (11) | 14億円以上 15億円未満 | 15 | (24) | 1億円以上 2億円未満 | 2 |
| (12) | 13億円以上 14億円未満 | 14 | (25) | 5,000万円以上 1億円未満 | 1 |
| (13) | 12億円以上 13億円未満 | 13 | (26) | 5,000万円未満 | 0 |

5. -(7) W(その他社会性等)

■その他の審査項目(社会性等)の評点

(7) 建設機械の所有及びリース台数(W7)

| 区分 | 建設機械の所有及びリース台数 | 点数 | 区分 | 建設機械の所有及びリース台数 | 点数 |
|-----|----------------|----|------|----------------|----|
| (1) | 15台以上 | 15 | (9) | 7台 | 11 |
| (2) | 14台 | 15 | (10) | 6台 | 10 |
| (3) | 13台 | 14 | (11) | 5台 | 9 |
| (4) | 12台 | 14 | (12) | 4台 | 8 |
| (5) | 11台 | 13 | (13) | 3台 | 7 |
| (6) | 10台 | 13 | (14) | 2台 | 6 |
| (7) | 9台 | 12 | (15) | 1台 | 5 |
| (8) | 8台 | 12 | (16) | 0台 | 0 |

※評価対象は、一定の基準を満たす、大型ダンプ、移動式クレーン、建設機械担当法第2条に規定する「建設機械」のうち、シヨベル系掘削機、ブルドーザー、トラクタ、エンジンヨベル、モーターグレーダー。

5. -(8) W(その他社会性等)

■その他の審査項目(社会性等)の評点

(8) 国際標準化機構が定めた規格による登録(W8)

| 区分 | 国際標準化機構が定めた規格による登録の状況 | 点数 |
|-----|-----------------------|----|
| (1) | 第9001号及び第14001号の登録 | 10 |
| (2) | 第9001号の登録 | 5 |
| (3) | 第14001号の登録 | 5 |
| (4) | 無 | 0 |

5. -(9) W(その他社会性等)

■その他の審査項目(社会性等)の評点

(9) 若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況(W9)
W9=W91+W92

◆若年技術職員の継続的な育成(W91)

| 区分 | 若年技術職員の継続的な育成及び確保の状況 | 点数 |
|-----|----------------------|----|
| (1) | 該当 | 1 |
| (2) | 非該当 | 0 |

◆新規若年技術職員の育成及び確保の状況(W92)

| 区分 | 若年技術職員の継続的な育成及び確保の状況 | 点数 |
|-----|----------------------|----|
| (1) | 該当 | 1 |
| (2) | 非該当 | 0 |

5. -(10) W(その他社会性等)
 ■その他の審査項目(社会性等)の得点

(10)知識及び技術又は技能の向上に関する建設工事に従事する者の取組状況(W10)

知識及び技術又は技能の向上に関する建設工事に従事する者の取組状況(W10)＝
 技術者に関する評価(W101)＋技能者に関する評価(W102)

◆技術者に関する評価(W101)

技術者に関する評価(W101)は次の算式により算出する。

$$(\text{技術者数} \div (\text{技術者数} + \text{技能者})) \times \text{CPD単位取得点数}$$

●CPD単位取得点数

CPD取得点数は、次の算式により算出された数値を、以下のテーブル表に当てはめて求める。

$$\text{CPD単位取得数} \div \text{技術者数}$$

| 区分 | CPD単位取得数÷技術者数 | CPD単位取得点数 |
|------|---------------|-----------|
| (1) | 30以上 | 10 |
| (2) | 27以上～30未満 | 9 |
| (3) | 24以上～27未満 | 8 |
| (4) | 21以上～24未満 | 7 |
| (5) | 18以上～21未満 | 6 |
| (6) | 15以上～18未満 | 5 |
| (7) | 12以上～15未満 | 4 |
| (8) | 9以上～12未満 | 3 |
| (9) | 6以上～9未満 | 2 |
| (10) | 3以上～6未満 | 1 |
| (11) | 3未満 | 0 |

●CPD単位取得数

CPD単位取得数は、建設業者に所属する技術者が取得したCPD単位の合計数とし、各技術者のCPD単位は、以下の算式で算出される数値とする。

$$\text{審査対象年にCPD認定団体によって取得を認定された単位数} \div \text{CPD認定団体数} \times 30$$

※₁各技術者のCPD単位の上限は30まで

※₂小数点以下切り捨て

| 区分 | CPD認定団体 | CPD認定団体数 | 区分 | CPD認定団体 | CPD認定団体数 |
|------|---------------------|----------|------|-----------------------|----------|
| (1) | (公社)空気調和・衛生工学会 | 50 | (2) | (一財)建設業振興基金 | 12 |
| (3) | (一社)建設コンサルタント協会 | 50 | (4) | (一社)交通工学研究会 | 50 |
| (5) | (公社)地盤工学会 | 50 | (6) | (公社)森林・自然環境技術教育研究センター | 20 |
| (7) | (公社)全国上下水道コンサルタント協会 | 50 | (8) | (一社)全国測量設計業協会連合会 | 20 |
| (9) | (一社)全国土木施工管理技士会連合会 | 20 | (10) | (一社)全日本建設技術協会 | 25 |
| (11) | 土質・地質技術者生涯学習協議会 | 50 | (12) | (公社)土木学会 | 50 |
| (13) | (一社)日本環境アセスメント協会 | 50 | (14) | (公社)日本技術士会 | 50 |
| (15) | (公社)日本建築士会連合会 | 12 | (16) | (公社)日本造園学会 | 50 |
| (17) | (公社)日本都市計画学会 | 50 | (18) | (公社)農業農村工学会 | 50 |
| (19) | (一社)日本建築士事務所協会連合会 | 12 | (20) | (公社)日本建築家協会 | 12 |
| (21) | (一社)日本建設業連合会 | 12 | (22) | (一社)日本建築学会 | 12 |
| (23) | (一社)建築設備技術者協会 | 12 | (24) | (一社)電気設備学会 | 12 |
| (25) | (一社)日本設備設計事務所協会連合会 | 12 | (26) | (公財)建築技術教育普及センター | 12 |
| (27) | (一社)日本建築構造技術者協会 | 12 | | | |

◆技能者に関する評価(W102)

技能者に関する評価(W102)は、次の算式により算出する。

$$(\text{技能者数} \div (\text{技術者数} + \text{技能者数})) \times \text{技能レベル向上者点数}$$

●技能レベル向上者点数

技能レベル向上者点数は、次の算式により算出された数値を、以下のテーブル表に当てはめて求める。

$$\text{技能レベル向上者数} \div (\text{技能者数} - \text{控除対象者数})$$

※₁技能レベル向上者数：認定能力評価基準により受け入れた評価が審査基準日より前3年間に1以上向上した者の数

※₂控除対象者数：審査基準日の3年前の日に以前にレベル4の評価を受けていた者の数

※₃技能者数－控除対象者数が0の場合、技能レベル向上者点数は0とする

| 区分 | 技能レベル向上者数÷(技能者数－控除対象者数) | 技能レベル向上者点数 |
|------|-------------------------|------------|
| (1) | 15.0%以上 | 10 |
| (2) | 13.5%以上～15.0%未満 | 9 |
| (3) | 12.0%以上～13.5%未満 | 8 |
| (4) | 10.5%以上～12.0%未満 | 7 |
| (5) | 9.0%以上～10.5%未満 | 6 |
| (6) | 7.5%以上～9.0%未満 | 5 |
| (7) | 6.0%以上～7.5%未満 | 4 |
| (8) | 4.5%以上～6.0%未満 | 3 |
| (9) | 3.0%以上～4.5%未満 | 2 |
| (10) | 1.5%以上～3.0%未満 | 1 |
| (11) | 1.5%未満 | 0 |

第22 住宅瑕疵担保履行法について

- 住宅瑕疵担保履行法の内容や届出様式については、茨城県建設業担当ホームページでも確認できます。

URL : <http://www.pref.ibaraki.jp/doboku/kanri/kensetsu/jyuutakuwotaterukatahe.html>

- 「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」の施行

住宅を新築する建設工事の発注者及び新築住宅の買主の利益の保護を図るため、平成21年10月1日に「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成19年法律第66号）（住宅瑕疵担保履行法）」が施行され、施行日以降に新築住宅を引き渡す新築住宅の請負人となる建設業者と売主となる宅地建物取引業者に、10年間の瑕疵担保責任の履行を確保するための資力確保措置が義務づけられました。

- 義務付けの対象事業者

- 注文・賃貸住宅の請負人（建設業法の許可を受けた建設業者）
 - 分譲住宅の売主（宅地建物取引業法の免許を受けた宅建業者）
- （注）業者同士の取引は対象外



- 対象となる瑕疵担保責任の範囲

- 住宅品質確保法で定める10年の瑕疵担保責任の範囲と同じです。

新築住宅（戸建住宅、分譲マンション、賃貸住宅、グループホーム、ケアホーム等）の

◎構造耐力上主要な部分

◎雨水の浸入を防止する部分

- 資力確保の2つの方法

資力確保の手段は「供託」と「保険」の2種類があります。

「供託」は、請負人等が自らの資力で瑕疵担保責任に対応するものであり、供給した戸数に応じて算定された額の保証金を10年間、「供託所」に預け置くもので、一旦供託すると10年間は基本的には取り戻すことが出来ません。

「保険」は、保険法人に保険料を支払い、保険契約を結ぶので、保険料は掛け捨てになります。

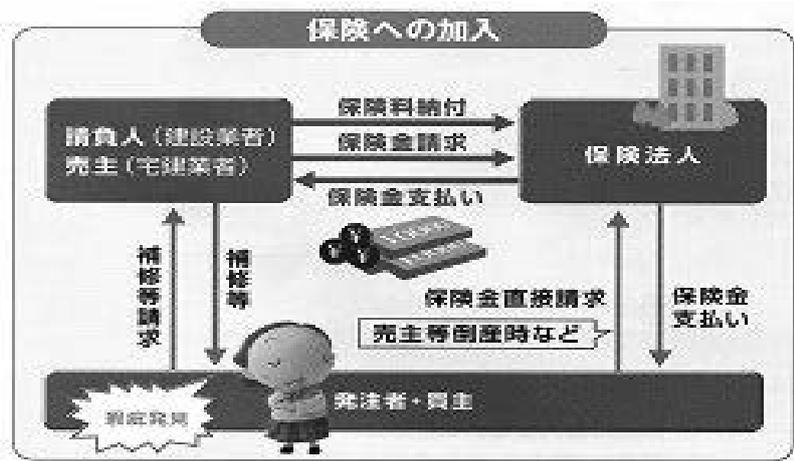
■ 供託

- 供託する保証金の額（供託額）

| 供給戸数 | 供 託 額 |
|----------------|--------------------|
| 1 | 2,000 万円×戸数 |
| 1 超～10 以下 | 200 万円×戸数+1,800 万円 |
| 10 超～50 以下 | 80 万円×戸数+3,000 万円 |
| 50 超～100 以下 | 60 万円×戸数+4,000 万円 |
| 100 超～500 以下 | 10 万円×戸数+9,000 万円 |
| 500 超～1,000 以下 | 8 万円×戸数+1 億円 |
| ... | ... |

■ 保険

保険は、国土交通大臣が指定した「住宅瑕疵担保責任保険法人」に保険料を支払い保険契約を締結するものです。請負人等が瑕疵の補修などを行った場合は、その要した費用に対して保険金が支払われます。万一、請負人等が倒産等により補修が出来ない場合には、住宅発注者に直接保険金が支払われます。



- 住宅瑕疵担保責任保険法人

国土交通大臣の指定を受けた保険法人は次のとおりです。

- ① 株式会社 住宅あんしん保証 (TEL：03-3562-8120)
- ② 財団法人 住宅保証機構 (TEL：03-6435-8870)
- ③ 株式会社 日本住宅保証検査機構 (TEL：03-6861-9210)
- ④ 株式会社 ハウスジーメン (TEL：03-5408-8486)
- ⑤ ハウスプラス住宅保証 株式会社 (TEL：03-4531-7200)
- ⑥ たてもの 株式会社 (TEL：03-6280-7241)

※上記法人には保険申込みを行える取次店があります。詳しくは各法人にお問い合わせ下さい。

- 保険の料金

保険料は、各保険法人によって異なります。また、一定要件（戸数や事業者数）を満たす場合、割引等のメニューも用意されています。

- 保険加入のタイミング

保険加入においては、原則として保険法人の現場検査を工事中に実施するため、保険は着工前に申し込む必要があります。

■重要事項の説明義務

● 供託の場合

請負契約締結時までに、保証金の供託をしている供託所の名称・所在地等について書面を交付

● 保険の場合

(契約締結時)

建設工事請負契約の内容を記載する書面に保険契約の内容(保険法人の名称、保険期間、保険金額、保険の対象となる瑕疵の範囲)を記載

(保険証券発行時)

保険法人が発行する「保険付保証明書」を交付

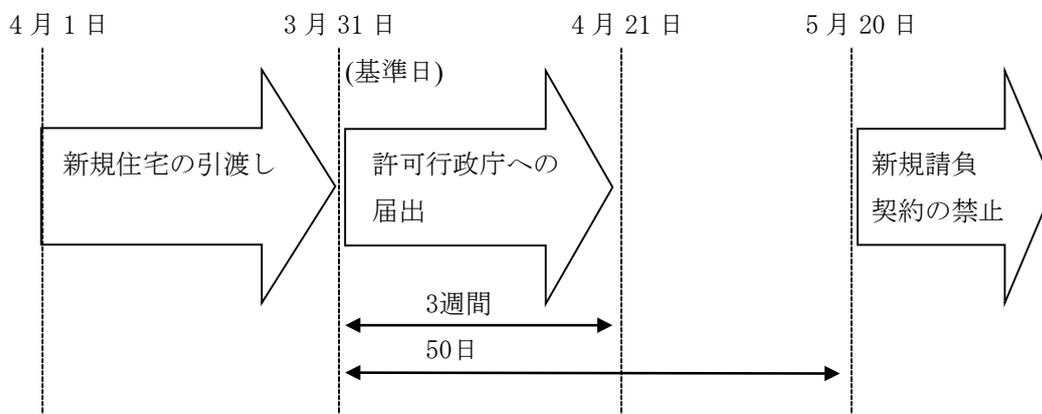
■許可行政庁への届出

新築住宅を引渡しした建設業者や宅建業者による保証金の供託やこれに代わる住宅瑕疵担保責任保険契約の締結が確実、適正に行われているかを把握し確認するため、年1回*の基準日(3月31日)ごとに、供託や保険の状況について、基準日から3週間以内(4月21日)までに許可行政庁への届出が必要となります。本県においては、建設業者は監理課へ、宅建業者は建築指導課へそれぞれ郵便により届け出ることとしています。

なお、この届出を行わない場合、基準日から50日を経過した日以降、新築住宅の請負契約や売買契約を新たに締結することが禁止されます。

※令和3年9月30日より改正住宅瑕疵担保履行法が施行され、基準日が年1回となった。

● 手続きの流れ



● 届出先

(茨城県知事建設業許可業者の場合)

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県 土木部 監理課 建設業グループ

(茨城県知事宅建業免許業者の場合)

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県 土木部 都市局 建築指導課 監察・免許グループ

(国土交通大臣建設業許可業者の場合)

〒330-9724 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1 さいたま新都心合同庁舎2号館

国土交通省関東地方整備局 建政部 建設産業第一課

※県を經由せずに、直接、関東地方整備局へ。

● 届出方法

郵 送 （簡易書留郵便など確実な方法により提出願います。）

- ・提出部数は**1部**です。
- ・封筒の表に『住宅瑕疵担保履行法届書在中』と朱書きして下さい。
- ・届出書控えが必要な場合は、返信用の切手を貼付した封筒を同封の上、**2部**提出して下さい。
1部は受付印を押してお返しします。【注：届出の内容が適正であることの証明ではありません。】

● 届出書類

- ① **届出書（第一号様式）** 「住宅建設瑕疵担保保証金の供託及び住宅建設瑕疵担保責任保険契約の締結の状況についての届出書」
- ② **一覧表（第一号の二様式）** 「住宅建設瑕疵担保保証金の供託及び住宅建設瑕疵担保責任保険契約の締結の状況の一覧表」
※保険のみの場合、保険法人の発行する「**保険契約締結証明書【明細】**」でも可
- ③ **供託書の写し**（基準日前6月間において新たに保証金を供託した場合）
- ④ 保険法人が発行する「**保険契約締結証明書**」（**原本**）

※第一号様式、第一号の二様式は、茨城県建設業担当ホームページからダウンロードできます。
保険のみの場合には、簡易版もご活用いただけます。

<http://www.pref.ibaraki.jp/doboku/kanri/kensetsu/jyuutakuwotaterukatahe.html>

※基準日時点で引き渡した新築住宅の合計戸数が「1戸」以上の場合は、上記①、②、③（または、④）の書類の提出が必要です。

※基準日時点で引き渡した新築住宅の合計戸数が「0戸」であった場合には、上記①のみ提出が必要です。

①の届出書を作成する際には、住宅瑕疵担保責任保険法人名を忘れずに記載していただくか、④の「保険契約締結証明書」を添付していただくようお願いいたします。

◆**注意事項**（提出前に再度ご確認をお願いします。）

- ・押印する場合は、法人であれば代表者印が押印してあるか。
- ・提出書類が全て揃っているか。
- ・届出時の許可番号の欄に建設業許可番号が記載されているか。

届出書の内容等に不備がある場合、再提出をお願いする場合があります。

■ 監督処分と罰則

住宅瑕疵担保履行法に違反した場合は、同法による罰則が科されるほか、建設業の適正な実施の確保の観点から、建設業法に基づき必要な監督処分も課されることになります。

| | | | | |
|------------------|---|---|---|-----------------------------------|
| 違反例 | 資力確保措置を行わない [履行法第3条第1項] | 届出を行わない 虚偽の届出をした [履行法第4条第1項] | 契約の制限期間に新規契約を締結 [履行法第5条] | 契約締結までに供託に関する説明を行わない [履行法第10条] |
| 住宅瑕疵担保履行法 | 新規契約の制限 | 新規契約の制限 罰則 ・50万円以下の罰金 ・法人に対し両罰規定 | 罰則 ・1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金 またはこれの併科 ・法人に対し両罰規定 | |
| 建設業法 | 指示処分 [業法第28条第1項及び第4項(第1項第9号該当)] | 指示処分 [業法第28条第1項及び第4項] | 指示処分 [業法第28条第1項及び第4項(第1項第9号該当)] | 指示処分 [業法第28条第1項及び第4項] |
| | <情状が重いとき> 営業停止処分 1年以内の営業の全部又は一部の停止命令 [業法第28条第3項(第1項第9号該当)] | | <情状が重いとき> 営業停止処分 1年以内の営業の全部又は一部の停止命令 [業法第28条第3項(第1項第9号該当)] | |
| | <情状が特に重いとき> 許可の取り消し [業法第29条第1項] | | <情状が特に重いとき> 許可の取り消し [業法第29条第1項] | |

茨城県からのお願い

茨城県が発注する建設工事について、受注者（建設業者）は、次の事項について留意されるようお願いいたします。

1. 県内業者・県内産資材の積極的活用について

県工事を受注される建設業者の方は、県内産業健全育成のため次の点に留意されるようお願いいたします。

- ① 受注者が下請業者を使用する場合は、できるだけ茨城県内に主たる営業所（本店）を有する業者を選定してください。
- ② 受注者が使用する建設資材については、できるだけ県内産資材（県内で生産されるもの又は県内に本店を有する業者が取り扱うもの）を選定してください。

2. 発注者への提出書類について

県工事を受注された方は、茨城県建設工事施工適正化指針（令和3年4月改正）を順守して適正な施工をされるようお願いいたします。

県工事においては、県から直接建設工事を請け負った建設業者は、次の書類を発注者に提出しなければならないこととしています。

- ① 下請負契約がある場合
 - ・施工体制台帳（作業員名簿を含む。）
 - ・施工体系図
- ② 一次下請以下の下請負業者が再下請契約を行う場合
 - ・再下請負通知書（作業員名簿を含む。）
- ③ その請負代金額が500万円以上になるもの
 - ・建設業退職金共済組合に係る掛金収納状況の報告
- ④ 全ての県工事
 - ・現場代理人及び主任・監理技術者の選任通知

なお、工事監督機関の長は、工事現場の施工体制が提出された「施工体制台帳」等の記載に合致しているか点検するため、現場の立入検査を実施することとなっておりますので、点検を求められたときは御協力をお願いいたします。

3. 社会保険等の加入に関する下請への指導等について

県工事を受注された建設業者の方は、下請企業及びその労働者の社会保険等への加入を促進するため、国の定めた「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」（令和2年10月一部改訂）に規定された元請企業としての役割と責任について果たしていただきますようお願いいたします。

（主な役割等）

- ・社会保険等へ加入する義務があるにもかかわらず加入していない建設業者を下請企業に選定しないこと。
- ・提出された作業員名簿等により、加入義務があるのに未加入の作業員が発覚した場合は、作業員名簿を作成した下請企業に対し、適切に加入させるよう指導すること。
- ・法定福利費を内訳明示した見積書の提出について、下請企業に対する見積条件に明示し、提出された場合は、その見積書を尊重すること。
- ・法定福利費を一方向的に削減したり、労務費そのものや他の費用で減額調整を行うなど、実質的に法定福利費を賄うことができない金額で下請と建設工事の請負契約を締結することは厳に慎むこと。

建設職人基本法に基づく県指針について

茨城県土木部

全ての建設工事従事者の安全及び健康の確保を図るため、関係者が連携して取り組む際の指針となるもの。

県指針について

- ・県は、法の基本理念にのっとり、地域の実情に応じた施策を策定、実施する責務を有する。(建設職人基本法)
- ・県、関係団体・機関が、同じ目的をもって計画的に施策を推進。
- ・策定にあたっては、県内関係団体(16団体)からヒアリングを実施。

施策の方向性

関係団体からの主な意見

- ・行政や関係団体が、同じ方向を向いた取組が必要
- ・一人親方にも安全措置を
- ・事業者だけでなく、全ての従事者の意識向上を
- ・民間工事でも安全衛生経費の適切な確保を
- ・外国人労働者に対する安全衛生教育も
- ・労働者と資材を同列にしないといけない

- ・働き方改革には発注者や元請の理解が必要
- ・民間工事は厳しい工期の改善が必要
- ・安全衛生経費の積算は実態把握が急務
- ・表彰や加点によるインセンティブを
- ・CCUSに優遇措置を

| 施策 | 現状・課題 | 取組の強化 | 重点的な取組 |
|-------------------|---|--|---|
| 災害の撲滅 | 建設業従事者全体で、年間約300人もの死傷事故が発生していることを重く受け止め、災害の撲滅に向け、一層の取組を推進する必要がある。 | 建設業者による安全衛生教育の支援。 労働安全衛生法の順守徹底。 | 特に中小の建設業者の安全衛生管理能力の向上を支援。 建設業者が自主的に「ラリススクアセスメント」を促進。 従事者の安全・健康に配慮した設計や工法等の普及。 創意工夫事例等の水平展開。 墜落・転落災害防止対策の充実強化についての調査検討等。 |
| 一人親方等対策 | 一人親方等については、労働安全衛生法の保護の対象ではないが、労働者と同じ作業に従事していることから、建設工事の担い手として特段の配慮が必要である。 | 一人親方への労災保険特別加入の促進。 実態が労働者の場合は、労働者として扱うよう周知・指導。 | 一人親方等まで含んだ安全措置の徹底。 一人親方等の災害を把握・分析 一人親方や外国人労働者に対する安全衛生教育の支援。 |
| 中長期的な担い手確保 | 高齢化が進行している中、他産業と比べて低い賃金や長い労働時間の改善や地位の向上等を図り、中長期的な担い手の確保を進めていくことが急務である。 | 適切な労務単価や資材等の取引価格を的確に反映した労働安全衛生費の確保【県発注工事】 適切な工期設定、工期延長、施工時期の平準化【県発注工事】 従事者の社会保障等加入の徹底と法定福利費の適切な確保。 CCUSの活用推進。 | 公共・民間を問わず、法定福利費や安全衛生経費が下請まで確実に支払われるような実効性のある施策の検討。 業界全体として「安全文化」を醸成する取組の促進。 |

令和4年度以降の予定：国、県、関係団体で推進体制を立ち上げ、地域の実情に応じた施策を推進していく。

建設工事の発注者の皆様へ

工期ダンピングは やめましょう

工期ダンピング(著しく短い工期での請負契約)は、**建設業法で禁止**されています。



工期ダンピングは、建設業の就業者に長時間労働を強いるだけでなく、**事故の発生や手抜き工事につながる恐れ**があります。



建設業者は、発注者の皆様にとって重要なパートナーであることをご理解いただき、**適正な工期の設定**をお願いします。



茨城県土木部

工期ダンピングとは

- 「その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約」（建設業法第19条の5）をいいます。
- 「通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間」とは、「工期に関する基準」を踏まえていない場合、過去の同種類似工事の工期より短い場合、違法な長時間労働等の不適切な状態で工事を行うことをいいます。

なぜ工期ダンピングが禁止されたのですか

- 建設業は、社会資本の整備や維持管理の担い手であり、災害時には「地域の守り手」として、地域社会の安全・安心を守る役割を果たしていますが、他の産業に比べて相当長い労働時間となっています。
- このため、官民一体となって働き方改革を進めていますが、工期ダンピングによる早出・残業や土日・休日出勤が、長時間労働の原因となっています。
- このような状況を改善するため、令和元年に建設業法が改正され、工期ダンピングが禁止されました。

「工期に関する基準」とはなんですか

- 適正な工期の設定や見積りにあたり、発注者と受注者が考慮すべき事項が記載されたものです。（令和2年7月20日中央建設業審議会勧告）
- 裏面に、考慮すべき事項をチェックリストにしましたので、ご活用ください。

どのような場合が、 工期ダンピングになるのですか

- 発注者が、早期の引渡しを受けるため、建設業者に対して、一方的に通常よりもかなり短い工期で請負契約を締結した場合
- 建設業者が、通常必要と認められる工期を発注者に提示したにもかかわらず、それよりもかなり短い工期で請負契約を締結した場合
- 建設業者に責任のない理由で、当初の工期を変更する場合、通常よりもかなり短い期間を工期で契約を変更した場合

工期ダンピングをすると、どうなるのですか

- 発注者に対し、国土交通大臣又は都道府県知事が必要な勧告を行うことがあります。
- また、勧告に従わない場合は、公表される場合があります。

工期ダンピングをならないようにするためには、 どうすればよいですか

- 請負契約を締結するまでに、工期の設定に影響を及ぼす事象(※)について、建設業者に情報を提供してください。
※地盤の沈下や地下埋設物による土壌の汚染など地中の状態に起因する事象。騒音や振動など周辺環境に配慮が必要な事象
- 建設業者に、工期の見積りを依頼してください。
- 請負契約の締結にあたっては、「工期に関する基準」や建設業者の見積りを踏まえ、建設業者と協議・合意し、適正な工期を設定してください。
- 売買や賃貸借をする場合は、その相手方に、災害や不可抗力等により、引渡日の変更がありうることを説明してください。

「工期に関する基準」 チェックリスト

- 自然要因（降雨日、降雪日など）を考慮しましたか。
- 時間外労働の上限規制や週休2日等を考慮しましたか。
- イベント（年末年始、夏季休暇、交通規制が必要な時期など）を考慮しましたか。
- 敷地の制約条件（鉄道、通学路、住宅地域など）を考慮しましたか。
- 受注者と協議・合意の上で工期を決定しましたか。
- 分離発注の場合、個々の工事の調整を行い、適正な工期を設定しましたか。
- 関係者（地元住民、電力・ガス事業者など）との調整に要する時間を考慮しましたか。
- 行政への申請に要する時間を考慮しましたか。
- 労働者の安全及び健康を確保するため、十分な工期を設定しましたか。

（当初の工期で施工できない場合）

- 当初の工期で施工できない場合、受注者と協議のうえで、工期の延長や請負代金額の変更等の変更契約を締結しましたか。
- 分離発注の場合、前工程の遅れが、後工程へのしわ寄せにならないよう、工事の進捗に応じて個々の工事の調整を行っていますか。

※このほかに、工程別や分野別に考慮すべき事項もありますので、下記のURLで確認の上、適正な工期を設定してください。

https://210.248.150.33/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000190.html

お問合せ先 茨城県土木部監理課 ☎029(301)4334

